政策評価調書(政策体系図)

政策評価 調書番号

1

2

(3)

4

所管名:内閣府(組織:金融庁)

	2年度成立予算における政策体系図 【基本計画(29年8月策定)】		3年度概算要求における政策体系図 【基本計画(29年8月策定)】
基本	政策	基本证	政策
	施策		施策
I. ₹	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I.金	融システムの安定と金融仲介機能の発揮
	1. マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施		1. マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
	2. 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備		2. 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
	3. 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施		3. 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
Ⅱ. ≉	刊用者の保護と利用者利便の向上	Ⅱ. 利.	用者の保護と利用者利便の向上
	1. 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施		1. 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの 提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリ ングの実施
	2. 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施		2. 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と 金融モニタリングの実施
Ⅲ. 雨	市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	皿. 市:	場の公正性・透明性と市場の活力の向上
	1. 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化		1. 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応 した市場監視機能の強化
	2. 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施		2. 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境 整備とモニタリングの実施
	3. 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備		3. 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性 の確保のための制度・環境整備
(横	 断的施策)	(横断	的施策)
	施策		施策
1. IT	技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	1. IT技	支術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
2. 業	務継続体制の確立と災害への対応	2. 業剂	務継続体制の確立と災害への対応
3. そ	の他の横断的施策	3. その	つ他の横断的施策
		<u> </u>	

- 注)1. 政策体系図のレベル数に応じて、適宜欄を追加、削除すること。
 - 2. 2年度成立予算(補正を含む)の政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。
 - 3. 3年度において実施することが予定されている政策体系図を記入すること。また、その根拠 (政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、3 年度の新規の政策及び前年度政策体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
 - 4. 予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と対応する政策レベルにおいて、予算のある 政策は上から順に付番し、予算のない政策は「-」とすること。

政策名	マクロプルー	デンスの取組と効り	具的な金融モニタリングの実施		番号 ① (I-			
評価方式	総合	実績・事業	政策目標の達成度合い	目標這	 重成			(千円
			予算科目				予	算額
	会計	組織/勘定	項	事項	Ą	他に記載のある 個別票の番号	2 年度 当初予算額	3年度 概算要求額
	一般	金融庁	金融政策費	金融機能安定確保	に必要な経費		262, 974	529, 939
対策評価の対象と なっているもの								
							262, 974	529, 939
			小計			一般会計		
			у п			特別会計		
政策評価の対象と								
なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの			<u> </u>			一般会計		
			小計			722 H I		
						特別会計		
	<u> </u>					一般会計	262, 974	529, 939
			合 計					
						特別会計		

政策名	健全な金融シ	ステムの確保のため	かの制度・環境整備	番号 (1 - 2)			
政策名健全部を対象となっているもの	総合	実績·事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり]		(千円)
			予算科目			予算	算額
	会計	組織/勘定	項	事項	他に記載のある個別票の番号	2 年度 当初予算額	3年度 概算要求額
	一般	金融庁	金融政策費	金融機能安定確保に必要な経費		7, 500	7, 500
対策評価の対象と							
なっているもの							
					一般会計	7, 500	7, 500
			小計		特別会計		
改策評価の対象と なっていないが、							
ある政策に属する と整理できるもの					一般会計		
			小計		特別会計		
	<u> </u>				án. Δ = 1	7, 500	7, 500
			合 計		一般会計		
					特別会計		

政策名	金融仲介機能	の十分な発揮に向い	ナた制度・環境整備と金融モニ	-タリングの実施 番号 (1 · 1 · 3)				
評価方式	総合	·実績·事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	1		(千円)	
			予算科目			予算額		
	会計	総合·実績)事業 会計 組織/勘定	項	事項	他に記載のある個別票の番号	2 年度 当初予算額	3 年度 概算要求額	
	一般	金融庁	金融政策費	金融機能安定確保に必要な経費		42, 693	146, 232	
対策評価の対象と								
なっているもの								
					一般会計	42, 693	146, 232	
			小計		特別会計			
牧策評価の対象と なっていないが、								
ある政策に属する と整理できるもの					一般会計			
			小計		特別会計			
	<u> </u>				一般会計	42, 693	146, 232	
			合 計					
					特別会計			

政策名	利用者の利便の向上	上に適う金融商品・サービス	くの提供を実現するための制度・環境整備の	と金融モニタリングの実施 番号	② (II- 1)			
評価方式	総合	·実績·事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展	54	1		(千円
			予算科目				予	算額
	会計	組織/勘定	項	事項		他に記載のある個別票の番号	2 年度 当初予算額	3年度 概算要求額
	一般	金融庁	金融政策費	金融サービス同上推進費	こ必要な経		36, 253	51, 919
政策評価の対象と なっているもの								
						一般会計	36, 253	51, 919
			小計			722		
						特別会計		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する								
と整理できるもの						一般会計 —		
			小計			特別会計		
							36, 253	51, 919
			合 計			一般会計	00, 200	01,010
						特別会計		

政策名	利用者の保護	を確保するための制	削度・環境整備と金融モニタリ	ングの実施 番号 ② (II 2)	-		
評価方式	総合	実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり			(千円
			予算科目			予.	算額
	会計	組織/勘定	項	事項	他に記載のある 個別票の番号	2 年度 当初予算額	3年度 概算要求額
	一般	金融庁	金融政策費	金融サービス同上推進に必要な約費	E	39, 829	35, 837
対策評価の対象と なっているもの							
					一般会計	39, 829	35, 837
			小計				
					特別会計		
政策評価の対象と							
なっていないが、 ある政策に属する							
と整理できるもの			小計		一般会計		
					特別会計		
					一般会計	39, 829	35, 837
			合 計				
					特別会計		

政策名	金融取引のグ	ローバル化、複雑化	と、高度化に対応した市場監視	機能の強化 番号 ③ (Ⅲ 1)	:-			
評価方式	総合	·実績·事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	-		(千円)	
	総合·実績·事業 会計 組織		予算科目			予算額		
	会計		項	事項	他に記載のある 個別票の番号	2 年度 当初予算額	3年度 概算要求額	
	一般	金融庁	金融政策費	金融市場整備推進に必要な経費		217, 508	264, 244	
改策評価の対象と なっているもの								
					一般会計	217, 508	264, 244	
			小計		特別会計			
数策評価の対象と なっていないが、								
ある政策に属する と整理できるもの					一般会計			
			小計		特別会計			
					47.4.71	217, 508	264, 244	
			合 計		一般会計 —			
					特別会計			

政策名	企業の情報開	示の質の向上のため	りの制度・環境整備とモニタリ	ングの実施	番号 ③ (Ⅲ-2)	-		
評価方式	総合	実績・事業	政策目標の達成度合い	目標	票達成			(千円)
			予算科目				予	算額
	会計	組織/勘定	項	事	耳項	一他に記載のある 個別票の番号	2 年度 当初予算額	3年度 概算要求額
	一般	金融庁	金融政策費	金融市場整備推	進に必要な経費		1, 347, 499	1, 506, 969
政策評価の対象と なっているもの								
						一般会計	1, 347, 499	1, 506, 969
			小計					
						特別会計		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する								
と整理できるもの			1			一般会計		
			小計			特別会計		
							1, 347, 499	1, 506, 969
			合 計			一般会計		
						特別会計		

政策名	市場の機能強化	、インフラの構築、	公正性・透明性の確保のための	制度・環境整備	番号	③ (Ⅲ- 3)			
評価方式	総合	実績事業	政策目標の達成度合い	目標	標達成	•			(千円
			予算科目	1				予	算額
	会計	組織/勘定	項	事	耳項		他に記載のある 個別票の番号	2 年度 当初予算額	3 年度 概算要求額
	一般	金融庁	金融政策費	金融市場整備推	進に必要	な経費		107, 382	215, 676
対策評価の対象と なっているもの									
なっているもの								107, 382	215, 676
			小計				一般会計 —	167, 662	210, 070
			7, EL				特別会計		
政策評価の対象と									
なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの							一般会計		
			小計						
							特別会計		
	•						一般会計	107, 382	215, 676
			合 計						
							特別会計		

政策名	IT技術の進展	等の環境変化を踏る	まえた戦略的な対応		番号	④ (横- 1)				
評価方式	総合	実績事業	政策目標の達成度合い	目標	達成				(千円	
			予算科目					予算額		
	会計	組織/勘定	項	事	事項		他に記載のある個別票の番号	2 年度 当初予算額	3年度 概算要求額	
	一般	金融庁	金融政策費	金融政策推進に	必要な経費	Ì		179, 705	219, 885	
対策評価の対象と なっているもの										
							60 0 =1	179, 705	219, 885	
			小計				一般会計			
							特別会計			
政策評価の対象と なっていないが、										
ある政策に属する と整理できるもの							一般会計			
			小計							
							特別会計			
							一般会計	179, 705	219, 885	
			合 計							
							特別会計			

政策名	業務継続体制の研	確立と災害への対	応		番号	④ (横- 2)			
評価方式	総合·実	₹ 事業	政策目標の達成度合い	目標	達成				(1
			予算科目						予算額
	会計	組織/勘定	項	事	項		他に記載のある個別票の番号	2 年度 当初予算額	3 年度 概算要求額
	一般	金融庁	金融政策費	金融政策推進に必	要な経費			29, 770	36, 276
	東日本大震災復 興特別	復興庁	金融機能安定・円滑化復興政策 費	金融政策推進に必 限り)	要な経費	(前年度		683	-
政策評価の対象と									
なっているもの									
							一般会計	29, 770	36, 276
			小計				特別会計 —	683	-
政策評価の対象と									
なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの							一般会計		
			小計				一般芸計		
							特別会計 —		
	<u> </u>						一般会計	29, 770	36, 276
			合 計				NX ZX FI		
			- 11				特別会計 —	683	-

政策名	その他の横断的	的施策		番号 (4) (4) (3)	黄-			
評価方式	総合	実績・事業	政策目標の達成度合い	目標達成			(千円)	
			予算科目			予算額		
	会計	組織/勘定	項	事項	他に記載のある個別票の番号	2 年度 当初予算額	3年度 概算要求額	
	一般	金融庁	金融政策費	金融政策推進に必要な経費		145, 664	150, 275	
	一般	金融庁	金融政策費	経済協力に必要な経費		166, 407	221, 705	
対策評価の対象と なっているもの								
						312, 071	371, 980	
					一般会計	012, 071	071,000	
			小計		4+ 04 0 = 1			
					特別会計			
政策評価の対象と なっていないが、								
ある政策に属する								
と整理できるもの					一般会計 —			
			小計					
					特別会計			
					一般会計	312, 071	371, 980	
			合 計		NX ZX B1			
			н н		特別会計			

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策 I - 1)

施策名	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策の概要	マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にオン・オフー体の効果的な金融モニタリング(監督・検査)を実施する。
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保
目標設定の 考え方 • 根拠	企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システムの安定性が維持されることが必要である。 【根拠】・金融庁設置法・各業法の目的規定、各種監督指針・金融検査・監督基本方針(平成30年6月29日)・証券モニタリング基本方針・「日本再興戦略」改訂2016(28年6月2日閣議決定)・G20サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言(25年9月6日)・G20サミット首脳宣言・行動計画(20年11月15日)・利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまでの実践と今後の方針(令和元事務年度)〜(以下「実践と方針」)(令和元年8月28日)

	測定指標					
指	指標① 「実践と方針」に基づくプルーデンスの取組 【達成】					
	元年度目標	金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分	分析			
		・経済・金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向等を通	5時に把握し、こ			
	元年度実績	うした動向等を踏まえた金融システムの将来的なリスクタ	や脆弱性に関す			
		る調査・分析を行いました。				
指	標② 「実践と	方針」に基づく金融モニタリングの実施状況	【達成】			
	元年度目標	「実践と方針」に基づく金融モニタリングを実施				
		・「変革期における金融サービスの向上にむけて〜金融行政	のこれまでの実			
		践と今後の方針(平成30事務年度)~」(以下「30年度実	践と方針」)及び			
	元年度実績 「実践と方針」に基づき、金融システムの安定性確保に向けたモニタリン					
	グを実施しました。また、30 事務年度に実施した結果を元年8月に「実					
		践と方針」において公表しました。				
指	指標③ 金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組 【達成】					

	元年度目標	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理 証	理態勢の把握・検
	元年度実績	・金融機関に対する適時のヒアリング等を通じ、リスク管理 証を行い、金融機関との対話や業界団体との意見交換会等 スク管理態勢の高度化を促進しました。	において当該リ
指標	標④ 各業態の)健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉	【達成】
	基準値	実績	目標値
	30 年度	元年度	元年度
	30 年度	元年度	
	各業態の	各業態の	前年度水準を
	比率	比率	維持
	(別紙参照)	(別紙参照)	
指	煙(5)	以本規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認ニタリングの適切な実施	【達成】
	元年度目標	告示上の要件で求められるリスク管理態勢・内部統制の状況	兄の確認
•		・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法について、	2 先に対する承
	元年度実績	認を行いました。また、既承認金融機関に係る安定的なリ	スク管理の運用
		状況等についての確認を実施しました。	
指	標⑥ グローハ	バルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督	【達成】
	元年度目標	関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・	競争環境の変化
	九十及日保	を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニク	タリングを実施
		・多様化・複雑化している大手銀行グループが抱えるリスク	'を踏まえ、グル
		ープベース、グローバルベースのガバナンス態勢の構築や	ら、クレジットサ
	元年度実績	イクルの転換を見据えた対応、ビジネスモデルの変化とリ	
化等について対話を行いました。また、新型コロラ		化等について対話を行いました。また、新型コロナウイル	
		響を踏まえ、リスクの所在の把握と経営陣等の認識につレ゙ ・・・	マ対話を行いま
	→ I - 200	した。	
指	標⑦ 国内で沿 に向り	f動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度 けた取組	【達成】
	元年度目標	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略	各の把握・検証を
		実施	2 × 1 - 4 11
		・地域金融機関に対して、オン・オフー体のモニタリングを	
		や有価証券運用に関して、経営体力・リスクコントロール リスクティクの実験 リスクティクに見会った実効的なほ	
	元年度実績	│ リスクテイクの実態、リスクテイクに見合った実効的な運 │ 管理態勢の構築の取組、リスクガバナンスの発揮状況に	
		「自互思男の構業の取組、リヘクガバリンへの先揮状况に い、地域金融機関が抱える諸課題の解決に向けて、経営管	
		*・、地域金融域圏が超える開味圏の群仏に同りで、程置目 態勢の高度化を促しました。	性・ソハン自任
指地	 標 	歴史の同及にを促じました。 会社グループに対する適切な監督	【達成】
101		ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢	
	元年度目標	態勢の整備状況についてモニタリングを実施	/// U / / / P / P / P / P / P / P / P /
		・大手証券会社グループについて、金融ビジネス環境の変化	どを踏まえた持続
	元年度実績	可能なビジネスモデルや実効性のあるコンプライアンス	態勢及び顧客の
		利益を尊重した業務態勢の構築に向けた対応を含め、適切	Jな経営戦略の策

		定・推進を支えるガバナンス機能の発揮についてモニタリングを実施し、 更なる充実を促しました。 ・グローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状 況についてモニタリングを実施し、高度化を促しました。 ・グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、必要に応 じて各国当局と個別に対話を行いました。	
指		は保険会社及び保険会社グループに対する適切な監督 【達成】	
	元年度目標	ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を実施	
	元年度実績	・大規模な保険会社及び保険会社グループについては、グループ全体として の経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を行いました。	

	評価結果			
	A(達成)			
	【判断根拠】	金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜		
		在的リスクをフォワード・ルッキングに分析(測定指標①)		
		しました。		
目標達成度合い		また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組とし		
の測定結果		て、「実践と方針」に基づく金融モニタリングの実施(測定		
		指標②) や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等		
		を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施(測		
		定指標③) するなど、全ての測定指標で目標を達成すること		
		ができたことから、「A」としました。		
	【必要性】	金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そ		
		のリスクの特性や変化をきめ細かく、かつフォワード・ルッ		
		キングに把握・分析する必要性は高まっています。また、「実		
		践と方針」に基づく金融モニタリングの実施(測定指標②)		
		等の取組を通じて、金融機関の健全性の確保を図ることは、		
		信用秩序の維持につながるとともに国民経済の健全な発展		
 施策の分析		の基礎となることから、必要不可欠であると考えています。		
ルビスマンカが	【効率性】	金融市場の変化等について、日々情報収集を行うと共に、		
		トレンドの変化等について、海外当局者や市場関係者等の見		
		方を調査・分析することを通じて、効率的に金融システムの		
		リスクの把握を行うことができました。また、モニタリング		
		担当部局が緊密に連携し、オン・オフー体のリスクベースに		
		よるモニタリングを実施することで、より効果的・効率的に		
		モニタリングに取り組めたものと考えています。		

【有効性】	「実践と方針」に基づくマクロプルーデンスの取組(測定
	指標①)により、集積した情報及び分析結果について、庁内
	に幅広く情報共有を実施致しました。こうした情報、分析を
	利用した、「実践と方針」に基づく金融モニタリングの実施
	(測定指標②) 等により、金融機関の抱えるリスクやその管
	理態勢、財務の健全性等についての実態把握・検証、それに
	基づく金融機関との対話を行いました。この結果、金融機関
	のリスク管理の高度化が促され、健全かつ適切な業務運営の
	確保(測定指標④)に資することができたと考えています。
【今後の課題】	実施計画において掲げた測定指標の目標は達成となって
	いますが、グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、
	そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も情報
	収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの定
	性の維持に向けた取組を進めていく必要があります。
	また、金融機関の健全性を確保・維持するため、新型コロ
	ナウイルス感染症の影響も踏まえたうえで、引き続き「実践

【大手銀行グループ】

海外業務やグループ連携の強化・拡大に加え、経営インフラの刷新・非金融業との協業の動きなど、リスクの多様化・複雑化を踏まえた対応

と方針」に基づき、業態横断的な対応に加え、

【地域金融機関】

金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応

【証券会社】

顧客層の高齢化、デジタライゼーションの進展に伴う取引 チャネルの多様化等の経営環境の変化を踏まえた対応

【保険会社】

低金利環境の継続による収益環境の悪化、顧客の保険ニーズの変化、自然災害の激甚化等のリスクの変化を踏まえた対応

など、業態ごとのビジネスモデルや当該ビジネスモデルに起 因する課題に応じた金融モニタリングの実施や関連告示等 の整備などを行っていく必要があります。

【施策】

金融システムにおける潜在的なリスクについてフォワード・ルッキングに調査・分析を行い、金融システムの安定性の維持に向けた取組を引き続き進めてまいります。

また、今後とも金融機関の健全性が維持されるよう注視する必要があります。

【測定指標】

- ①金融機関の健全性の維持を図るため、経済・金融情勢を勘 案した効果的・効率的なモニタリングを行っていきます。
- ②金融システムの安定性の維持を図るため、引き続き、「実践と方針」に基づく金融モニタリングを実施していきま

今後の課題 • 次期目標等への 反映の方向性

す。

- ③金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、 金融機関のリスク管理の更なる高度化を促進していきま す。
- ④引き続き、金融機関の自己資本の充実のため、取り組んで まいります。
- ⑤自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審 査及び承認後のモニタリングを適切に実施していきます。
- ⑥監督カレッジ会合等での情報共有・議論を通じ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行っていきます。
- ⑦国内で活動する金融機関について、引き続き金融機関との 対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検 証を行っていきます。
- ⑧大手証券会社グループについて、引き続き、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢等の把握・検証を行っていきます。
- ⑨大規模な保険会社及び保険会社グループについて、監督カレッジの開催などを含め、引き続き、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢等の適時・的確な把握に努めます。

主な事務事業の取組内容・評価

- ① マクロプルーデンスの取組
 - ・内外経済・金融市場の動向をリアルタイムに情報収集し、得られた情報を 踏まえ、金融システムにおける潜在的なリスク等を分析・評価した上で、 横断的な視点から金融機関をモニタリングしました。さらに、確認された リスクに対して、日本銀行等とも連携し多面的な情報分析を行い、金融シ ステムの安定を確保する観点から、必要な検討及び対応を行いました。
- ② 効果的な金融モニタリング(監督・検査)の実施
 - ・「実践と方針」等に基づき、上記マクロプルーデンスの取組みを踏まえ、 経営管理・リスク管理体勢について金融機関との対話を実施しました。また、金融システムの安定性を確保するため、モニタリング担当部局(総合政策局リスク分析総括課、監督局等)が緊密に連携し、オン・オフ一体のリスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施しました。さらに、金融モニタリングの結果については、金融機関の自主的な経営改善に資するよう、情報提供(フィードバック)等の充実に取り組みました。
 - ・特に、本邦金融機関に対しては、健全性を確保する観点から、以下の点に ついて、重点的にモニタリングを行いました:
 - ①長期に亘る低金利環境下において、金融機関が過剰なリスクテイクを行い、その結果として金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか。
 - ②低金利環境やマクロ環境が変化する中において、金融機関が持続可能な

ビジネスモデルを構築し、健全性を維持できるか。

- ・グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、3メガバンクグループ、野村グループ、大規模な保険会社及び保険会社グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催しました。
- ・金融行政上の重要課題について、国際的なベストプラクティスも踏まえな がら検証手法の充実に取り組みました。
- ・引き続き、自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び 承認後のモニタリングを適切に行いました。
- ・先端の専門的知見を、効率的・効果的に活用するため、組織内のニーズに 応じて、適切な外部専門家の登用に取り組みました。また、登用した外部 専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的に取 り組みました。
- ・金融モニタリングにおけるデータについては、引き続き、モニタリング内 容の変更に応じた見直し・整備を行ったほか、金融機関の負担軽減の観点 から、金融庁と日本銀行との間において内容が類似している徴求データの 統一化を進めました。
- ・金融機関におけるコンプライアンス・リスクを早期に特定・評価するため、 IT を用いて、当局に寄せられた苦情・相談の分析を高度化させるととも に、内外の規制・経済情勢に関する幅広い情報の収集・分析に取り組みま した。
- ・「実践と方針」等に基づき、金融機関の内部監査部門等との意見交換を実施し、内部監査の水準や規模・特性を踏まえた内部監査の更なる高度化を 促しました。
- ・経営陣の姿勢、内部統制の仕組み、企業文化等の着眼点をもとに、企業価値向上に向けた金融機関のコンプライアンス・リスク管理の高度化に係る対話を実施しました。
- ・LIBOR が 2021 年末にも公表停止される可能性があり、多様な利用者に影響が及ぶことになるため、金融機関において、LIBOR 公表停止の影響評価や、LIBOR を利用する顧客に対して適切な対応を進めるために必要な社内態勢の整備状況等について、日本銀行と合同での利用状況調査の実施を含め、モニタリングを実施しました。
- ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下 の取組を実施しました。

【大手銀行グループ】

- ・収益手段の拡大・多様化を企図して海外業務やグループ連携業務を推進し、また、IT の進展等に伴う経営インフラの刷新や非金融業との協業を進めた結果、大手銀行グループが抱えるリスクは多様化・複雑化しています。それらの課題を踏まえ、a)グループベース、グローバルベースのガバナンス態勢の構築、b)クレジットサイクルの転換を見据えた対応、c)ビジネスモデルの変化とリスク管理の高度化等について対話を行いました。
- ・また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、内外業務における リスクの所在と、市場環境を踏まえた市場・流動性リスクの認識、先行き の信用リスクの認識について、経営陣等と対話を行いました。

【地域金融機関】

・リスクテイクが収益・リスク・資本のバランスという面や金融仲介機能を 十分に発揮する観点から適切な戦略となっているか、また、外部環境の変 化等に対して機動的に対応可能となっているか等の視点から、経営管理・ リスク管理態勢の高度化を促しました。

【証券会社】

- ・大手証券会社グループについて、金融ビジネス環境の変化を踏まえた持続 可能なビジネスモデルや実効性のあるコンプライアンス態勢及び顧客利 益を尊重した業務態勢の構築に向けた対応を含め、適切な経営戦略の策 定・推進を支えるガバナンス機能の発揮についてモニタリングを実施しま した。また、グローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理 態勢の整備状況についてモニタリングを実施しました。
- ・ネット系証券会社について、新たな収益の柱として導入を検討しているビジネスモデルが投資家保護の観点から適切であるかについてのモニタリングに加え、システム障害発生時の対応も含めたシステムリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施しました。
- ・準大手・地域証券会社については、投資家保護のための態勢整備等を中心 としたメリハリあるモニタリングに加え、経営改善への意欲はあるものの ビジネスモデルの確立に悩む証券会社について、経営トップ等との対話な どを通じて、経営改善策の具体化に向けた議論の活性化を促しました。

【保険会社】

- ・保険会社を取り巻く内外の環境変化や各保険会社の規模やビジネスモデル の多様性を踏まえ、各保険会社のリスクプロファイルに応じた効果的・効 率的なモニタリングを実施しました。特に、大規模な保険会社及び保険会 社グループについては、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢 の把握・検証を行いました。
- ・具体的には、保険会社の財務の健全性を確保するため、各社における経済 価値ベースの考え方を取り入れたリスク管理の高度化を促しつつ、保険会 社を取り巻くリスクの変化や、これに対応した保険会社の行動をフォワー ド・ルッキングに分析し、機動的なモニタリングを行いました。
- ・上記のモニタリングに当たっては、持続可能なビジネスモデルの構築を促す観点から、取締役会等の組織が重要な経営判断の過程において、深度ある議論を行っているか、経営トップ等に対して有効に牽制・監督機能を発揮しているかなども注視しました。また、こうしたモニタリングを通じて把握した各社のガバナンスの実効性の度合いに応じて、経営陣等と実効性の向上に向けた対話を行いました。加えて、内部監査の実態に応じて、内部監査部門との対話を行い、その高度化を促しました。

【その他の業態】

・事業親会社グループによる新規事業の展開や検討が進んでいることなどを 踏まえ、銀行経営の独立性や事業親会社グループの有する他業リスクから の遮断、個人情報の適切な取扱い等について確認するとともに、銀行とし て持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対話を実施しました。また、 事業親会社の経営戦略における金融事業の位置づけや新形態銀行の業務 運営に与える影響についても確認しました。さらに、専らインターネット 等による非対面取引を行う銀行に対しては、IT ガバナンスの状況をしっ かりと確認するとともに、システムの安定性やセキュリティ確保の状況等 について検証を行いました。

- ・電子決済等代行業者の適切な登録審査や、業容拡大に伴う業務運営状況に ついて、電子決済等代行業者の負担に配意しつつ、モニタリングを実施す ることで、イノベーションを推進するとともに、利用者保護やシステムの 安定性を確保しました。
- ・我が国で活動する外国金融機関について、グローバルな事業戦略の変革に 伴う日本拠点のリスク変化をフォワード・ルッキングにとらえた上で、経 営管理、法令等遵守、リスク管理及び内部管理の各態勢やガバナンスにつ いて、モニタリングを行いました。また、我が国の金融システムの発展に 活用するため、外国金融機関の本部・日本拠点との対話を通じたベストプ ラクティスの収集に取り組みました。さらに、本邦金融機関等向けに販売 する商品の動向や当該商品のリスクについて検証しました。なお、必要に 応じ、監督カレッジ等を通じグローバル本部や母国当局に対しても適切な 対応を求めました。
- ・ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険について、資産運用の多様化及びそれに応 じたリスク管理の高度化等、低金利環境下での安定的な収益確保の取組み について確認しました。
- ・店頭 FX 業者について、情報開示及びストレステストを適切に実施するための態勢の整備状況を確認し、適切な対応を促しました。また、ストレステストの結果を踏まえ、決済リスク管理態勢についてモニタリングを実施しました。
- ・投資運用業者について、海外運用会社の取組み等も踏まえ、運用の高度化に向けた業務運営態勢の確立を進める観点から、国内大手投資運用業者やグループ親会社との間で、目指す姿の明確化、それを実現するための計画、経営体制やガバナンス体制等について対話を進めることで取組みの推進を図りました。
- ・第二種金融商品取引業者について、広告・勧誘及びファンド運営の実態に 関する情報分析・検証を進め、リスクベースでのモニタリングを行いました。また、貸付事業を投資対象とするファンド持分の取得勧誘を行う業者 に対し、情報開示状況等の実態把握を実施しました。
- ・投資助言・代理業者について、顧客に対するウェブサイト上の広告表示や メールマガジン等による勧誘行為等に関する情報分析・検証を進めてモニ タリングを実施し、問題のある業者に対しては、必要に応じて監督上の対 応を行いました。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者について、問題のある業者に対しては、 必要に応じて監督上の対応を行いました。
- ・信用格付業者について、内部管理状況等を適時適切に把握するとともに、 海外当局との連携を含め、より深度あるモニタリングを実施しました。

	区	分	29 年度	30 年度	元年度	2年度
		当初予算	302	277	273	263
施策の	予算の状況	補正予算	▲ 67	▲ 17		_
予算額•執行額等	(百万円)	繰越等				
		合 計	236	275		
	執行額(百万円)	199	191		

学識経験を有する者 の知見の活用

政策評価に関する有識者会議(令和2年6月23日)

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報

総合政策局

リスク分析総括課、マクロ分析室、大手銀行モニタリング室、コン ダクト企画室、情報・分析室、リスク管理検査室

監督局

担当部局名

総務課、総務課健全性基準室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、外国証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、銀行第二課協同組織金融室、保険課、証券課

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課

政策評価実施時期

令和2年6月

指標④[主要] 各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉

【資料1-1】総自己資本比率等※1(国際統一基準行)

		H31/3期	R2/3期
	総自己資本比率	17.8%	17. 0%
主要行等	Tier1比率	15.3%	14. 6%
	普通株式等Tier1比率	13.3%	12. 7%
	総自己資本比率	13.8%	13. 2%
地域銀行	Tier1比率	13.3%	12. 7%
	普通株式等Tier1比率	13.3%	12. 7%

(出所) 金融庁総合政策局プルーデンス企画室、監督局銀行第二課地域金融企画室調

【資料1-2】自己資本比率*1(国内基準行)

	H31/3期	R2/3期
主要行等	10.5%	11.0%
地域銀行	9. 4%	9. 5%
信用金庫	12. 2%	12. 1%
信用組合	11.2%	11.0%

(出所) 金融庁総合政策局プルーデンス企画室、監督局銀行第二課地域金融企画室、総務課協 同組織金融室調

【資料1-3】自己資本規制比率(証券会社*2)

	H31/3期	R2/3期
証券会社	368 . 4%	338.8%

(出所) 金融庁監督局証券課調

【資料1-4】単体ソルベンシー・マージン比率*3(生命保険会社、損害保険会社)

	H31/3期	R2/3期
生命保険会社	999.1%	999.3%
損害保険会社	752.7%	742.3%

(出所) 金融庁監督局保険課調

※1 国際統一基準行は 25 年 3 月期よりバーゼル 3 の適用を開始(段階実施ベース) 国際統一基準行は、主要行等が 4 グループ、地域銀行が 11 行、国内基準行は、主要行等が 3 グループ、地域銀行が 92 行

^{※2} 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

^{※3 24} 年3月期からマージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基準を導入

【資料2】不良債権比率(=金融再生法開示債権÷総与信額)

	H31/3期	R2/3期
主要行等	0. 5%	0. 5%
地域銀行	1. 7%	1. 7%
信用金庫	3. 7%	3. 5%
信用組合	3. 4%	3. 2%

(出所)金融庁総合政策局プルーデンス企画室、監督局銀行第二課地域金融企画室、総務課協 同組織金融室調

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策 I -2)

	施策名	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
	施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処
	世界の似安	理のための態勢整備の充実を図る。
	達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護
		下における破綻処理のための態勢整備の充実
		金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活
		動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のた
		めには、金融システムの安定性が確保される必要であり、そのためのルー
	目標設定の	ル整備等を行う。
	考え方・根拠	【根拠】
		預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感(平成 17 年
		4月1日大臣発言)、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督
		指針 等

	測定指標							
指	標① [主要]国	国際合意を踏まえた国内制度の整備	【達成】					
	関連告示等の整備、IAIS(保険監督者国際機構)で検討されているIS(国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」)の進展を視野に入た対応を検討 ・ 国際的な自己資本比率規制の見直し(バーゼルIIIの最終化)を踏まえ 国内実施に向けた関係者との対話を行い、規制案公表のための作業を進ました。 ・ IAIS(保険監督者国際機構)で検討されているICS(国際資本 準)の議論を踏まえ、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有者会議」を計9回開催し、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベース よる評価・監督手法について検討しました。							
指	標② [主要]必	公要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	【達成】					
	元年度目標	金融システム混乱の回避						
	元年度実績	・ 期中において預金保険法に基づく金融危機対応等を実施 じておらず、金融システムの安定性が確保されました。	施すべき事態は生					
指	標③ 名寄せラ	ータの精度	【達成】					
	元年度目標	預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検討	Œ					
	元年度実績	・ 預金保険機構の行った検査結果に基づき、名寄せデータ 認を行った結果、名寄せデータの精度の維持・向上が図り						

参考指標

指標① 各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等>

元年度実績

(施策 I - 1 を参照)

		評価結果
	B (相当程)	度進展あり)
	【判断根拠】	国際的な自己資本比率規制の見直しを踏まえ、国内実施に
		向けて規制案公表のための作業を進めた(測定指標①)ほか、
		名寄せデータの精度の維持・向上を図る(測定指標③)など、
目標達成度合い		全ての測定指標で目標を達成することができました。
の測定結果		しかしながら、施策の目標と照らし合わせてみると、国際
少 例		合意を踏まえたバーゼルⅢの最終化に伴う関連告示等の整
		備、IAISで検討されているICSの議論を踏まえた保険
		会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手
		法についての検討等、引き続き取り組むべき課題があること
		から「B」としました。
	【必要性】	先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて
		伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせ
		て規制の見直しを行うこと(測定指標①)等は、金融システ
		ムの安定に資するものと考えています
施策の分析	【効率性】	関係機関と連携した取組により、金融システムの安定を確
		保するための制度環境の整備を効率的に進めることができた
		ものと考えています。
	【 有 効 性 】 	国際的な基準に合わせた規制の見直し(測定指標①)等の取組により、金融システムの安定の確保のための制度・態勢
		取組により、金融ンペノムの女足の確保のための制度・態势 整備は進展しているものと考えています。
	【今後の課題】	金融システムの安定性を確保するため、引き続き国際的な
		議論も踏まえた関連告示等の整備や、名寄せデータの精度の
		維持・向上を図っていく必要があります。
	 【 施 策 】	金融システムの安定性は維持されているものと考えられま
		すが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のため、今
今後の課題・		後とも金融システムの安定性を確保するための制度・環境整
次期目標等への	From the low W	備を進めていく必要があります。
反映の方向性	【測定指標】 	① FSB及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規
人のペックカー・打工		制の見直しを踏まえ、継続的にルール整備を実施していき
		ます。
		また、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによ
		る評価・監督手法については、IAISにおけるICSの
		議論を踏まえ、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関
		する有識者会議」にて引き続き検討を進めるほか、今後も
		継続的にフィールドテスト(各社の経済価値ベースのソル

ベンシーの状況等を把握するとともに、実務上の課題を調査するもの)を実施していきます。

- ② 引き続き、金融システムの安定性を確保するため、必要な措置等を実施し、金融危機の未然防止に努めます。
- ③ 預金保険機構と連携しつつ、名寄せデータの精度の維持・更なる向上に取り組みます。

主な事務事業の取組内容・評価

- ① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等
 - ・国際的な自己資本比率規制の見直し(バーゼルⅢの最終化)を踏まえ、国 内実施に向けた関係者との対話を行い、規制案公表のための作業を進めま した。

なお、国内におけるバーゼルⅢ最終化の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、国際合意に基づき、当初の予定を1年間延期(令和5年(2023年)3月期からの実施)することを予定しております。

- ・「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を計9回開催 し、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法に ついて、検討を行いました。
- ・外国為替取引における決済リスク削減のために、本年度下期から始まった 同時決済導入の本格フェーズにおいては、比較的規模の小さな投資運用業 者も対象となることから、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングす るとともに、関係者間の連携の強化や取組みへの理解の促進に努め、我が 国の信託勘定における同時決済を促しました。

② 円滑な破綻処理のための態勢整備

- ・関係機関と連携の下、破綻処理の円滑化・迅速化に資するための各種協 議を行いました。
- ・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係 機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行いました。

	本庁実施				財務原	马実 施	ī	預金保険機構実施				計					
年度	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	合計
27	0	0	0	0	0	0	1	0	21	21	4	2	21	21	5	2	49
28	0	0	0	0	0	0	0	0	20	8	3	0	20	8	3	0	31
29	0	0	0	0	0	0	0	0	14	13	5	1	14	13	5	1	33

30	0	0	0	0	0	0	0	0	7	14	15	0	7	14	15	0	36
元	0	0	0	0	0	0	0	0	8	13	10	0	8	13	10	0	31

(出所) 総合政策局調

(注1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

(注2) 実施件数は検査着手べ一ス。

	X	分	29 年度	30 年度	元年度	2年度
		当初予算	10	10	8	8
施策の	予算の状況	補正予算	1		_	_
予算額 ■ 執行額等	(百万円)	繰越等				
		合 計	10	10		
	執行額(百万円)				

学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議(令和2年6月23日)

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報

監督局

担当部局名

総務課監督調査室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、 総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀 行第二課協同組織金融室、保険課

総合政策局

リスク分析総括課

政策評価実施時期

令和2年6月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策 I - 3)

	立門 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
施策名	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度 • 環境整備と金融モニタリングの実施
施策の	金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、顧客本位の良質な サービスの提供ができるよう必要となる制度・環境整備の構築を図ると ともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による 持続可能なビジネスモデルの構築を促す。
達成すべき	霊 金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること
目標設	

5月16日成立、5月23日公布・施行)

- ・第 197 回国会 参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融 担当大臣の所信表明(31年3月7日)
- ・第 197 回国会 衆議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融 担当大臣の所信表明(31 年 2 月 15 日)

		測定指標
指	標① [主要]	ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進 【達成】
	元年度目標	金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性 確保や適切な経営とガバナンスの発揮に向けた取組を促進
	元年度実績	 ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフー体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促しました。また、経営理念の下で戦略・計画が実行されているか、PDCAの実践状況等について、地域金融機関の各階層(経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員)、社外取締役と心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施しました。 ・金融機関と当局の双方が共通の課題認識を持って、その解決に向けてより一層具体的かつ深度ある対話を行い、金融機関内での自発的な議論が活発に行われるよう、「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点(コア・イシュー)」を策定・公表しました(2年3月)。 ・新たな早期警戒制度の枠組みに基づき、地域金融機関の持続可能な収益性や将来にわたる健全性に着目したモニタリングを行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた早め早めの経営改善を促しました。
指	「経営 ^表 標② 定着	者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・ 【達成】
	元年度目標	「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関との対話 による「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を促進
	元年度実績	・ 年末に行っている金融業界団体との意見交換会及び企業の資金需要が高まる年度末に合わせて、金融機関に対して、中小企業者等の顧客への積極的なガイドラインの周知を改めて要請しました。(元年 12 月、2年2月) ・ 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表しました(元年6月、元年12月)。30 年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は21.4%(前年同期比+2.3%ポイント上昇)、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は14.6%(前年同期比-4.4%ポイント)となりました。 ・ ガイドラインの活用における優良な組織的な取組み事例を「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る組織的な取組み事例集」として公表(元年8月)したほか、ガイドラインのQ&Aを改訂しました。 ・ 事業承継時の経営者保証の取扱いを明確化した、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」が公表(元年12月)

		されたこと? ました。(元		関係団体に対し	特則の積極的	的な活用を要請し				
指	金融機能強化法の活用の申請を受けた場合の経営強化計画の適切 指標③ な審査、及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対す る適切なフォローアップの実施									
	元年度目標	し、同法等に	甚づき資本参加		機関につい	計画を適切に審査 て、適切なフォロ				
	元年度実績	 ・ 金融機能強化法等に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました(元年9月、2年3月)。 ・ 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した5金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました(元年9月)。 ・ 金融機能強化法に基づき、1金融機関に対して資本参加を行いました(2年3月)。 								
指	票④ 貸出態度	E判断D. I				【達成】				
	基準値		実績	E Į		目標値				
	31年3月	2年3月				元年度				
	21	18				前年同期 (31 年 3 月) の 水準を維持				
指	票⑤ 地域経済	¥エコシステム0		•		【達成】				
	元年度目標	地域の課題解決	央、地域経済工	コシステムの形	成・深化					
	元年度実績	 地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化 地域課題解決支援チームでは、人的ネットワーク支援に向けて、地方創生に関心のある官民金有志の交流会「ちいきん会」を開催(3回・計800名参加)し、更には、官と民、中央と地方の結節点となって地域課題解決に向けて、全国12の「ダイアログ」を伴走支援しました。また、当チームと金融機関や自治体が連携し、金融育成並びに地域課題の解決に資する施策を共同企画・実施しました(官民連携の創業支援ワンストップサービスを企画・実施、経営課題を抱える中小企業と首都圏の企業のBをWEBで繋ぐ「新現役交流会2.0」を25の金融機関と開催等)。 地域課題解決支援チームの活動を組織的に支援する「地域課題解決支援室」を立ち上げ、当チームがこうした取組みから得たノウハウや把握事例等を相談先へ提供した他、HPへ事例掲載する等、当チームの知見を展開しました。 金融機関との対話のために地域企業・経済の把握を行う地域生産性向上支援チームでは、一部地域において地域企業の現状・地域経済エコシステムに係る課題といった情報収集を実施しました。 								

参考指標

指標① 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化 ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数>

元年度実績

・ 当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、81 件となっています。(30 年:69 件)

指標② 法人向け規模別貸出残高(日本銀行「預金・現金・貸出金」)

元年度実績

・ 2年3月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比【2.2】%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比【2.0】%の増加となっています。

指標③ 融資先企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報</br>

元年度実績

・ 金融機関による金融仲介機能の発揮に係る取組に対する顧客企業の評価を把握するため、地域銀行をメインバンクとする約3万社の企業にアンケート調査を実施し、回答のあった9,371社について、その分析結果を公表しました(元年11月)。調査結果を見ると、「自社の経営課題につき、メインバンクとなる地域銀行が、納得感のある分析や対応を行っている」と考える企業が約半数に上りました。また、このうちの9割弱の企業が、当該取引金融機関との取引継続を希望していたことから、企業の経営課題に耳を傾け、課題等について企業との間で共通理解の醸成を進めていくこと(事業性評価の進展)が、金融機関の安定的な顧客基盤の確保にも寄与することが窺われる結果となりました。

評価結果

B(相当程度進展あり)

【判断根拠】 地

目標達成度合い の測定結果

地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、昨年度に試行した「探究型対話」で得られた知見を活用し、対話手法の確立やモニタリングの担い手の能力向上、財務局への浸透を図りながら、金融庁・財務局が一体となって地域金融機関との間でビジネスモデルに関する対話を行いました。その際、経営理念の下で戦略・計画が実行されているか、PDCAの実践状況等について、例えば、人的資源の確保・育成・活用を含む適切な実施態勢の構築や地域とのリレーションの深化のあり方等も含め、地域金融機関の各階層(経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員)、社外取締役と心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施しました。(測定指標①)。

「経営者保証に関するガイドライン」の組織的な取組事例 集の公表やガイドラインの Q&A の改訂を行い、ガイドライン の更なる活用を促した結果、元年度上期における、経営者保 証に依存しない融資の割合は約21%(前年同期比+約2.3% ポイント上昇)、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から 保証を徴求している割合は約15%(前年同期比一約4.4%ポイント)となりました。また、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の公表を受け、金融団体等に対し、策定の趣旨や金融機関に求められる対応等について説明を行い、特則の積極的な活用を要請しました。(測定指標②)

金融機能強化法等に基づき資本参加を行った金融機関に おける経営強化計画等の履行状況について、適切にフォロー アップを実施し、半期毎にその内容を公表しました(元年9 月、2年3月)。また、計画の実施期間が終了した5金融機 関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました(元年9 月)(測定指標③)。

「地域課題解決支援チーム」では、人的ネットワーク支援のための「ちいきん会」開催、地域課題解決に向けた各地域における「ダイアログ」の伴走支援、地域課題の解決に直接資する施策の共同企画・実施を進めました。また、「地域課題解決支援室」を立ち上げ、相談受付や IP 掲載によって、同チームのノウハウや把握事例等を展開しました。(測定指標⑤)など全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要があることから、測定結果を「B」としました。

【必要性】

人口減少や高齢化の進展、情報技術の革新等により、金融業を取巻く環境は大きく変化している。こうした中においても、地域金融機関は、持続可能なビジネスモデルを構築し、地域において、適正なアドバイスやファイナンスを提供といった、金融仲介機能を十分に発揮し、地域企業の生産性の向上を図り、地域経済の発展に貢献していくことが求められています。地域金融機関が、地域において、こうした金融仲介機能を発揮していくために、規制緩和等により、環境整備を図っていくとともに、適切なモニタリング・対話を通じて、自主的な取組みを促していくことが必要であると考えています。

施策の分析

【効率性】 業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や民間団体と 連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な 施策展開を図っているものと考えています。

【有効性】

金融仲介機能の十分な発揮に向けた環境整備・金融モニタリングの実施により、円滑かつ柔軟な信用供与を図った結果、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。また、貸付条件の変更等にも柔軟に取組んでおり、金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の取組は相応の成果を上げているもの(測定指標④、参考指標③)と考えています。加えて、地域金融

		機関の取り巻く環境整備は一定の進展があったと考えてい
	【今後の課題】	ます。 新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関によ
		る事業者等の資金繰り支援のほか、経営改善支援等の促進を
		はじめ必要な措置を実施していく必要があります。
		また、金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、
		心理的安全性の確保に留意し、財務局と一体となって、「コ
		ア・イシュー」も活用しながらガバナンスの向上等について
		金融機関と対話を行っていくほか、規制緩和等により地域金
		融機関を取り巻く環境整備を図っていく必要があります。
		このほか、「ちいきん会」の開催等により得られたノウハ
		ウや人脈等を活用した財務局・自治体・金融機関等へのサポ
		ートにも取り組んでいく必要があります。
	【施策】	引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、持続可能
		なビジネスモデルの構築に向けた取組を促す必要がありました。
	From the low W	す。
	【測定指標】	各金融機関による事業性評価に基づく融資等の促進など
		の取組は一定程度進捗しているものと考えられますが、引き
今後の課題・		続き、金融機関と深度ある対話を行うともに、「経営者保証」に関するボスドラインの関係に対象に対象とこれにより
次期目標等への		に関するガイドライン」の周知・広報等に努めることにより、
反映の方向性		担保・保証に必要以上に依存しない融資を促していく必要が あります。
		のりまり。 ① 金融庁、財務局が一体となって、対話手法の確立やモニ
		タリングの担い手の能力向上に努めるとともに、地域金
		融・経済に関する知見の蓄積を図りながら、引き続き、持
		続可能なビジネスモデルに関する探究型対話を実施しま
		す。
		② 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として
		浸透・定着するよう、引き続き、周知・広報に努めるととし もに、金融機関等に対して積極的な活用を促していきまし
		もに、金融機関等に対して積極的な位用を促じているよ
		③ 金融機能強化法に基づき資本参加を行っている金融機
		関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアッ
		プ・公表を行うなど、適切な運用に努めていきます。
		④ 中小企業金融の円滑化に向けた取組の効果を引き続き
		把握していきます。 ⑤ 「ちいきん会」等の開催による地域の官金民の有志ネッ
		⑤ 「らいさん会」等の開催による地域の自金氏の有芯不少 トワーク構築支援、地域課題解決に向けたダイアログを継
		続するとともに、財務局や自治体、金融機関等からの相談
		だりることもに、財務向で自行体、並献機関等が500個級に対して、ノウハウの提供や地域のキーパーソン紹介等の

主な事務事業の取組内容・評価

- ① ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組みの促進とその環境整備
 - ・地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、昨年度に試行した「探究型対話」で得られた知見を活用し、対話手法の確立やモニタリングの担い手の能力向上、財務局への浸透を図りながら、金融庁・財務局が一体となって地域金融機関との間でビジネスモデルに関する対話を行いました。
 - ・確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCAの実践状況等について、例えば、人的資源の確保・育成・活用を含む適切な実施態勢の構築や地域とのリレーションの深化のあり方等も含め、地域金融機関の各階層(経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員)、社外取締役と心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施していきました。
 - ・金融機関との対話のために地域企業・経済の把握を行う「地域生産性向上支援チーム」では、一部地域において地域企業の現状・地域経済エコシステムに係る課題といった情報収集を実施しました。
 - ・経営トップや社外取締役等との対話のチャネルや機会を充実させました。 これに留まらず、金融機関と当局の双方が共通の課題認識を持って、そ の解決に向けてより一層具体的かつ深度ある対話を行い、金融機関内で の自発的な議論が活発に行われるよう、「地域金融機関の経営とガバナン スの向上に資する主要論点 (コア・イシュー)」を策定するとともに、社 外取締役への情報発信(対話を含む)を充実させました。
 - ・新たな早期警戒制度の枠組みに基づき、地域金融機関の持続可能な収益 性や将来にわたる健全性に着目したモニタリングを行い、持続可能なビ ジネスモデルの構築に向けた早め早めの経営改善を促しました。
 - ・「銀行勘定の金利リスク (IRRBB)」にかかる新たなモニタリングに ついては、リスク量が基準値に抵触したことをもって過大なリスクテイ クを行っているとみなされるものではないことに留意し、その背景にあ る経営環境やビジネスモデル等についても十分に分析した上で、持続可 能なビジネスモデルの構築に向けた深度ある対話を行いました。
 - ・特にニーズが高い課題分野に詳しい内外の専門機関等を招聘し、地域金融機関向けに「海外進出支援実務セミナー」を開催するなど、地域金融機関の中堅・中小企業に対する海外展開支援における実務能力向上や専門機関等との連携強化を図りました。
 - ・協同組織金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、財務局 と連携し、中央機関に対して、対話を通じてその役割を積極的に発揮す

るよう促しました。また、信用金庫・信用組合における持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話について、財務局向け研修を実施し、経営理念の理解や課題認識の共有、心理的安全性の確保等に関する具体的手法の共通理解を深めたのち、各金融機関の特性に応じて、財務局の創意工夫による対話を試行しました。

- ・地域銀行によるインフラ的サービスの維持と地域経済・産業の再生を図るため、「成長戦略実行計画」に基づき、独占禁止法の適用除外に係る特例法の制定に向け関係省庁として協力し、対応を行い、2年3月3日に閣議決定がなされました。
- ・地域企業の生産性向上等に向けた金融機関の取組みをサポートするため、 地域活性化や事業承継等を円滑に実施するための議決権保有制限の緩和 や、地域商社への5%超の出資を可能にするなどの、業務範囲に関する 規制緩和を実施しました(元年10月15日改正)。
- ・金融機関が、コンプライアンス・リスクの低減を図りつつ、柔軟な人材 配置を行うことで、人材(ヒューマンアセット)の育成とこれを通じた 良質な顧客向けサービスの提供に取り組みやすくなるよう、人事ローテ ーション等に関する監督指針の規定の見直しを行い、元年 12 月 18 日に 改正を行いました。
- ・他の金融機関向け出資に係る制限(ダブルギアリング規制)の特例承認 について、地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資する一定の出資等を 対象範囲とするよう、告示等の見直しを行った。
- ・円滑な事業承継を促す観点から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証ガイドライン」の特則を策定し、周知・広報を行いました。また、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合(4類型)」を「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」として設定し、主要行及び地域銀行に対し、自主的な開示を慫慂しました。
- ・地域金融機関の将来にわたる健全性を確保するための規律付け・インセンティブ付与としての機能も視野に入れ、預金保険料率のあり方の方向性について、預金保険機構と検討を行いました。
- ・政府系金融機関と民間金融機関の連携・協力等の実態を正確かつ具体的 に把握するとともに、公的金融と民間金融の望ましい関係のあり方につ いて、令和元年12月に政策金融に関する関係省庁と民間金融機関との意 見交換会(第7回)を開催し、議論を実施しました。
- ・地域金融機関の地域企業に対する支援能力を強化するため、地域経済活性化支援機構においては、地域金融や地域企業への専門家派遣、日本人材機構を通じた経営人材の紹介、さらに地域金融機関等と連携し、地域活性化ファンドの共同運営や設立・運営サポートといった人材・ノウハ

ウ支援に重点的に取り組み、地域金融機関における両機構の活用を促進 しました。

- ・1金融機関から金融機能強化法に基づく資本参加の申請を受け、協同組織金融機能強化方針等について、金融機能の発揮を促進するために適切なものであるかなどの観点から検証・評価しました。
- ・金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みを促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、経営強化計画等の履行状況を半期ごとに公表しました。
- ・早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な 履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとと もに、同計画の履行状況を半期ごとに公表しました。

また、当該金融機関の新しい経営健全化計画について、2年3月にその内容を公表しました。

- ・このほか、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、以下の対応 を実施しました。
- 金融機関に対し、事業者への積極的な支援(事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等)について、要請文を発出するとともに、大臣談話を公表しました。これを受け、事業者への資金繰り支援の取組みの促進を当面の検査・監督の最重点事項とし、特別ヒアリングによる金融機関のモニタリングの実施するほか、金融機関に対して貸出の条件変更等の取組み状況の報告・公表を求め、金融機関の取組み状況を適時適切に確認していくこととしました。
- 金融機関に対し、日本政策金融公庫等と民間金融機関との連携強化等に係る要請文を発出し、本要請を踏まえた民間金融機関における取組みの具体例を公表しました。
- 事業者・個人向けリーフレット(新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ)を配布しました。
- 金融機関等より当庁への報告や届出の提出期限に係る柔軟な対応に関する公表を行いました。
- 国際的に活動する金融機関における規制上の資本及び流動性のバッファーについて、必要に応じて金融機関による資金繰り支援等に活用可能である旨を改めて周知しました。
- 金融機関との取引(資金繰り等)に係る相談を受け付ける「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を開設しました【再掲】。

② 地域経済エコシステムの推進

・地域課題解決支援チームでは、地方創生に関心ある官民金融資の交流会

「ちいきん会」の開催を通じて、人的ネットワークの構築を支援しました。また、当チームは、官と民、中央と地方の結節点となり、地域課題の解決に向けた「ダイアログ」を開催するとともに、その「ダイアログ」を契機として地域課題の解決に資する施策を共同企画・実施しました。

・地域課題解決支援チーム、それをサポートする地域課題解決支援室、及び地域生産性向上支援チームの活動を通じて、財務局と連携を強化しながら、地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化に貢献しました。

	区	分	29 年度	30 年度	元年度	2年度
		当初予算	42	41	44	43
施策の	予算の状況	補正予算	▲ 1		_	-
予算額 • 執行額等	(百万円)	繰越等		_		
		合 計	41	41		
	執行額(百万円)	25	37		

学識経験を有する者 の知見の活用

政策評価に関する有識者会議(令和2年6月23日)

【測定指標①】

- ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまでの実践と今後の方針〜(令和元事務年度)」(金融庁 元年8月28日公表)
- ・「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」(金融庁 元年 8月28日公表)

【測定指標②】

- ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績(金融庁 元年6 月 28 日、元年 12 月 25 日公表)
- ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み 事例集(金融庁 元年8月7日公表)
- ・「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aの一部改定(全国銀行協会 元年10月15日公表)
- ・事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の 特則(全国銀行協会 元年12月24日公表)
- ・年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について(金融庁 元年11月25日公表)
- ・年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について(金融庁 2年2月28日公表)
- ・業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点(金融 庁 31年4月、元年9月、11月、12月、2年1月、2月、3月) 【測定指標③】
- ・「経営強化計画」等の履行状況報告書(金融庁 元年9月27日、2

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報

年3月3日公表)

- ・全国信用協同組合連合会に対する優先出資の引受け等の決定について(金融庁 2年2月28日公表)
- ・経営健全化計画の履行状況報告について(金融庁 元年6月26日、 元年12月26日公表)
- ・経営健全化計画の見直しについて(金融庁 2年3月25日公表)
- ・経営強化計画、協同組織金融機能強化方針等(金融庁 元年9月27日)

【測定指標④】

・「全国企業短期経済観測調査」(日本銀行 第 180 回:31 年 4 月 1 日公表、第 184 回:令和 2 年 4 月 1 日)

【測定指標⑤】

- ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまで の実践と今後の方針〜(令和元事務年度)」(金融庁 元年8月 28日公表)
- ・「地域課題解決支援チーム」金融庁公表ページ https://www.fsa.go.jp/policy/chiikikadaikaiketsushien-team/c hiiki-kadai-top.html

監督局

担当部局名

総務課監督調查室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、地域金融企画室、地域課題解決支援室、地域銀行モニタリング室

政策評価実施時期

令和2年6月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策Ⅱ-1)

施策名		利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するため
		の制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の
	施策の概要 	業務運営の確立と定着に向けた取組みや、家計における長期・積立・分
		散投資の推進に向けた取組みなどを行うとともに、利用者が真に必要な
		金融サービスを受けられるよう取組みを行う。
		国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な
	達成すべき目標	金融サービスを受けられること
		国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サ
		ービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取
		組みを推進する必要がある。
		【根拠】
		・金融経済教育研究会報告書(平成 25 年 4 月 30 日公表)
		・消費者教育の推進に関する基本的な方針(25年6月28日閣議決定)
		・金融・資本市場活性化に向けての提言(25年 12月 13日公表)
		・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)
		(26年6月12日公表)
		・消費者基本計画(27 年 3 月 24 日閣議決定)
		・未来への投資を実現する経済対策(28年8月2日閣議決定)
		・未来投資戦略 2018―「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革
	目標設定の	— (30 年 6 月 15 日閣議決定)
	考え方 ■ 根拠	・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について(令
		和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)
		・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(25 年法律第 65
		号)
		・高齢社会対策大綱(30年2月16日閣議決定)
		・「高齢社会における金融サービスのあり方」(中間的なとりまとめ)
		(30年7月3日)
		・「利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまで
		の実践と今後の方針~(令和元事務年度)」(元年8月28日)
		・[主要] 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた
		取組状況(金融機関による取組みの「見える化」の促進に向けた各種
		施策の実践、元年度)
		・[主要] 家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み

状況(①NISA制度関連の税制改正要望提出・元年度、②NISA
制度の周知・広報活動の拡充、元年度)
・利用者の利便を向上させるための取組み状況(①障がい者等の利便
性向上に向けた取組みの実施(各金融機関に対するアンケート調査の
公表等、元年度)、②後見制度支援預金等の導入状況に係る調査等の
実施、元年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっ
ている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、元年度)
・[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み
状況(最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みの
実施、元年度)

		測定指標	
指	標① [主要]金 想状況	を融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取	【達成】
	元年度 目標	金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた行	各種施策の実施
	元年度 実績	・投資信託の販売会社に対し、役員・本部及び営業店へのう等、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモ施しました。 ・外貨建保険等の販売額が増加している商品について、営顧客宛提案等の実態や本部における管理の状況について・「顧客本位の業務運営に関する原則(平成29年3月策定)組方針、自主的なKPI及び投資信託の販売会社におけるKPI(30年6月公表)を公表した事業者のリストを公表し・良質なアドバイスができる人材の育成等について、金融を実施しました。また、金融機関が顧客の利益をより目な手数料体系のあり方について、外部有識者との議論を今後、金融機関等とも議論を進めてまいります。 ・金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、欧米の参考に、我が国における高齢顧客対応のあり方や顧客本と情報提供のあり方等について議論を行いました。	ニタリングを実 関場にはた。 対はました。 対はまいがでする。 大変では、 大変できるが、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変できるが、 大変では、 大変できるが、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変できるが、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変でした。 大変では、 、 大変では、 大変では、 大変では、 大変では、 大変でな 、 大変でが、 大変でが、 、 大変でが、 、 、 大変でが、 、 大変でが、 、 大変でが、 、 、 、 大変でが、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
指	標② [主要]家 標② 況	戻計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み状	【達成】
	元年度	①NISA制度関連の税制改正要望提出	
	目標	②NISA制度の周知・広報活動の拡充	
	元年度 実績	・成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成 観点から、NISA制度の恒久化(延長)・利便性向上に 要望を行い、つみたてNISAについて5年間延長、一 いては一部見直した上で、2024年から5年間の措置が (「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8	向けた税制改正 般NISAにつ 認められました

	目標 元年度 実績	・金融庁及び財務局が連携して、各都道府県の教育委員会 きかけを行い、金融庁及び財務局による金融経済教育の 度において 81 校約 14,000 人に対して実施しました。こ 通じて、教育現場のニーズをより丁寧に把握した上で、 識を学ぶことができる教材の作成等を行いました。	出張授業を元年 うした取組みを
	元年度	最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み	みの実施
指	쁻 (4)	低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み	【達成】
	元年度実績	① 障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組みとして対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しましまた、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関にルへの取組みの浸透・徹底を促しました。さらに、障が機関関係団体との意見交換会を実施し、直接の対話の機で、相互の課題認識や取組事例の共有を図りました。(2) 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とす度支援預金及び後見制度支援信託の導入について、業界換会を通じて、各金融機関に対し、取組みを促しました。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)融機関における外国人の口座開設の円滑化が、都市部の含めた各金融機関の支店・窓口においても一層徹底されい日本語を含む14 か国語の外国人向けパンフレット及向けのパンフレットを地方出入国在留管理官署や地方で配布しました。また、業界団体との意見交換会を通じにおける対応の周知徹底を促しました。さらに、金融機人への対応に関する取組状況を把握するため、アンケーました。	た(元 8 月)。 (元 8 月)。 (元 5 日 5 日 6 日 7 日 7 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8
	元年度 目標	①障がい者等の利便性向上に向けた取組みの実施(各金融ンケート調査の公表等) ②後見制度支援預金等の導入状況に係る調査等の実施 ③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっていの妥当性や対応策を調査・検討する	機関に対するア
指	 標③ 利用者の	口座となりました。 対便を向上させるための取組み状況	【未達成】
		・ うみたてN I S A の同知・広報について、職場を活用して う取組みの促進のため、都道府県庁、商工会議所等に対 行いました。また、主に若年世代に対する広報として、 てプロモーションビデオの発信を行ったほか、投資初心 始める際のポイントを座談会形式で解説したコンテンツ ページに掲載するなど、新たな発信チャネルを通じた取った。 その結果、つみたてN I S A の口座数については、元年度	して働きかけを SNSを活用し 者が資産形成を を金融庁ホーム 組みを進めまし
		・つみたてNISAの周知・広報について、職場を活用し	情報提供等を行

- ・30 年3月及び7月に実施された高校学習指導要領及び同解説の改訂において、金融経済教育に関する内容が拡充されたことを踏まえ、各県の教員向け研修会に講師を派遣し、金融経済教育、金融トラブル、資産形成に関する指導法等について説明を行ったほか、財務局と連携して、高校での金融経済教育に関する研究授業を実施しました。
- ・「インサイダー取引規制に関するQ&A」について、インサイダー取引規制の正確な理解や株式取引等を通じた安定的な資産形成の促進に効果的に活用して頂くことが重要であり、経済団体等を通じて企業経営層や企業担当者に対し、社内における啓発活動や社内規則の再点検について理解を求めるなど、積極的な働きかけを実施しました。

参考指標 「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針、自主的な KPI 及び投資信 指標① 託の販売会社における比較可能な共通 KPI を策定・公表した金融事業者数 令和2年3月末時点 「原則」を採択し取組方針を策定・公表した金融事業者:1,925 社(平成 31年3月末時点から306社増加) 元年度 自主的な KPI を策定・公表した金融事業者:990社(31年3月末時点から 実績 477 社増加) 共通 KPI を策定・公表した金融事業者:380 社(31 年3月末時点から256 社増加) 指標② つみたてNISA、一般NISA及びジュニアNISAの口座数 令和2年3月末時点 元年度 一般NISA: 1,185 万 9,048 口座(前年度比約 2.7%増加)、ジュニアNI 実績 SA: 35 万 8,518 口座(前年度比約 12.6%増加)、つみたてNISA: 219 万 6,808 口座(前年度比約 72.4%增加)

	B(相当程度:	B(相当程度進展)		
	【判断根拠】	国民の安定的な資産形成の促進という観点から、金融機		
		関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、投資信		
		託の販売会社に対し、役員・本部及び営業店へのヒアリン		
		グを行う等、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況につい		
		てモニタリングを実施したほか、金融審議会市場ワーキン		
目標達成度合い		グ・グループにおいて、欧米の規制対応なども参考に、我		
の測定結果		が国における高齢顧客対応のあり方や顧客本位のアドバイ		
		スと情報提供のあり方等について議論を行いました。【測定		
		指標①】。また、家計における長期・積立・分散投資の推進		
		に向けた取組みとして、成長資金の供給を促すとともに家		
		計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA		
		制度の恒久化(延長)・利便性向上に向けた税制改正要望を		
		行い、つみたてNISAについて5年間延長、一般NIS		

≕7.年4± 田

	【必要性】	Aについては一部見直した上で、2024 年から5年間の措置が認められた【測定指標②】ほか、金融リテラシー向上のための取組みとして、金融庁及び財務局が連携して、各都道府県の教育委員会・教育庁への働きかけや金融経済教育の出張授業の実施、教員向け研修会への講師派遣などの取組みを行いました【測定指標④】。さらに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるという観点から、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預金及び後見制度支援信託の導入について、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、取組みを促したものの、当該目標については未達成となりました【測定指標③】。 上記の結果のとおり、一部の測定指標が未達成となったことから、評価結果を「B」としました。 国民の安定的な資産形成を促進することや、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、金融サービスが適切になされるための環境整備が必要であると考えています。
施策の分析	【効率性】	業界団体との意見交換会やアンケート調査結果等を活用した実態把握や新たな施策の検討等を行うことにより、効率的な取組みを進めることが出来たと考えています。 家計の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境や、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための環境の整備は、目標の達成に有効な施策である
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	【今後の課題】	を考えています。 多くの測定指標で目標は達成したものの、ICTを活用したデジタルコンテンツ等の提供により、学校や企業における金融経済教育を支援するための取組みや、2024年の新NISA導入に向けた周知・広報等を進めていきます。また、金融事業者における「顧客本位の業務運営の充実」に向けて、金融審議会市場ワーキング・グループの議論も踏まえた同原則の見直しの検討や、金融機関の取組み事例の比較・分析による金融機関との対話の充実を図るほか、後見制度支援預金等の導入促進など、各測定指標において、より国民の安定的な資産形成や顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に資するよう、施策を推進する必要があります。

【施策】

国民の安定的な資産形成を促進するため、引き続き、顧客本位の業務運営の確立・定着や長期・積立・分散投資の推進等に取り組んでいく必要があります。また、利用者が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を受けられるよう、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組みが、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していく必要があります。

【測定指標】

【測定指標①】について、金融機関が顧客本位の業務運営を行っているか、引き続き検証していく必要があることから、今後の市場ワーキング・グループでの議論も踏まえ、販売会社との対話の充実を図っていくほか、販売会社の取組みの好事例と不芳事例を比較・分析するなど、モニタリングを強化していきます。

【測定指標②】について、家計の安定的な資産形成の支援を図るため、NISAの利便性向上に向けた検討や広報の充実を引き続き進める必要があることから、来年度も同様の測定指標を設定します。

【測定指標③の①】について、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組みが、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していきます。

【測定指標③の②】について、各金融機関に対し、後見制度支援預金等の導入状況を調査するとともに、導入に向けた取組みを促していきます。

【測定指標③の③】について、外国人が金融機関において 円滑に口座を開設できるよう、引き続き取組みを進めてい く必要があることから、来年度も同様の測定指標を設定し ます。

【測定指標④】について、金融リテラシー向上のため、 様々な機会を活用しながら、着実に金融経済教育を推進す ることが重要であることから、「最低限身に付けるべき金融 リテラシーの普及に向けた取組」を引き続き主要指標とし ます。

主な事務事業の取組内容・評価

- ① 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着
 - ・投資信託の販売会社に対し、役員・本部及び営業店へのヒアリングを行う等、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモニタリングを実施しました。

- ・外貨建保険等の販売額が増加している商品について、営業現場における 顧客宛提案等の実態や本部における管理の状況について検証しました。
- ・「顧客本位の業務運営に関する原則(平成29年3月策定)」を採択し、取組方針、自主的なKPI及び投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI(30年6月公表)を公表した金融事業者のリストを、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表しました。
- ・良質なアドバイスができる人材の育成等について、金融機関等との議論 を実施しました。また、金融機関が顧客の利益をより目指していくよう な手数料体系のあり方について、外部有識者との議論を実施しました。 今後、金融機関等とも議論を進めてまいります。
- ・金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、欧米の規制対応なども 参考に、我が国における高齢顧客対応のあり方や顧客本位のアドバイス と情報提供のあり方等について議論を行いました。 これらの取組みにより、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるた めの制度・環境整備に向けて進展があったものと考えています。

② 家計における長期・積立・分散投資の推進

- ・成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援していく 観点から、NISA制度の恒久化(延長)・利便性向上に向けた税制改正 要望を行い、つみたてNISAの5年延長等の措置が認められました (「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)にて改正)。
- ・つみたてNISAの周知・広報について、職場を活用し情報提供等を行う取組みの促進のため、都道府県庁、商工会議所等に対して働きかけを行いました。また、主に若年世代に対する広報として、SNSを活用してプロモーションビデオの発信を行ったほか、投資初心者が資産形成を始める際のポイントを座談会形式で解説したコンテンツを金融庁ホームページに掲載するなど、新たな発信チャネルを通じた取組みを進めました。

その結果、つみたてNISAの口座数については、元年度末に約 220 万口座となりました。

- ・日本銀行・業界団体・金融機関・フィナンシャルプランナー (FP)等との連携については、各団体が主催する資産形成に関するイベントの実施の際に後援を行うとともに、金融庁職員を派遣するなど連携に努めました。
- ・金融サービス利用者が金融商品購入時に参考とできるよう、金融商品販売会社との対話におけるポイントを策定するため、参考となる事例を収集しながら検討を行いました。

③ アクセシビリティの向上(利用者の利便を向上させるための取組)

・障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組みとして、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました(元年8月)。 その結果、視覚障がい者対応ATMの設置のほか、代読・代筆の手続に関する内規の整備状況は引続き高い水準を維持しているものの、社内研修や外部講習、民間資格取得等の障がい者等への対応力向上のための取組みを行っていないと回答した金融機関も一部に見られたこともあり、 業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、現場レベルへの 取組みの浸透・徹底を促しました。また、障がい者団体と金融機関関係 団体との意見交換会を実施し、直接の対話の機会を設けることで、相互 の課題認識や取組事例の共有を図りました。(元年6月)

- ・業界団体との意見交換会において、後見制度支援預金の導入や認知症サポーターの養成、不測の事態における預金の払出しなど顧客の事情に配慮した対応、認知症に関する金融・保険商品やサービスの開発・普及に向けた積極的な取組みを要請しました。なお、後見制度支援預金等の導入状況に係る調査については、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、実施時期を検討していきます。
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、金融機関における外国人の口座開設の円滑化が、都市部のみならず地方も含めた各金融機関の支店・窓口においても一層徹底されるよう、やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットを地方出入国在留管理官署や地方自治体等を通じて配布しました。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関における対応の周知徹底を促しました。さらに、金融機関における外国人への対応に関する取組状況を把握するため、アンケート調査を実施しました。

④ 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備

金融リテラシー向上のため、以下の取組みのとおり、様々な機会を活用しながら金融経済教育を推進しました。

- ・3年4月より中学校向けの、4年4月より高校向けの、金融経済分野に関する記述がより充実した新学習指導要領による学習が開始されることを踏まえ、各県の教員向け研修会に講師を派遣し、金融経済教育、金融トラブル、資産形成に関する指導法等について説明を行ったほか、財務局と連携して、高校での金融経済教育に関する研究授業を実施しました。
- ・各地での出張授業や教育関係者との意見交換などから得られた教育現場 のニーズも踏まえ、効果的に金融経済教育の授業を行うことができるよ うなワークショップ形式の教材を開発したほか、教育現場で使いやすい 副教材について検討を行いました。
- ・金融庁及び財務局が連携して、各都道府県の教育委員会・教育庁への働きかけを行うとともに、金融経済教育の出張授業を元年度において 81 校約 14,000 人に対して実施しました。また、金融庁・財務局、金融広報中央委員会・各都道府県の金融広報委員会の責任者が集まる会議などの機会を通じて、連携強化に向けて意見交換を行ったほか、地域の教育機関等、金融経済教育に関する関係者とネットワークの構築を図りました。
- ・「基礎から学べる金融ガイド」について、金融庁職員による出張授業等の機会に配付したほか、金融庁ホームページで送付の申込みを受け付けることを通じ、全国の高校・大学・地方公共団体等に配布し、広く周知を行いました。
- ・インサイダー取引規制について分かりやすく解説するため「インサイダ

一取引規制に関するQ&A」を令和元年7月に改訂。Q&Aの改訂について、経済団体や個別企業幹部への説明を通じた普及活動等を行い、株式投資等が、上場企業役職員を含めより多くの個人の資産形成に有効活用されるよう促しました。

	区	分	29 年度	30 年度	元年度	2年度
		当初予算	61	61	52	36
施策の	予算の状況	補正予算		1	_	_
予算額 ■ 執行額等	(百万円)	繰越等	45	_		
		合 計	106	60		
	執行額(百万円)	67	24		

学識経験を有する者 の知見の活用

政策評価に関する有識者会議(令和2年6月23日)

【測定指標①】

- ・リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について(最終報告)(金融庁元年8月9日)
- ・投資信託等の販売会社における顧客品位の業務運営のモニタリング結果について(金融庁元年8月28日)
- ・「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況について(金融庁2年3月末時点)
- ・「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針・自主的な KPI・共通 KPI を公表した金融事業者のリスト(金融庁2年3月末時点) の公表について

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報

【測定指標③】

- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」(令和元年 12月20日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

【測定指標⑤】

- ·「金融経済教育研究会報告書」(金融経済教育研究会 25 年 4 月 30 日公表)
- ・「金融リテラシー・マップ」(金融経済教育推進会議 27 年 6 月 29 日公表)

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課

担当部局名

企画市場局 市場課

監督局

総務課、銀行第二課協同組織金融室、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課

政策評価実施時期

令和2年6月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策Ⅱ-2)

施策名	利用者の保護を確保するための制度 • 環境整備と金融モニタリングの 実施
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。
達成すべき目標	霊 金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定 <i>の</i> 考え方・相 拠	

	測定指標				
指	指標① [主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況 【達成】				
元年度目標 所要の政令・内閣府令を整備等					
	元年度実績	・ 暗号資産交換業等を巡る諸問題について利用者保護の確何 ションとのバランスに配慮しつつ、制度的な対応を検討し 交換業等に関する研究会」における検討結果等を踏まえた	た「仮想通貨		

		術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月31日に成立、同年6万日に公布されました。これを受けて、改正法の細則を定める等、関係政令・内閣府令等の策定を行い、令和2年4月3日に公布しました(正法及び関係政府令等は同年5月1日に施行)。	月係
指	標② [主要]	預金取扱金融機関における更なる態勢整備 【達成】	
	元年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行う。 ともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保 の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
	元年度実績	・平成30事務年度及び令和元事務年度の「実践と方針」を踏まえ、顧っの信頼・安心感の確保等の観点から、預金取扱金融機関への定期及び時のヒアリング等のモニタリングやサイバーセキュリティ演習等を立じ、情報セキュリティ管理態勢の整備状況やサイバーセキュリティに行る態勢整備状況を検証しました。	随通
指	標③ [主要]	保険会社等における更なる態勢整備 【達成】	Ļ
	元年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行う。 ともに、「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた、経営レベルでの 議論や、社内各部門の連携状況・取組みをモニタリングし、より優れた 務運営に向けた商品設計や募集管理態勢等の整備を促していく	の
	元年度実績	・ 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正を行い(令和元年 1月 21日)、商品及び顧客の特性を踏まえた保険商品審査の実施を明確しました。また、「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた経営ベルでの議論や、社内各部門の連携状況・取組みをモニタリングし、の優れた業務運営に向けた態勢整備がなされているか等の観点から対話を行いました。	にレよ
指	標④ [主要]	日本郵政グループにおける態勢整備 【未達成】	
	元年度目標	適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善やグループとしてのガ バナンス発揮に向けた取組みを促していく	
	元年度実績	 かんぽ生命及び日本郵便に対しては、不適正な保険募集事案について立入検査を実施し、その結果等を踏まえ、3か月間の一部業務停止命及びガバナンスの抜本的な強化を含む業務改善命令を発出しました。 日本郵政に対しては、グループガバナンス態勢の構築などを含む業務改善命令を発出しました。 ゆうちよ銀行に対しては、投資信託販売に関し、高齢者の勧誘等、原客本位の業務運営の状況についてモニタリングを行いました。 	令務
指	標⑤ [主要]	金融商品取引業者等における更なる態勢整備 【達成】	
	元年度目標	必要に応じて監督指針の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するととに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	客

Et-c	元年度実績	・「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を行い(令和元年9月30日)、暗号資産等に投資する投資信託等の組成・販売についての留意事項を定めました。また、「令和元事務年度実践と方針」を踏まえ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けモニタリングを行いました。
指	標⑥ [主要]	貸金業者における更なる態勢整備 【達成】
	元年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、 資金需要者等の利益の保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備 を促すよう指導・監督を行う
	元年度実績	・ 元年 10 月に監督上の重点事項(着眼点)を作成しました。これらを踏まえ、貸金業者については、財務局及び自主規制機関と連携しつつ、ヒアリング等を通じて実態把握を行い、適正な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。 ・ 元年 12 月、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」や金融庁の組織再編等を踏まえた監督指針の見直しを行い、改正をしました。
指	標⑦ [主要] 整	前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢 備 【達成】
		必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前
	元年度目標	払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う
	元年度実績	 元年 10 月に監督上の重点事項(着眼点)を作成しました。これらを踏まえ、前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、財務局等と連携しつつ、ヒアリング等を通じて実態把握及び検証を行い、適正な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。 キャッシュレス決済機能を提供する事業者に対し、不正アクセスに備えた十分なセキュリティ対策等を促すため、個人情報保護委員会及び経済産業省とともに事業者に向けた注意喚起を実施・公表しました(元年8月)。 前払式支払手段発行者として無届出の海外ゲーム事業者向けに、資金決済法について周知を行うため、どのようなゲームアイテムが資金決済法の前払式支払手段発行者の届出の対象となるか等につき示したパンフレット(日本語、英語、中国語併記)を公表・配布するなどの対応を行いました(元年10月等)。
指	標⑧ [主要]	無登録業者等に対する適切な対応 【達成】
	元年度目標	無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業 者への適切な対応を行う
	元年度実績	 ・ 金融庁において、無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を42件実施しました。 ・ 証券取引等監視委員会において、無登録業者に関し無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた3件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 ・ 本年2月より、金融庁による公表内容について、Twitterにおいて情

	報発信を行うことにより投資者への注意喚起を強化しました。						
指標⑨	相談室	相談員の研修受講状汚	₹	【達成】			
基	準値		実績	目標値			
30	年度	元年度		元年度			
5	5 旦	5 回		5 回			
指標⑩	金融ト	ラブル連絡調整協議会	:の開催状況	【達成】			
基準	善 植		実績	目標値			
30 4		元年度		元年度			
2	□	2回		2回			
つ(つ(いて、「行いて議論	各機関の業務改善に資 を行いました。	こおいては、各指定紛争解決機関の業務選 する取組み」等をテーマとして、更なる	改善点等に			
指標⑪	財務局	及び地方自治体におけ	る多重債務相談窓口の設置状況 ※	【達成】			
元年	度目標	ほぼ全ての市区町村	(99%) において設置されている状況				
元年	度実績	・ ほぼ全ての市区	町村(99%)において設置されています。	0			
指標⑫	多重債	務相談窓口の周知・広	報に係る活動状況	【達成】			
元年	度目標	多様な手段により効	果的に周知・広報活動を行う				
元年	・ 相談窓口の周知・広報として、消費者向け及び事業者向けの相談窓口 元年度実績 を記載したリーフレット、ポスター及びポケットティッシュを作成し、 関係機関を通じて配布しました。						
指標(3)	財務局	における管内自治体の	相談員等向け研修の実施	【達成】			
元年	元年度目標 各財務局において実施						
元年	・ 多重債務相談に有用な知識の習得のため、財務局において、ギャンフル等依存症の専門家等を講師とする研修を実施し、管内地方自治体の多重債務相談員等の相談体制強化をバックアップしました。						
指標⑭			見点からの多重債務相談窓口と精神保健 の連携強化に向けた取組みの状況	【達成】			

	元年度目標	連携強化に向けた取組みを行う				
	元年度実績	 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づく厚生労働省からの通知 (各地域の包括的な連携協力体制の構築に係る通知)を受け、財務局及 び地方自治体に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や 課題の共有等を図り、多重債務相談対応において活用するよう事務連絡 を発出しました。 多重債務相談員向けに配付しているギャンブル等依存症関連相談への 対応マニュアルについて、円滑な連携・相談対応に資するよう、有識者 や相談員の意見も踏まえ、令和2年3月に再度改訂しました。 				
指	標(15)	ーネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリ 策の実施状況 【達成】				
	元年度目標	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う				
 元年度日係 るセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う ・ 「令和元事務年度実践と方針」において、「インターネット等を利力を非対面取引の安全対策・不正送金への対応」を重点施策と定めて表金融機関におけるセキュリティ対策等の取組状況を検証しました。 ・ 偽造キャッシュカードやインターネットバンキング不正送金被害がする注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関、る補償状況を当庁ウェブサイトにおいて公表しました(令和元年610月、12月、令和2年3月)。 ・ メールやショートメッセージ(SMS等)を用いたフィッシング等に対し、ターネットバンキング利用者のID・パスワード等を盗み、対を不正に送金する事案が多発したことから、当庁ウェブサイトにおいては、金融機関に対しインターネットバンキングに係るセキュリー対策の有効性を確認するなどフィッシング詐欺被害防止に取り組まり対応を促しました(令和元年11月、令和2年2月)。 ・ 金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティを等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットスング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケートにを実施しました。 						
指	標⑯ 不正利力	用口座への対応状況 【達成】				
	元年度目標	金融機関において利用停止等の措置を実施				
	元年度実績	・ 金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して情報提供を行い、令和2年3月末時点で89件の利用停止、107件の強制解約等の措置を行いました。(30年度:利用停止115件、強制解約128件)				
指	標⑪ 振り込む	め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況 【達成】				
	元年度目標	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す				

元年度実績

・ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き 金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行い ました。また、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な 連絡等の取組を促しました。これらの取組により、被害者の申請に基づ く返金額について、元年度は約7億円となっています。

指標(18) 暗号資産交換業における態勢整備

【達成】

元年度目標

資金決済法等改正法の施行に向けて、暗号資産交換業者における実効性の ある態勢整備、自主規制機能の早期確立の促進、利用者に対する注意喚起 の実施、国際的な連携、モニタリング体制・手法の検討を進めていく

元年度実績

- ・ 暗号資産交換業者に対しては、自主規制機関との連携を強化しつつ、 これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえ、事務ガイド ラインを改正し(元年9月)、業者に求められる体制整備等の内容を明 確化する等の対応を行いました。また、業務改善計画の進捗状況等のフ オローアップなど、機動的かつ深度あるモニタリングを実施しました。 新規登録申請業者に対しては、登録審査プロセスの透明性を高めつつ、 業務運営体制の実効性について厳正な登録審査を行いました。
- ・ 無登録で暗号資産交換業を行っていると疑われる者 21 先に対して照 会書を発出し(31年4月~2年3月)、うち3先には警告書を発出する とともに、社名等を公表しました(元年6月、12月及び2年1月)。
- ・ 暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、引き続き関係省庁と連携し、 利用者向けの注意喚起等を更新・実施しました(31年4月)。
- 各国当局や国際機関の参加の下、暗号資産ラウンドテーブル(元年9 月)を実施する等、国際的な連携を強化しました。
- ※「財務局(等)及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況」に関し、過年度に公表した「事前分析」 表」及び「実績評価書」記載の設置市区町村数(実数)に正確性が確認できないものがありましたので、以下 のとおり、実数の削除又は置換えを行います。
 - 【対象】平成27年度、平成28年度、平成29年度及び平成30年度の「実績評価書」並びに平成30年度の「事
 - 【内容】平成27年度時点、平成28年度時点、平成29年度時点及び平成30年度時点の実数を削除又は同時点 の設置率 ((約) 99%) に置換え
 - (注)以上は、令和元年12月に公表した「実施施策に係る事前分析表」に掲載した内容を再掲するものです。

参考指標

指標①

各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況 <受付件数等>

元年度実績

- · 苦情処理手続受付件数 7,116 件、紛争解決手続受付件数 1,371 件(元
- 苦情処理手続受付件数 7,377 件、紛争解決手続受付件数 1,666 件(30 年度)

・無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数 指標②

元年度実績 | • 0件(30年度:0件)

指標③ ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数

元年度実績

・ 元年度に金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数は、37,518件です。(30年度の受付件数は、36,858件)

指標④ ・財務局及び地方自治体における多重債務相談件数

元年度実績

財務局及び地方自治体の元年の相談件数の合計は約3万件。

指標⑤ 金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数

元年度実績

・ 金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して、令和2年3月末時 点で220件の情報提供を行いました。(平成30年度:291件)

指標⑥ インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況<件数・金額>

・各類型による被害発生状況は以下のとおりです。(令和元年 12 月末時点)

① 偽造キャッシュカード:166件、125百万円

(平成 30 年度: 274 件、94 百万円)

② 盗難キャッシュカード:11,177件、8,350百万円

(平成30年度:13,441件、9,405百万円)

③ 盗難通帳 : 23 件、22 百万円

(平成30年度:42件、24百万円)

④ インターネットバンキング:1,503件、1,836百万円

(平成30年度:396件、884百万円)

指標⑦ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況<金額> ※預金保険機構公表資料

元年度実績

元年度実績

・ 162 億円 (被害者への返金額 (元年度末までの累計)) (前年度末:155 億円)

指標⑧ 振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料

元年度実績

令和元年の振り込め詐欺等の被害は、16,836件、約302億円です。(平成30年:17,844件、約383億円)

指標⑨ ・無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数

元年度実績

• 3件(30年度:2件)

評価結果

B(相当程度進展あり)

【判断根拠】

目標達成度合い の測定結果 金融サービスの利用者の保護の観点から、政府令の整備 (測定指標①) や情報セキュリティ管理態勢及びサイバー セキュリティに係る態勢整備状況の検証(測定指標②)、顧 客本位の業務運営を促すべく保険会社等と対話を行う(測 定指標③)など、利用者が安心して金融サービスを受けられ るための環境整備を進めました。

日本郵政グループに対し、業務改善計画の発出等により、適切な顧客対応及び保険募集態勢等の抜本的な改善やグル

ープとしてのガバナンス発揮に向けた取組みを促したものの、業務改善計画の着実な実施など、適切な態勢整備を引き続き促していく必要があることから、当該目標については未達成となりました(測定指標④)。

暗号資産交換業者に対しては、自主規制機関との連携を 強化しつつ、これまでの検査・モニタリングで把握した実態 等を踏まえ事務ガイドラインを改正し、機動的かつ深度あ るモニタリングを行うとともに、業務運営体制の実効性に 関する厳正な登録審査の実施、無登録業者に対する対応等 の取組を実施しました。暗号資産に関する相談等の実態を 踏まえ、引き続き関係省庁と連携し利用者に対する注意喚 起を実施したほか、暗号資産ラウンドテーブルの実施等を 通じ国際的な連携の強化を行いました。更に、「仮想通貨交 換業等に関する研究会」における必要な制度的対応の検討 を踏まえた改正法の成立を受け、関係政令・内閣府令等の策 定を行いました。(測定指標①・⑧)

「保険会社向けの総合的な監督指針」(測定指標③)及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(測定指標⑤)や、貸金業者や前払式支払手段発行者及び資金移動業者に対するヒアリング等を通じた実態把握を行いました(測定指標⑥⑦)。更に、インターネットバンキング等金融犯罪の防止のため、「令和元事務年度実践と方針」を踏まえた金融機関におけるセキュリティ対策等の取組状況の検証を行うとともに、業界団体との意見交換会において適切な対応を促す(測定指標⑥)など、多くの測定指標で目標を達成しました。

上記のとおり、一部の測定指標が未達成となったことから、評価結果を「B」としました。

【必要性】

金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することや制定した利用者保護ルールの運用状況について適切にフォローアップしていくことが必要であると考えています。

1,77

【効率性及び有効性】

利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができています。

施策の分析

語•次

【今後の課題】

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中においては、引き続き、利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、日本郵政グループにおける業務改善計画の着実な実施など、金融機関等の適切な態勢整備を引き続き促して

今後の課題・次 期目標等への反 映の方向性

いく必要があります。

また、金融機関等による法令等遵守態勢の確立も重要であり、引き続き、各種紛争解決機関や相談窓口との連携及び 当局での相談体制の強化を図るとともに、金融機関等が法 令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、問 題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要がありま す。

【 施 策 】 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて、利用者保護のために必要な制度整備や金融機関等の適切な態勢整備を促すための指導・監督などについて、引き続き取組を進めていきます。

【測定指標】 ① 引き続き、利用者保護の観点から、所要の政令・内閣府 令の整備など、制度整備を進めていきます。

- ② 引き続き、預金取扱金融機関の適切な態勢整備を促すため、銀行法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。
- ③ 引き続き、保険会社等の適切な態勢整備を促すため保 険業法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきま す。
- ⑤ 引き続き、金融商品取引業者等の適切な態勢整備を促すため、金商法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。
- ⑥ 引き続き、貸金業者の適切な態勢整備を促すため貸金 業法、監督指針等を踏まえ指導・監督を行っていきます。
- ① 引き続き、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の 適正な態勢整備を促すため資金決済法、事務ガイドライ ン等を踏まえ指導・監督を行っていきます。
- ⑧ 投資者保護のため、引き続き無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、裁判所への申立ての実施状況を確認します。
- ⑨ 引き続き当相談室の職員に対する研修を計画し、着実に実行していきます。
- ⑩ 引き続き、金融ADR制度の円滑な運営のため、金融トラブル連絡調整協議会の枠組みも活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行います。
- ① 引き続き、財務局及び地方自治体における多重債務相 談窓口の設置状況を注視します。

- ② 引き続き、多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動を 行います。
- ③ 引き続き、財務局における管内自治体の相談員等向け 研修を実施します。
- ④ 引き続き、ギャンブル等依存症対策の観点からの多重 債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との 連携強化に向けた取組みを行います。
- ⑤ 利用者保護のため、引き続き偽造キャッシュカード等 の金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施 状況を確認します。
- ⑩ 利用者保護のため、引き続き不正利用口座への対応状況を確認します。
- ① 引き続き、振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知を図ります。
- (8) 引き続き、暗号資産交換業者の登録審査・モニタリング や自主規制団体との連携等を通じた、業者における実効 性のある態勢整備及び適切な業務運営の確保のほか、利 用者に対する注意喚起の実施、国際的な連携の強化等に 取り組んでまいります。

主な事務事業の取組内容・評価

- ① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等
 - ・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営に近づく観点からの対話を重ねた。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努めました。
 - ・預金取扱金融機関については、真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現を図るとともに、金融サービスを安心して利用できる環境を整備する観点からモニタリングを実施しました。
 - ・保険会社については、商品審査の段階から従来以上に、商品の狙い・見 込み顧客層、保険募集管理等の態勢整備の状況を確認すべく「保険会社 向けの総合的な監督指針」を改正し、審査を行いました。さらに、態勢 整備を含む顧客本位の業務運営が行われているかという観点から、経営 レベルの議論や取組みを把握する包括的なモニタリングを実施しまし た。
 - ・かんぽ生命及び日本郵便に対しては、保険商品販売に係る不適切事案の 根本原因の究明及び営業目標・インセンティブのあり方、コンプライア

ンスを遵守するカルチャーの醸成、適切な実態把握に基づく経営陣によるリーダーシップの下でのガバナンスの発揮状況等について検証するため、立入検査を実施しました。検査結果等を踏まえ、3か月間の一部業務停止命令及びガバナンスの抜本的な強化を含む業務改善命令を発出しました。

- ・日本郵政に対しては、保険持株会社としての実効的な統括・調整機能を 発揮するためのグループガバナンス態勢の構築などを含む業務改善命 令を発出しました。
- ・ゆうちょ銀行に対しては、投資信託販売に関し、郵便局を含めた現場レベルにおける高齢者の勧誘や適合性の確認等、顧客本位の業務運営の状況についてモニタリングを実施しました。
- ・少額短期保険業者については、最低基準を満たした業務運営が行われているか、ガバナンス、人的構成等について適切な態勢整備がなされているかという観点からモニタリングを実施しました。また、保険金額の引受けの上限金額に関する経過措置適用業者の監督に当たっては、引き続き、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況について確認し、対応を求めました。
- ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供 や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実 施しました。
- ・貸金業者については、業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益 の保護を図る観点から、十分な態勢を整備するよう指導・監督しました。 なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」 に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取 り組むとともに、新たな形態のヤミ金についても、貸金業該当性に係る 法令解釈の公表や利用者向け注意喚起を実施するなど、必要な対応を行 いました。
- ・暗号資産交換業者に対しては、自主規制機関との連携を強化しつつ、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえ、元年8月に事務ガイドラインを改正し、業者に求められる体制整備等の内容を明確化する等の対応を行いました。また、業務改善計画の進捗状況等のフォローアップなど、機動的かつ深度あるモニタリングを実施しました。新規登録申請業者に対しては、登録審査プロセスの透明性を高めつつ、業務運営体制の実効性について厳正な登録審査を行いました。
- ・無登録で暗号資産交換業を行っていると疑われる者 21 先に対して照会 書を発出し、うち3 先には警告書を発出するとともに、社名等を公表し ました(元年6月、12月及び2年1月)。
- ・暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、引き続き関係省庁と連携し、 利用者向けの注意喚起等を更新・実施しました(31年4月)。
- ・各国当局や国際機関の参加の下、元年9月に暗号資産ラウンドテーブル を実施する等、国際的な連携を強化しました。
- ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、元年 10 月に監督 上の重点事項(着眼点)を作成し、利用者保護の観点から、適切な業務

運営やサービスの適切な提供を確保するよう指導・監督しました。

- ・キャッシュレス決済機能を提供する事業者に対し、不正アクセスに備えた十分なセキュリティ対策等を促すため、元年8月、個人情報保護委員会及び経済産業省とともに事業者に向けた注意喚起を実施・公表しました。
- ・前払式支払手段発行者として無届出の海外ゲーム事業者向けに、資金決済法について周知を行うため、どのようなゲームアイテムが資金決済法の前払式支払手段発行者の届出の対象となるか等につき示したパンフレット(日本語、英語、中国語併記)を公表・配布するなどの対応を行いました。
- このほか、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、以下の対応 を実施しました。
 - 保険会社等に対し、保険料の払込及び保険契約の更新について猶予期間を設けること等を要請しました。
 - 貸金業者に対し、事業者からの相談等へのきめ細かい対応等を要請しました。

② 利用者保護のための制度・環境整備

- ・暗号資産交換業等を巡る諸問題について利用者保護の確保とイノベーションとのバランスに配慮しつつ、制度的な対応を検討した「仮想通貨交換業等に関する研究会」における検討結果等を踏まえた「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月31日に成立、同年6月7日に公布されました。これを受けて、改正法の細則を定める等、関係政令・内閣府令等の策定を行い、令和2年4月3日に公布しました(改正法及び関係政府令等は同年5月1日に施行)。
- ・無登録業者に係る対応については、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携して対応するとともに、無登録業者に対して、速やかに警告書を発出しました。また、金融庁(財務局)において無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行いました(本年2月より、金融庁による公表内容について、Twitterにおいて情報発信を行うことにより投資者への注意喚起を強化しました。)。さらに、海外に所在する無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行いました。また、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てにかかる調査も積極的に実施しました。

また、無届出募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行いました。

- ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室に おいて、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・ 相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行いました。また、研修 を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態 勢の充実を推進しました。
- ・金融トラブル連絡調整協議会(指定紛争解決機関(以下「指定機関」という。)、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成)等の枠組

- みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行いました。
- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各 指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図りました。また、金 融ADR連絡協議会(すべての指定機関によって構成)を活用し、指定 機関間の連携強化に取り組みました。
- ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組みを促す とともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とす るため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施し ました。
- ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内 自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の自治体における相談 体制の強化をバックアップしました。
- ・ギャンブル等依存症対策基本法の施行も踏まえ、ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」(平成31年4月閣議決定)に則し、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携体制の構築等を進めました。このほか、多重債務問題懇談会等を通じた貸し手・借り手の状況の実態把握を行うとともに、多重債務発生予防のための金融経済教育等を推進
- ・4年4月の成年年齢引下げに向けて、引き続き、今後の業界の貸付方針・ 取組状況等を把握の上、必要な対応について業界と議論しました。

しました。

- ・銀行カードローンについては、融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の 適正化をスピード感持って推進していくため、各行が多重債務の発生防 止の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえた適切な業務運営を行ってい るか、詳細な実態把握を行い、その結果を「銀行カードローンのフォロ ーアップ調査」として、元年9月に公表しました。調査の結果、全体と して、融資審査態勢の見直し等の業務運営の改善に向けた取組が進んで おり、業界としての業務運営水準の高まっている状況が認められまし た。他方、取組が十分に進んでいない銀行や項目も見られたことから、 好事例の共有や対話等を通じて具体的な改善を促すなど、個別に早急な 対応を促しています。
- ・インターネット等を利用した非対面取引について、顧客の ID やパスワードの詐取により顧客本人になりすまし、顧客本人が意図しない取引を行うといった不正な取引が認められる等、犯罪手口がますます巧妙化・多様化している中、引き続き、金融機関に対する被害状況のヒアリング等を通じて、こうした不正取引の防止に向けた態勢の整備を促しました。
- ・預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を 欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関 及び警察当局への速やかな情報提供等を実施しました。また、金融機関

における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証しました。加えて、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」に沿った、被害者救済対応を的確に行っているかについて確認し、官民一体による返金制度の周知や、預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知を徹底しました。

- ・このほか、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、以下の対応 を実施しました。
- 金融機関との取引(資金繰り等)に係る相談を受け付ける「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を開設しました。
- 金融機関等に対し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた顧客から支払猶予等の申出を受け、一定期間猶予した場合には、信用情報機関に延滞情報として登録しないことを要請しました。

	区分		29 年度	30 年度	元年度	2年度
		当初予算	17	44	38	40
施策の	予算の状況	補正予算	_			
予算額 ■ 執行額等	(百万円)	繰越等				
		合 計	17	44		
	執行額(音	万円)	15	23		

学識経験を有する	
者	政策評価に関する有識者会議(令和2年6月23日)
の知見の活用	
政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 ・令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について(金融庁 2年1月) (https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200114/20200114.html) 【測定指標②】 ・「変革期における金融サービスの向上に向けて〜金融行政のこれまでの実践と今後の方針〜(平成30事務年度)」(30年9月26日公表) ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまでの実践と今後の方針〜(令和元事務年度)」(元年8月28日公表) 【測定指標③】 ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまでの実践と今後の方針〜(令和元事務年度)」(元年8月28日公表) 【測定指標⑤】 ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまでの実践と今後の方針〜(令和元事務年度)」(元年8月28日公表) 【測定指標⑥】 ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまでの実践と今後の方針〜(令和元事務年度)」(元年8月28日公表)

・照会に対する回答(文書)

(https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/kashikin/index.
https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/kashikin/index.

【測定指標⑦】

- ・キャッシュレス決済機能を提供する事業者の皆様への注意喚起 (https://www.fsa.go.jp/policy/shikinkessai/01.pdf)
- ・「ゲーム事業者は資金決済法に基づく届出が必要です!」 (https://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/2019game.pdf)

【測定指標⑧】

- 無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について (https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html)
- ・裁判所への申立ての実施状況

(https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm)

【測定指標⑩】

- ・第 57 回金融トラブル連絡調整協議会資料(金融庁 令和元年6月 26 日公表
- ・第 58 回金融トラブル連絡調整協議会資料(金融庁 令和2年1月 15日公表)

【測定指標印】

・多重債務者相談強化キャンペーン 2019 の実施について (https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/campaign/campaign2019

<u>.html</u>)

【測定指標⑭】

- ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画(平成31年4月19日閣議決定)
- ・「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて」

(https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/gambling/20200331.html)

【測定指標⑮】

・「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」(金融庁 令和2年3月17日公表)

【測定指標⑩】

・「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」(金融庁 令 和2年4月30日公表)

【測定指標⑪】

・振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ

(https://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/index.html)

【測定指標®】

・事務ガイドラインの一部改正案に対するパブリックコメントの結果 について(金融庁 元年9月)

(https://www.fsa.go.jp/news/r1/virtualcurrency/20190903.html)

・無登録で仮想通貨交換業を行う者の名称等について(金融庁 2年 1月更新)

- (https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/kasoutsuka_mu touroku.pdf)
- ・仮想通貨に関するトラブルにご注意ください! (金融庁・消費者庁・ 警察庁 31年4月17日更新)
- (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/cautio
- ・暗号資産に関する第2回監督・監視ラウンドテーブルー国際協調の 新しい段階に向けて一(金融庁 元年9月)

(https://www.fsa.go.jp/news/r1/virtualcurrency/20190909.html)

監督局

総務課監督調査室、総務課、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・ 保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織 金融室、保険課、証券課

企画市場局

担当部局名

総務課調査室、総務課信用制度参事官室、総務課ADR室、企業開示課、市場課

総合政策局

総合政策課金融サービス利用者相談室、リスク分析総括課フィンテックモニタリング室

証券取引等監視委員会事務局

総務課

政策評価実施時期

令和2年6月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策Ⅲ-1)

施策名		金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
		金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、
		タイムリーな市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、
	施策の概要	課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正に対処する。
		これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の
		確保及び投資者保護を図る。
	達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び
	建成りへご日保	投資者保護に資すること
		市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市
		場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。
		(施策 I — 1 ②参照)
	目標設定の	【根拠】
	考え方・根拠	・金融商品取引法第 26 条、第 177 条、第 210 条 等
		・証券取引等監視委員会 中期活動方針(第 10 期)
		・利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまでの実践
		と今後の方針~(令和元事務年度)(令和元年8月28日公表)

指	指標① [主要]タイムリーな市場監視、深度ある調査・分析の実施 【達成】						
	元年度目標	マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析	等の実施				
	元年度実績	 問題の早期発見につなげるため、マクロ的な視点に基づき着目した情報収集・分析を行うなど、タイムリーな市場監視をある調査・分析に取り組みました。 具体的には、市場監視においては、グローバルなマクロ経済の変化が上場企業の業績等に及ぼす影響を分析し、内外のリに着目した市場監視を行いました。例えば、内外の経済動向や考慮した個別企業の分析を実施した他、分析に当たっては、民のヒアリングによる情報収集も行い、分析結果については、証び金融庁の関係部署と情報共有を行いました。 開示検査においては、日本を代表するグローバル企業によの事案やマクロ経済環境の変化の企業業績への影響に起因す処理の事案等の発生を踏まえ、大規模上場会社等に対する継施に加え、経営環境の変化を考慮した深度ある調査・分析を行反が疑われる上場会社の早期発見に努めました。 	で行うほか、深度 やマーケット等 スクや環境変化 収益状況などを 収益者等へ 大型である の有識者等へ る開示規制違反 る開示規制違反 る所のな監視の実 続的な監視の実				
指	[主要]市場監視の空白を作らないよう、現在の市場監視の手法や着眼等 指標② の改善に向けた検討の実施 【達成】						

	元年度目標	デジタライゼーションの進展や新しい商品・取引の出現等、市場	動向を監視し、	
lle.	元年度実績	 改善に向けた検討を実施 デジタライゼーションの進展や暗号資産デリバティブ取引管取引の出現等、市場で起こっていることを常に注意深く監視し白を作らないよう、現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向ました。 また、市場監視の中期的な方針及び目標達成のための施策して、「中期活動方針(第10期)」を策定・公表しました。そは、大きく変化する資本市場の中における、当面の課題を見振含む多様な投資者の保護に向けた取組みの推進、低流動性フ金流入に伴うリスクへの目配り等、新たな観点を明示しました。 	、市場監視の空けた検討を進め等を示すものとの策定に際して 居えて、高齢者を アンド等への資 た。	
指	標③ [主要]:	迅速・効率的な検査・調査の実施 	【達成】	
	元年度目標	課徴金制度の積極的な活用		
	・ 事案が大型化・複雑化する中、課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を 迅速・効率的に行いました。 ・ 不公正取引に対しては、早期に本格調査に着手するとともに、機動的・弾力 的な調査チームの編成に努めたほか、高度な技術を要するデータ保全は情報 技術専門官を活用する等して、調査を実施し、課徴金納付命令勧告を行いまし た。 ・ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、当局間の情報交換枠組み 等も活用しつつ、実態解明を行い、課徴金納付命令勧告を行いました。 ・ より迅速・効率的な開示検査の実施のため、業務フローや業務遂行体制を見 直すとともに、事案に応じた機動的・弾力的なチームの編成に努めました。 ・ また開示検査において、情報収集・分析の結果、不正発生リスクの高いと認 められる個社や、経営環境の変化等を踏まえて選定した業界等について、深度			
指	標④ [主要]	重大で悪質な事案に対する厳正な対処	【達成】	
	元年度目標	関係機関とも連携の上、的確に刑事告発等を実施		
	元年度実績	・ 重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、関の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処しました。 ・ 具体的には、法人及び実質的経営者ら2名が、架空売上を計り、経常損益などについて虚偽記載した有価証券報告書を提出件の告発を行いました。	・上する方法によ	
指	標⑤ [主要]	法令違反等の背景・原因の究明等	【達成】	
	元年度目標	再発防止のため、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通 共有	じて問題意識を	

- ・ 検査・調査で法令違反等が認められた場合、行政処分の勧告等を行うだけで はなく、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し、 再発防止を図りました。
- ・ 不公正取引については、情報伝達・取引推奨規制違反を含め、上場会社の役員等が関与するインサイダー取引が多数認められていることを踏まえ、取引が行われた上場会社との間で、その背景・原因、再発防止策について対話を行い、問題認識の共有に努めました。
- ・ また、インサイダー取引の勧告事案に関し、発行体の情報管理状況を把握するために、内部管理態勢のチェックリストに基づき、ヒアリングを実施し、内部管理態勢の改善を促しました。

元年度実績

- ・ 開示規制違反について、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、違反が認められた上場会社の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示のための体制構築・整備を促し、再発防止を図りました。その上で、適正な情報開示のための体制構築・整備を積極的に行わない上場会社に対しては、開示規制違反の再発を防止する観点から、関係機関(金融商品取引所、会計監査人)等と連携しました。
- ・ 証券検査においても、問題が顕在化していないものの、検査において改善が 必要な事項が認められた場合には、問題意識を検査先と共有し、違反行為等の 再発・未然防止に努めました。
- ・ 違反・不適切行為の未然防止のため、個別勧告事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行いました。また、違反・不適切行為による投資者被害の未然防止に資するよう、ウェブサイト等を通じて、投資者に対する注意喚起等の情報発信を行いました。

指標⑥ [主要] グローバルな市場監視への貢献

【達成】

元年度目標

IOSCO等に参加し、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論への貢献などを実施

几十尺口仿

- ・ IOSCO等に参加し、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論への貢献などを通じて、国際的な協力関係を深めました。
- ・ IOSCOの常設会合、年次総会及び東京で開催したアジア太平洋地域委員会会合並びにハイレベル面会を含む海外当局やグローバルに活動する金融機関との面会の場において、クロスボーダー事案やグローバルな市場監視の在り方・取組について積極的に意見交換等を行いました。

元年度実績

- ・ 特に、中国当局との間では、日中証券市場協力に関する覚書を踏まえ、第1 回日中資本市場フォーラムに参加するとともに、ハイレベル面会や実務者会 合を行い、両当局間の協力関係の強化や証券市場を巡る諸問題について意見 交換を行いました。
- ・ また、東京において、米国や欧州を含む主要各国の証券監督当局・自主規制 機関が情報・意見交換を行うラウンドテーブルを開催し、市場監視に係る諸問 題について議論しました。

指標⑦ [主要] 市場関係者との連携による市場監視機能の強化

【達成】

	元年度目標	自主規制法人・関係省庁、その他市場関係者との連携				
	元年度実績	 自主規制法人・関係省庁、その他市場関係者との間で連携を図っていくことにより、全体としての市場監視機能の強化に努めました。 国内における自主規制機関等との意見交換等について、19 回開催し、市場におけるその時々の諸問題についてタイムリーに認識を共有しました。 また、個別の勧告事案等の公表のほか、市場における自己規律強化の観点から、各種事例集の公表、ウェブサイト(市場へのメッセージ)等を通じた情報発信、寄稿、講演を積極的に実施し、一般投資家を含む市場参加者等に対し、事案の意義、内容、問題点、証券監視委の活動状況等の情報発信の充実に努めました。 				
指	標⑧ [主要]	ITの活用 【達成】				
	元年度目標	DF技術の一層の向上及びシステム環境の高度化等を実施				
	元年度実績	・ DF技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を継続的に推進しませた。 ・ より効果的・効率的な市場監視を実現するため、DFのデータの解析品質の向上やデータの適切な管理のための環境整備として、調査対象となる電子機器の多様化・高度化・大容量化に対応すべく、全文検索サーバの増強等、資格材の追加調達を行いました。 ・ また、高速取引の普及等、市場環境の変化に適切に対応できるよう、市場関視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システムの機能を強化しませた。 ・ 調査・検査等の効率化を図る観点から、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)に基づき、金融機関や関係行政機関と連接して、金融機関への預貯金等照会業務のデジタル・オンライン化に取り組みました。				
指	標⑨ [主要]	人材の育成 【達成】				
	元年度目標	市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成				
	元年度実績	・ 市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育民に取り組みました。 ・ ITの進展等を背景に金融取引がますますグローバル化、複雑化、高度化る中、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材を育成するため、検査・調査等に資するIT人材育成を目的としたICで(Information and Communication Technology:情報通信技術)研修を含め検査・調査等の監視手法に係る様々なノウハウについて研修等を実施した他海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を実施しました。				
		参考指標				
指	標① 取引審査	査実施状況<内容・件数>				

· 取引審査件数:1,061件 (うち、インサイダー取引:976件、価格形成:78件ほか) 元年度実績 取引審査件数は7年連続で1,000件を超えました。 指標② 取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> • 課徵金納付命令勧告:29件 元年度実績 (うち、インサイダー取引:24件、相場操縦:5件) 指標③ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数> 元年度実績 ・ 検査終了件数:18件(うち、課徴金納付命令勧告:6件) 指標④ 課徴金納付命令の実績<内容・件数> 課徵金納付命令:49件 元年度実績 (うち、不公正取引:42件、有価証券報告書等の虚偽記載等:7件) 指標⑤ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> 告発件数:3件 元年度実績 (うち、損失補塡:1件、虚偽有価証券報告書提出:1件、インサイダー取 引:1件) 指標⑥ 海外当局への情報提供依頼の実施状況<内容・件数> ・ 証券監視委による海外当局への情報提供依頼件数:25件 (うち、インサイダー取引:18件、相場操縦:5件、有価証券報告書等の 元年度実績 虚偽記載:2件) 指標⑦ 市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況〈内容・件数〉 意見交換会等の実施:19件 (うち、日本証券業協会:5件、証券取引所:9件、投資信託協会:1件、 元年度実績 投資顧問業協会:1件、第二種金融商品取引業協会:1件、日本証 券クリアリング機構:1件、証券保管振替機構:1件)

評価結果						
	B(相当程度進展あり)					
	【判断根拠】 ・ 問題の早期発見につ	なげるため、マクロ的な視点に基づき				
	潜在的リスクに着目	した情報収集・分析を行うなど、タイム				
	リーな市場監視を行	うほか、深度ある調査・分析に取り組み				
目標達成度合	•					
・ 現在の市場監視の手法や着眼等のは		法や着眼等の改善に向けた検討を進め				
	た他、市場監視の中	期的な方針及び目標達成のための施策				
	等を示すものとして、	「中期活動方針(第 10 期)」を策定・				
	公表しました(測定	指標②)。				
	・ 課徴金制度を積極的	こ活用し、検査・調査を迅速・効率的に				

・ 講演の実施:26件、寄稿の実施:25件

行い、重大で悪質な事案については、厳正に対処しました (測定指標③④)。 ・ また、検査・調査で法令違反等が認められた場合、法令違反 等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有 し、再発防止を図りました(測定指標⑤)。 ・ 当局間における国際的な協力関係を深め、グローバルな市 場監視に貢献しました (測定指標⑥)。また、自主規制法人・ 関係省庁、その他市場関係者との間で連携を図っていくこ とにより、全体としての市場監視機能の強化に努めました (測定指標(7))。 • DF技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を継続的 に推進した他 (測定指標®)、市場監視を適切に行うための 高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組みま した(測定指標⑨)。 ・ しかしながら、資本市場における大きな環境変化の中、我が 国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するた め、中期活動方針(第10期)等に基づく更なる市場監視機 能の強化に取り組むべきことから、測定結果は「B」としま 【必要性】 市場のグローバル化やデジタライゼーションの進展等に より市場の構造が大きく変化する中、市場の公正性・透明性 の確保に向け、網羅的(広く)・機動的で(早く)、深度ある (深く) 市場監視を実施することが求められています。 施策の分析 【効率性】 タイムリーな市場監視、深度ある調査・分析の実施により、潜 在的リスクに着目した効率的な情報収集・分析を行いました。 また、迅速・効率的な検査・調査の実施や、グローバルな市場 監視への積極的な貢献、市場関係者との連携による市場監視機 能の強化、ITの活用等、効率的な市場監視を実施しました。 【有効性】 現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討を進め、よ り効果的な市場監視を実施しました。 また、違反行為者について課徴金納付命令勧告等を行うだけで なく、法令違反等の背景・原因の究明等を行い対話・情報発信 等再発防止に努め、重大で悪質な事案に対しては、厳正な対処 を行いました。 更に、グローバルな市場監視への積極的な貢献、市場関係者と の連携による市場監視機能の強化、ITの活用や人材育成に取り 組む等、効果的な市場監視を実施しました。

【今後の課題】

不公正取引等の事案については、課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を迅速・効率的に行っていく一方、重大で悪質な事案に対しては、犯則調査の権限を行使し、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対処する必要があります。

また、問題の早期発見のため、情報の収集・分析能力を強化 するとともに、再発防止・未然防止につながるよう、対外的な 情報発信等も充実させる必要があります。

【施策】

内外環境を踏まえた情報収集力の向上、深度ある分析と 迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施、再発防止等 に向けた根本原因の究明と対話の推進等の市場規律強化に 向けた実効的な取組み、デジタライゼーション対応と戦略 的な人材の育成、国内外の各機関等との連携、を引き続き進 めていきます。

【測定指標】

- ① タイムリーな市場監視、深度ある調査・分析の実施(マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析等の実施)
- ② 市場監視の空白を作らないよう、現在の市場監視の手法や 着眼等の改善に向けた検討の実施(デジタライゼーションの進 展や新しい商品・取引の出現等、市場動向を監視し、改善に 向けた検討を実施)
- ③ 迅速・効率的な検査・調査の実施(課徴金制度の積極的な活用)
- ④ 重大で悪質な事案に対する厳正な対処(関係機関とも連携の上、的確に刑事告発等を実施)
- ⑤ 法令違反等の背景・原因の究明等(再発防止のため、法令 違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共 有)
- ⑥ グローバルな市場監視への貢献(IOSCO等に参加し、 当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議 論への貢献などを実施)
- ⑦ 市場関係者との連携による市場監視機能の強化(自主規制 法人・関係省庁、その他市場関係者との連携)
- ⑧ IT の活用(DF技術の一層の向上及びシステム環境の高度化等を実施)
- ① 人材の育成(市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成)

今後の課題・ 次期目標等へ の反映の方向 性

主な事務事業の取組内容・評価

- ① 内外環境を踏まえた情報力・事案発掘力の強化
 - ・ 問題の早期発見につなげるため、マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに 着目した情報収集・分析を行うなど、タイムリーな市場監視を行うほか、深度 ある調査・分析に取り組みました。
 - ・ デジタライゼーションの進展や新しい商品・取引の出現等、市場で起こっていることを常に注意深く監視し、市場監視の空白を作らないよう、現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けて検討を進めました。
 - ・ (詳細は測定指標①②に係る「令和元年度実績」欄参照)
- ② 迅速かつ効果的・効率的な検査・調査の実施
 - ・ 事案が大型化・複雑化する中、課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を 迅速・効率的に行いました。
 - ・ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、当局間の情報交換枠組み 等も活用しつつ、実態を解明し、適切な法執行を行いました。
 - ・ 重大で悪質な事案については、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処しました。
 - (詳細は測定指標③④に係る「令和元年度実績」欄参照)
- ③ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組
 - ・ 検査・調査で法令違反等が認められた場合、行政処分の勧告等を行うだけで なく、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し、 再発防止を図りました。
 - ・ IOSCO 等に参加し、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論への貢献などを通じて、国際的な協力関係を深めました。
 - ・ 国際機関、海外当局、自主規制法人・関係省庁、その他市場関係者との間で 連携を図り、全体としての市場監視機能の強化に努めました。

(詳細は測定指標⑤⑥⑦に係る「令和元年度実績」欄参照)

- ④ デジタライゼーションの活用及び人材の育成
 - ・ デジタライゼーションの高度化、電子機器やITサービスの多様化及びデータの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジックにかかる外部講習会への参加、システム環境の整備を行い、デジタルフォレンジック技術の向上及びシステム環境の高度化を図りました。
 - ・ デジタライゼーションの進展等を背景に金融取引がますますグローバル 化、複雑化、高度化する中、ICT研修の実施等、市場監視を適切に行うため の高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成に取り組みました。
 - ・ (詳細は測定指標®⑨に係る「令和元年度実績」欄参照)

	区分		29 年度	30 年度	元年度	2年度
		当初予算	243	347	265	218
施策の	予算の状況	補正予算	3	▲0	▲0	
予算額•執行額等	(百万円)	繰越等	-	_		
		合言	240	347		
	執行額(百	万円)	175	300		

学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議(令和2年6月23日)

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報

【測定指標①~⑨】

- ・証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期) ~信頼され魅力ある資本市場のために~(証券取引等監視委員会令和2年1月24日公表)
- ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまでの実践と今後の方針(令和元事務年度)〜」(金融庁令和元年8月28日公表)

担当部局名

証券取引等監視委員会事務局 総合政策局 総務課審判手続室

政策評価実施時期

令和2年6月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策Ⅲ-2)

		へ巻の桂起門二の質の白 Lのための制度 - 理接較供して = クリングの
	施策名	│ 企業の情報開示の質の向上のための制度 • 環境整備とモニタリングの │ │ _{宋地}
		実施
		企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境
	施策の概要	整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリン
		グを実施する。
	達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準 - 会計監査の質が向上すること
		資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資
		家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、
		企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要で
		ある。
		【根拠】
		・「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月 21 日閣議決定)
		・「未来投資戦略 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)
		・「未来投資戦略 2017」(29 年 6 月 9 日閣議決定)
		・「利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまでの実践
	目標設定の	と今後の方針~(令和元事務年度)」(元年8月28日)
	考え方・根拠	・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(30年6
		月 28 日)
		・企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する
		当面の方針」(25 年 6 月 19 日)
		・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(28年3月8日)
		・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」(30 年7月5日、元
		年9月3日)
		・「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書(31 年 1
		月 22 日)
		/ ··/

[主要] 企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロー 指標① ジャーワーキング・グループ」報告(30年6月28日)を踏まえた 取組みの促進						
元年度目標 報告書を踏まえた必要な取組みを実施						
・ 報告書を踏まえ、ルールへの形式的な対応に留まらない経営戦略 クなどの記述情報の開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、 有株式:投資家が期待する好開示のポイント(例)」を公表すると 「記述情報の開示の好事例集」を更新しました(元年11月、12月 ・ 有価証券報告書における経営戦略等の記述情報の充実に係る改正		足すため、「政策保 表するとともに、 月、12月)。				

		3月期から適用されることから、その円滑な実施に向けた取組みとして、企業の経営者等に対して講演会を実施しました(31年4月~2年3月)。 また、主に上場企業における開示充実に当たっての悩みに焦点を当てた「記述情報の開示の充実に向けた研修会」を実施し、当該資料を金融庁ホームページに掲載しました(2年3月)。		
指	標② 金融商品 施策の実		ィスクロージャーの適正性を確保するための	【達成】
	元年度目標	ディスクロー	ジャーの適正性を確保するための施策を実施	
	元年度実績	 有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について公表しました。(2年3月) 有価証券報告書等の虚偽記載の違反行為に対し、7件の課徴金納付命令の決定を行いました。 無届募集の疑いがあることが判明した場合には、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、勧誘行為の実態把握に努め、有価証券届出書等の提出を慫慂しました。 		
指)稼働率(シス	示書類に関する電子開示システム(EDIN テム保守のための停止期間は稼働率の計算に	【達成】
	基準値		実績	目標値
	30 年度	元年度		元年度
	100%	100%		99.9%
指	標④ [主要]	我が国におい	て使用される会計基準の品質向上	【達成】
	元年度目標	国際会計基準	(IFRS)の任意適用企業の拡大促進等の国	取組みを推進
	・ 関係機関と連携し、以下の取組みを推進・実施するとともに、企業会計審議会総会・会計部会(元年9月開催)において、これらの取組状況について審議を行いました。 i) I F R S 任意適用企業の拡大促進 ・ I F R S 任意適用企業数(適用予定企業数を含む)は、元年度末時点で231 社(30 年度末 213 社)、全上場企業の時価総額の37.2%(30 年度末34.7%)まで増加しました。 ・ I F R S への移行を容易にさせる観点から、内閣府令を改正し、I F R S 任意適用企業の有価証券報告書における日本基準と I F R S との差異の継続的な開示を廃止しました(2年3月)。 ii) I F R S に関する国際的な意見発信の強化 ・ のれんの会計処理については、我が国の関係者が連携して、企業会計基準委員会において、国際会議の場で意見発信等を行っています。 iii)日本基準の高品質化 ・ 企業会計基準委員会において、「時価の算定に関する会計基準」等を公表			

しました(元年7月)。また、「収益認識に関する会計基準」、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」及び「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を公表しました(2年3月)。
・ 金融庁では、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたことを受け、内閣府令を改正しました(2年3月)。
iv) 国際的な会計人材の育成
・ 財務会計基準機構が中心となり、国際会計人材ネットワークの登録者等

を対象に、定例会(元年9月)を開催しました。これまでの取組み等によ

り、登録者数は1,120名まで増加しました(2年2月)。[主要]適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取

【達成】

元年度目標

組みの実施状況

指標⑤

会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組みを実施、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強ル

- ・ 会計監査に関する情報提供の充実に向けて、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書(31年1月)及び監査基準の改訂(元年9月)を受け、通常とは異なる監査意見が出された場合や監査人の異動があった場合の説明・情報提供に関し、内閣府令等について所要の改正を行いました(元年6月及び12月)。
- ・ 監査報告書の透明化に係る監査基準の改訂(30年7月)を受け、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」等が改訂された(元年12月)ことを踏まえ、内閣府令等について所要の改正を行いました(2年3月)。
- ・ 「監査上の主要な検討事項」に関する監査法人の取組みについてヒアリングを実施し、早期適用に関する動向などを把握しました。
- 監査法人が適用したガバナンス・コードの実効性について、公認会計士・ 監査審査会とも連携し、監査法人に対するモニタリング等を通じて検証を 行いました。

元年度実績

- ・ 監査法人の独立性確保のための取組みとして、大手監査法人の運用実態 や海外での最近の議論の動向も踏まえ調査・研究を行い、監査法人のロー テーション報告書(第二次報告)を公表しました(元年 10 月)。
- ・ 31 年4月に開催された I F I A R の第 19 回ギリシャ本会合では、代表 理事国として監査の未来や在り方に関する議論に貢献するとともに、ワー キング・グループの活動においても、執行ワーキング・グループ副議長を はじめ、個別プロジェクトのリーダーを務めるなど積極的に議論に参加・ 貢献しました。
- ・ 元年6月、日本IFIARネットワーク総会を主催し、IFIARにお ける議論を国内のステークホルダーに還元しました。
- IFIAR事務局の円滑な運営のため、必要な支援を引き続き行いました

指標⑥ [主要]公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況

【達成】

元年度目標

公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施

- ・ 監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行ったほか、業務改善報告を通じて品質管理態勢の整備・運用状況を確認する等、 適切な監督を実施しました。
- ・ 監査品質を向上させるためのトップの姿勢を含む経営層の認識及び具体 的な施策へ反映させているかについて検証しました。
- ・ 大手・準大手監査法人等が監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化したガバナンス態勢について、監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証しました。

元年度実績

- ・ 海外子会社に係るグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を締結した監査事務所の監査実施体制、ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認しました。
- ・ 品質管理レビューを審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して報告徴収を行い、品質管理レビューの改善報告に対する改善計画の実施状況等について検証しました(令和元年度報告徴収件数は、レビュー実施件数84件のうち31件(実施率36.9%))。
- ・ 審査結果等を踏まえて、9 先の監査法人に対して検査を実施し、当該検査の結果把握した品質管理等の問題点等について改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた1 先の監査法人については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました。

指標⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの実施状況

【達成】

元年度目標

優秀な会計人材確保に向けた取組みを実施

元年度実績

・ 我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、全国 20 の大学・高 等学校において講演会を実施しました。また、教育委員会等を通じ、高校 生に対する講演実施のための広報活動を行いました。

指	指標⑧ 国際会計人材ネットワークの登録者数			【達成】
	基準値		実績	
	30 年度	元年度		元年度
	949 名	1, 120 名		1,000名

参考指標

指標① 課徴金納付命令の実績<内容・件数>

元年度実績

・ 有価証券報告書等の虚偽記載の違反行為に対して、7件の課徴金納付命 令を行いました。

指標② 開示書類の提出会社数(内国会社)

元年度実績

• 4,487 社 (30 年度 4,444 社)

指標③ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数

元年度実績

• 38,704件(30年度 40,039件)

指標④ EDINETのアクセス件数(API経由のアクセス件数を含む)

	元年度実績	· 25,609 件/月 (30 年度 25,035 件/月)			
指	指標⑤ EDINETの利用者の利便性向上のための取組みの実施状況<内容>				
		・ 2年度からの次期システムの構築開始を念頭に、元年度に、利用者利便			
		の向上等に資する観点からデータの保存年限の延長等を実現するためのシ			
	元年度実績	ステム方式等について、金融庁 CIO 補佐官や外部事業者を交えて検討を行			
		い、次期EDINETの構築のための調達仕様書案を策定するとともに、			
		同仕様書案について関心のある供給者に対し意見招請を行いました(2年			
		1月)。			
指	標⑥ IFRS	Sの任意適用企業数及びその時価総額の割合			
	元年度実績	· IFRS任意適用企業数 230 社 (30 年度末 213 社)			
	70 T 12 7 7 19	・ 全上場企業の時価総額の割合 37.2% (30年度末34.7%)			
指	標⑦ 公認会計	+士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数>			
	元年度実績	・ 監査法人に対する処分 1件 (30年度 1件)			
		・ 公認会計士に対する懲戒処分 6件(30年度 3件)			
指	標⑧ 監査法人	(等に対する検査及び勧告の実施状況<件数>			
	二左库安结	・ 検査件数 9件(30年度 9件)			
	元年度実績	・ 勧告件数 1件(30年度 1件)			
指	標⑨ 公認会計	十士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数			
		・ 審査会トップページ			
		年間件数 1,235,406件(30年度1,079,431件)			
		月間平均件数 102, 951 件(30 年度 89, 953 件)			
	元年度実績	· 公認会計士試験関係			
		年間件数 455,637件 (30年度 460,038件)			
		月間平均件数 37,970件 (30年度 38,337件)			

	評価結果				
	A(目標達成)				
	【判断根拠】	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」			
		報告を踏まえた対応 (測定指標①)、IFRSの任意適用企業			
		の拡大(測定指標④)及び監査報告書の透明化に係る所要の			
		内閣府令等の整備(測定指標⑤)等、企業等による情報開示			
		の質の向上のための制度・環境整備に取り組みました。			
目標達成度合い		また、有価証券報告書レビュー(測定指標②)や「会計監			
の測定結果		査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を受け			
00例及帕木		た所要の内閣府令の整備等(測定指標⑤)、IFIARへの積			
		極的な貢献・海外監査監督当局との連携強化(測定指標⑤)、			
		監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が			
		構築・強化した態勢の実効性の検証(測定指標⑥)等、適正			
		な情報開示、会計監査の確保のための取組みを行いました。			
		EDINETの稼働率(測定指標③)については、目標値			
		である 99.9%を確保しました。			

		以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていること
		から、「A」としました。
	【必要性】	投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりや
		すく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する
		情報開示を促進する観点から、企業による情報開示や会計基
		準・会計監査の質の向上に向けた取組みを行うことは、我が
		国の資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に
		貢献すると考えられます。
	【効率性】	以下のように企業の情報開示の質の向上のための制度・環
		境整備とモニタリングの実施を効率的に行うべく、関係機関
		と連携して取組みを行いました。
		・ 元年度有価証券報告書レビューについて、財務局等と
		連携し、分析結果を踏まえ、有価証券報告書の作成に当
		たり留意すべき事項について公表しました。
		・ IFRSの任意適用企業の拡大促進等の取組みを実施
		するに当たり、財務会計基準機構等の関係機関と適切に
		役割分担し取り組みました。
		また、適正な会計監査を確保する観点から、金融庁及び審
		査会は監査法人等に対する監督・検査等を着実に実施しまし
		た。
	【有効性】	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報
## * ^ / !		告」を踏まえ、内閣府令を改正するとともに、ルールへの形
施策の分析		式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組み
		を促すため、「政策保有株式:投資家が期待する好開示のポイ
		ント(例)」を公表するとともに、「記述情報の開示の好事例
		集」を更新しました。加えて、企業の経営者等に対する講演
		会の実施や、主に上場企業における開示充実に当たっての悩
		みに焦点を当てた「記述情報の開示の充実に向けた研修会」
		を実施し、当該資料を金融庁ホームページに掲載しました。
		これらにより、投資家の適切な投資判断、及び投資家と企業
		との建設的な対話に資する企業情報の開示の充実のための、
		有効な取組みを進めることができました。
		また、監査法人等の監査の質の向上を促すための施策の実
		効性を確保する観点から、以下の取組みを行いました。
		・ 監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法
		人等が構築・強化した態勢の実効性を検証しました。
		・ 海外子会社に係るグループ監査の対応状況や、新規に
		監査契約を締結した監査事務所の監査実施体制、ITを
		活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認
		しました。
		・ 監査法人等に対する適切な監督、並びに品質管理レビ
		ューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び
		- 少田且寸に坐っ、皿且12八寸にA1)31以口以以及U

検査を実施しました。

- ・ 会計監査の専門家だけでなく、市場関係者及び一般利用者に対しても、監査法人等の状況等について分かりやすい形で情報提供するため、令和元年版モニタリングレポートの公表に取り組みました。
- ・ 監査法人等や市場参加者の一層の理解を図るため検査 結果事例集の改訂等に取り組みました。

【今後の課題】

引き続き、企業の情報開示、会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組みを行う必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、金融・ 資本市場関係の負担軽減など必要な措置を実施していく必要 があります。

【施策】

企業全体の開示レベルの向上のため、上場企業等に対して 記述情報の開示の充実に向けた取組みについて周知活動を行 う必要があります。

また、会計監査に関する制度・環境整備は一定程度進捗しているものと考えられますが、会計監査に関する情報の提供の充実を含む会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保により、市場機能の発揮の基盤強化を目指します。

【測定指標】

- ① 引き続き、企業による情報開示の質の向上を図るため、 経営者の考えが適切に反映された経営戦略やリスク情報な どの記述情報の開示の充実に向けた取組みを継続的に実施 します。
- ② 引き続き、財務局等と連携を図りつつ、外部等からの照会に対する適切な対応、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う発行者への対応等を通じ、ディスクロージャーの適切性の確保に努めます。
- ③ EDINETの安定運用を確保するため、引き続き 99.9%以上の稼働率を目標として取り組んでいきます。
- ④ 企業の財務情報が企業活動を適正に反映したものとなるよう、引き続き、我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組みを進めます。
- ⑤ 引き続き、「監査報告書の透明化」について円滑な実施を 図るなど、会計監査に関する情報の提供の充実を含む会計 監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に向けた取組みを 進めます。

また、IFIAR事務局の円滑な運営に必要な支援と、IFIAR関連活動等への積極的な関与・貢献を継続するとともに、海外監査監督当局との緊密な協力・連携を図ります。

⑥ 引き続き、適正な会計監査の確保に資するよう、財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の

今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性

非違事例等に対して厳正な処分を行うなど、適正な監督を 実施するとともに、品質管理レビューのより適切な審査及 び監査法人等に対するより実効的な検査を実施していきま す

⑦ 引き続き、日本公認会計士協会等とも連携しつつ、優秀 な会計人材確保に向けた取組みを実施していきます。

主な事務事業の取組内容・評価

① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組みの実施

・ 有価証券報告書における更なる記述情報の開示の充実に向け、引き続き 企業等に対して働きかけを行いました。

また、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を 踏まえ公表した、「記述情報の開示の好事例集」(31 年 3 月公表、元年 12 月最終更新) について、引き続き開示の好事例を収集し、更新しました。

- ・ このほか、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、金融商品取引法に基づく開示書類について、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合の取扱いを金融庁ウェブサイトに公表しました。
- ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保
 - ・ 外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、適正な情報を確保するとともに、法令やガイドライン等の根拠を示すこと等により適切・迅速に回答を行いました。また、有価証券報告書等の受理等に関し、認識の共有化を図るため、財務局等との間で意見交換等を行いました。
 - ・ 有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査(法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査)②重点テーマ審査(会計基準の改正等があった特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査)、③情報等活用審査(適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査)を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表しました(2年3月)。
 - ・ 有価証券報告書虚偽記載等の違反行為については、証券取引等監視委員 会の勧告を受け、7件の課徴金納付命令の決定を行いました。

【有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令の実施状況】 (単位:件)

区 分	29 年度	30 年度	元年度
課徴金納付命令件数	2	8	7

(出所) 総合政策局総務課審判手続室調

- ・ 無届募集を行う者への対応については、ガイドラインに基づく対応を行いました。具体的には、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、勧誘行為の実態把握に努め、無届募集の疑いがあることが判明した場合には、有価証券届出書等の提出を慫慂しました。
- ・ 上記の取組みにより、行政対応の透明性・予測可能性の向上が図られた

ものと考えています。また、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書虚偽記載等に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う者への対応の結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容の正確かつ適時な開示に資することができました。

③ EDINETの整備

- ・ EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、セキュリティ対策の維持・向上のため、EDINETのトップページ等との通信の暗号化を実施したほか、Java applet の提供ベンダーによるサポート終了にともない、開示書類の提出について Java applet を使用しない方式へ変更する改修を実施しました。
- ・ また、2年度に着手するシステム再構築について、金融庁のシステムにおけるリーディングケースとなるべく、構築期間の短縮と費用圧縮の観点を含め、パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法等の新しい技術・手法の導入について、金融庁内外の関係者と連携しつつ検討を行い、調達仕様書案の内容に反映させるとともに、同仕様書案について関心のある供給者に対し意見招請を行いました。
- ・ このような中、EDINETの稼働率は目標値である 99.9%を達成した ほか、インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス 件数 (API経由のアクセス件数を含む。)は、前年度同等の水準を維持し ました。
- ・ こうした取組みにより、EDINETによる投資者に対する投資判断に 必要な情報提供に資することができたと考えています。

④ 我が国において使用される会計基準の品質向上

- ・ 財務会計基準機構 (FASF)、企業会計基準委員会 (ASBJ)、日本 公認会計士協会等の関係機関と連携し、以下の取組みを推進・実施すると ともに、企業会計審議会総会・会計部会 (元年9月開催)において、これ らの取組状況について審議を行いました。これらの取組みにより、我が国 において使用される会計基準の品質向上に資することができたと考えてい ます。
- i) IFRS任意適用企業の拡大促進
- IFRS任意適用企業数(適用予定企業数を含む)は、元年度末時点で 231 社(30 年度末 213 社)、全上場企業の時価総額の 37.2%(30 年度末 34.7%)まで増加しました。
- ・ IFRSへの移行を容易にさせる観点から、IFRS任意適用企業の有価証券報告書における日本基準とIFRSとの差異の継続的な開示を廃止するため、内閣府令を改正しました(2年3月)。
- ii)IFRSに関する国際的な意見発信の強化
- ・ のれんの会計処理については、我が国の関係者が連携して、企業会計基

準委員会において、国際会議の場で意見発信等を行っています。

iii) 日本基準の高品質化

- ・ ASBJにおいて、「時価の算定に関する会計基準」等を公表しました(元年7月)。また、「収益認識に関する会計基準」、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」及び「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を公表しました(2年3月)。
- ・ 金融庁では、時価算定会計基準等が公表されたことを受け、内閣府令を 改正しました(2年3月)。
- iv)国際的な会計人材の育成
- ・ FASFが中心となり、国際会計人材ネットワークの登録者等を対象に、 定例会(元年9月)を開催しました。これまでの取組み等により、登録者 数は1,120名まで増加しました(2年2月)。

⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組みの実施

- ・ 監査法人が適用したガバナンス・コードの実効性について、公認会計士・ 監査審査会とも連携し、監査法人に対するモニタリング等を通じて検証を 行いました。
- ・ 監査法人の独立性確保のための取組みとして、欧州における監査法人のローテーション制度導入後の状況について調査を行った「第一次報告」後の状況変化等も踏まえつつ、国内関係者へのヒアリング等を中心に更なる監査法人のローテーション制度を含め、大手監査法人のパートナーローテーション等の運用実態や海外での最近の議論の動向も踏まえ調査・研究を行い、公表しました(元年10月)。
- ・ 会計監査に関する情報提供の充実に向けて、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書(31年1月)及び監査基準の改訂(元年9月)を受け、通常とは異なる監査意見や監査人の異動に関し、内閣府令等について所要の改正を行いました(元年6月及び12月)。
- ・ 監査報告書の透明化に係る監査基準の改訂(30年7月)を受け、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」等が改訂された(元年12月) ことを踏まえ、内閣府令等について所要の改正を行いました(2年3月)。
- ・ 「監査上の主要な検討事項」に関する監査法人の取組みについてヒアリングを実施し、早期適用に関する動向などを把握しました。
- ・ IFIAR事務局への支援の継続、IFIARにおける議論の国内への 還元、一元的な金融監督当局としての知見も活用したIFIARへの積極 的な貢献を通じ、グローバルな監査品質向上や各国の監査監督当局との一 層の連携強化に取り組みました。

⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督

- ・ 監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行ったほか、業務改善報告を通じて品質管理態勢の整備・運用状況を確認する等、 適切な監督を実施しました。
- ・ 監査品質を向上させるため、トップの姿勢を含む経営層の認識及び具体 的な施策への反映状況、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・ 強化した態勢について、監査品質の向上のために実効的なものとなってい

るか検証しました。

- ・ 海外子会社に係るグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を締結した監査事務所の監査実施体制、ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認しました。
- ・ 日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を公認会計士・ 監査審査会として適切に行うとともに、監査法人等に対する検査等を的確 に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行いまし た。
- ・ モニタリングにより把握した状況については、情報の内容や発信の充実 に努めつつ、分かりやすい情報提供を行いました。
- ・ 日本公認会計士協会の品質管理レビュー等の実効性向上の進捗等を踏ま え、モニタリングとの実効的な連携等に取り組みました。

⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進

・ 公認会計士試験受験者の裾野をより拡大するため、大学生、高校生向け の講演を実施しました。また、教育委員会等を通じ、高校生に対する講演 実施のための広報活動を行いました。

	区	分	29 年度	30 年度	元年度	2年度
		当初予算	747	690	697	1, 347
施策の	予算の状況	補正予算	▲28	176		_
予算額 • 執行額等	(百万円)	繰越等	315	178		
		合 計	1,034	1,044		
	執行額(百万円)	837	713		

学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議(令和2年6月23日)

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報

【測定指標④】

- ・「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 2年3月6日公表)
- ・企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の公表(企業会計基準委員会 元年7月4日公表)
- ・改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」及び改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表(企業会計基準委員会 2年3月31日公表)
- ・「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正案に 対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 2年3月6 日公表)
- ・「国際会計人材ネットワーク」の登録リスト(財務会計基準機構 2 年2月1日現在)

・国際会計人材ネットワーク定例会(財務会計基準機構 元年9月25日開催)

【測定指標⑤】

- ・監査法人のローテーション報告書 (第2次報告) (金融庁 元年 10 月 25 日)
- · 2019 IFIAR Plenary Meeting Press Release (IFIAR 元年5月3日公表) (https://www.ifiar.org/?wpdmdl=9591)
- Survey of Inspection Findings 2018 (IFIAR 元年5月16日公表) (https://www.ifiar.org/?wpdmdl=9602)
- ・「日本 IFIAR ネットワーク第3回総会議事次第」(金融庁 元年6月 12日公表) (https://www.fsa.go.jp/ifiar/20190612.html)
- ·The results of a four-year initiative to reduce the inspection findings rate (IFIAR 2年1月30日公表)

(https://www.ifiar.org/?wpdmd1=10376)

• Survey of Inspection Findings 2019 (IFIAR 2年2月17日公表) (https://www.ifiar.org/?wpdmdl=10452)

【測定指標⑥】

- ・「公認会計士・監査審査会の活動状況」(公認会計士・監査審査会 元 年5月7日公表)
- ・「監査事務所検査結果事例集(令和元事務年度版)の公表について」(公認会計士・監査審査会 元年7月30日公表)
- ・「令和元年版モニタリングレポートの公表について」(公認会計士・ 監査審査会 元年7月30日公表)
- ・「監査事務所等モニタリング基本方針ー監査の実効性の更なる向上を 目指して一」(公認会計士・監査審査会 元年5月17日公表)
- ・「令和元事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」(公認会計士・ 監査審査会 元年7月5日公表)
- ・「『公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上~大規模監査法人を中心に~』の公表について」(公認会計士・監査審査会 28 年 3 月 24 日公表)
- ・「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(金融庁、公認会計士・ 監査審査会 21年9月14日公表)
- ・「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本方針」(公認会計士・監査審査会 22 年 1 月 14 日公表)

【測定指標⑦】

- ・「令和元年公認会計士試験の合格発表について」(公認会計士・監査 審査会 元年11月15日公表)
- ・「令和元年(平成 31 年)の講演会等」、「令和 2 年の講演会等」(公認 会計士・監査審査会)

(https://www.fsa.go.jp/cpaaob/sonota/kouen.html)

企画市場局

担当部局名

企業開示課 総合政策局

IFIAR戦略企画室、総務課審判手続室

公認会計士・監査審査会

政策評価実施時期

令和2年6月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策Ⅲ一3)

施策名		市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための
		制度・環境整備
		市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場
	施策の概要	の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達に
		かかる利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う。
ì	達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築
		を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること
		我が国の金融・資本市場については、これまでも、市場の活性化や
		利便性の向上を図るための決済期間の短縮化や総合取引所の実現に向
		けた働きかけなど、金融・資本市場を取りまく環境変化を踏まえなが
		ら、様々な取組みを進めてきた。
		今後、より一層、株式市場、クレジット市場、デリバティブ市場に
		ついて、市場機能及び金融仲介機能が十分に発揮されているかどうか、
		鳥瞰的な観点から点検を行い、総合取引所の実現を含め我が国の金融・
		資本市場の機能・魅力向上に向けて必要な対応・検討を進めていく必
		要がある。
		【根拠】
		・「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)
		・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告(平成 28 年 12 月
	目標設定の	22 日)
	考え方・根拠	・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針
		・「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・
		コード≫〜投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために〜」 (20 欠 5 円 20 円 7 元で)
		(29年5月29日改訂)
		・「コーポレートガバナンス・コード」(30年6月1日改訂)
		・「投資家と企業の対話ガイドライン」(30年6月1日)
		・「店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」報告
		(30年6月13日)
		・「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コー
		ドのフォローアップ会議」意見書(31 年 4 月 24 日)
		・「成長戦略実行計画」(元年6月21日 閣議決定)
		・「利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれま
		での実践と今後の方針~(令和元事務年度)」(元年8月28日)

測定指標

指標① [主要]コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組みの状況 【達成】

		投資家と企業の対話の深化に向け、スチュワードシップ・コ	ュードについて、
	元年度目標	2年度内を目途に改訂を行う	·
		また、証券市場構造の見直しの動向を踏まえ、各市場のコ	ンセプトにふさ
		わしいガバナンスの在り方等の検討を行う	
		・ 31年4月に公表した「スチュワードシップ・コード及	びコーポレート
		ガバナンス・コードのフォローアップ会議」の意見書	
		ガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」)	
		チュワードシップ・コードの再改訂に向けて、元年 10	,,
		「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」	
			(几年度)を引る
		回開催しました。	ュロナベ中状)
		・ 同有識者検討会における議論や、元年 12 月から 2 年	·
		たパブリックコメントの結果等も踏まえ、同年3月にス	ナュリードシッ
		プ・コードの再改訂版を公表しました。	
		・ 再改訂版スチュワードシップ・コードでは、コーポレ	
	元年度実績	改革の実効性をより高めるため、サステナビリティの考	
	72 1 227 372	産へのコードの適用、運用機関による情報提供の充実、	
		一の規模や能力に応じたスチュワードシップ活動、議決	権行使助言会社
		の体制整備や透明性の確保、年金運用コンサルタントの	利益相反管理等
		についての項目を新たに盛り込みました。	
		・ 東京証券取引所の市場構造の在り方について、元年5	月より、金融審
		議会市場ワーキング・グループの市場構造専門グループ	『において、上場
		会社やベンチャー企業の持続的な成長と企業価値の向上	:を促し、内外の
		投資家にとって魅力あふれる市場となるよう、市場構造	の見直しに関し
		て6回にわたる議論を行い、同年12月に取りまとめた	報告書において
		各市場のコンセプトに応じたガバナンスの在り方につ!	いて方向性を示
		しました。	
指	標② [主要]	資産運用業の高度化に向けた取組みの状況	【達成】
	二左连旦插	投資運用業者における運用力強化に向けた業務運営態勢	の確立等に取り
	元年度目標	組む	
		・ 海外運用会社における運用の高度化に資する取組み	についてモニタ
	元年度実績	リングを実施。モニタリング結果等も踏まえ、国内大手	投資運用業者や
		グループ親会社との間で対話を進めました。	
44.	[主要]	「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談へ	
掴	標③ 「エダ」の対応制		【達成】
		「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談に	こついて、内容・
	元年度目標	ニーズに応じて的確に対応	
		・ 金融業の拠点開設サポートデスクにおいて、日本への	拠点開設を検討
		する海外資産運用業者等から、日本拠点開設に係る金融	法令の手続等に
	元年度実績	関する相談を元年度は 54 件受け付け、東京都の相談窓	口やプロモーシ
		ョン活動等と連携・協力しつつ、的確に対応し、新たに	9社の業登録が
		完了しました。	
指	標④ 海外プロ	ュモーション活動等の取組みの状況	【達成】

	元年度目標	当庁の資産運用業の高度化に係る施策を情報発信するため、海外での東京 都等が主催するイベント等への参加等を行う
	元年度実績	 ニューヨークやロンドンで開催された東京都主催のイベントで登壇し、約170人の現地金融関係者に対し日本政府として積極的なプロモーションを行っていることをアピールしました。 東京都と協力し、欧米やアジアの経済海外記者からのインタビューに対応し、日本の取組みが海外メディアの記事に取り上げられました。
指	標⑤ 市場機能	E強化に向けての施策の推進状況 【達成】
	元年度目標	決済期間短縮化、令和2年度上期の総合取引所の実現等の諸施策について 関係者への働きかけ、取組みの支援等を行う
	元年度実績	 ・ 決済期間短縮化については、上場株式・上場投資信託(ETF)・不動産投資信託(REIT)等の取引のT+2化(約定日から2日後決済)が実施されました(元年7月)。 ・ 総合取引所の実現については、農林水産省及び経済産業省と協議のうえ、金融商品取引法上の商品関連市場デリバティブ取引の対象となる商品(金、銀、白金、パラジウム、原油、くん煙シート、技術的格付けゴム、大豆、小豆、とうもろこし)を指定する告示を発出しました(元年6月)。また、日本取引所グループ(JPX)は、31年3月の東京商品取引所(TOCOM)との統合に向けた基本合意に基づき、TOCOMについて、株式公開買付け(TOB)により、元年10月1日付けで連結子会社、同年11月1日付けで完全子会社としました。(2年7月27日に、TOCOMから大阪取引所に商品(貴金属、ゴム、農産物)を移管し、大阪取引所において商品関連市場デリバティブ取引の取扱いを開始予定) ・ 清算機関については、JPX傘下の日本証券クリアリング機構(JSCC)と日本商品清算機構(JCCH)の統合に向けて、商品市場関連デリバティブ取引及び商品先物取引に係る清算制度の制度要綱案が取りまとめられました(2年1月)。(2年7月27日に、JSCCはJCCHを吸収合併し、商品関連市場デリバティブ取引及び商品先物取引の清算を開始予定) ・ 社債市場について、事業会社・投資家・金融機関の具体的な課題を抽出し、多様な社債が発行される市場の形成・発展に向けた調査・検討を進めていくため、市場関係者から社債市場の動向やその要因等に関するとアリングを実施しました。 ・ 契約締結前書面等について、顧客に対して重要情報を提供するという制度趣旨を踏まえつつ、一定の場合には、当該書面に替え、ウェブを活用した情報提供を認める内閣府令の改正を実施しました(2年4月施行)。 ・ ダークプールについては、ダークプール取引の透明化等に向けた対応策として、①ダークプールへの回送条件・運営情報の説明、②価格改善の実効性の確保に向けた情報の記録・保管について定める、「金融商品

取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」についてパブ リックコメントを募集したところです(2年2月)。規制の事前評価及 びパブリックコメントの結果を踏まえ、今後、所要の手続を経て公布・ 施行する予定です。

- ・ 関係省庁・業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施し、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組みました。
- ・ ETF市場の流動性向上を図るためのETFの設定・交換に係る清算の取扱い開始に向けて、JSCCや関係者の準備状況を適切にフォローし、促進しました。

清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に 指標⑥ 向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組みの状 況

【達成】

元年度目標

清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組みを促す

- ・ 金融商品取引業者等による店頭デリバティブ取引情報の報告について、報告先を取引情報蓄積機関に一本化することを内容とした「金融商品取引法」の改正を含む「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました(2年3月)。
- ・ 外国清算機関免許制度の例外的取扱を認める、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等の指定に関し、その適正かつ安定的な 運用を確保するため、政令及び告示の改正に係るパブリックコメント の募集を行いました(2年3月)。
- ・ 外国口座管理機関の指定申請及び変更届出手続を見直し、手続の迅速化・簡素化を図り、市場の利便性向上を図るため、「口座管理機関に関する命令」の改正を実施しました(2年2月)。

元年度実績

- ・ 店頭デリバティブ取引に関して、国際慣行である担保権の設定による証拠金授受について円滑な清算を可能とする規定の整備を内容とした「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(令和元年5月成立、同年6月公布)を受けて、「「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正に係る施行規則の一部を改正する命令等(案)」に関するパブリックコメントの募集を行いました(元年10月)。
- ・ 金融商品取引法上の外国金融商品取引清算機関として、OTC Clearing Hong Kong Limited (元年 12 月) 及び Eurex Clearing AG (2年3月) に対して、新たに免許を付与しました。

・ 金融商品取引業者等から報告を受けている店頭デリバティブ取引情				
報及び増減要因分析を公表しました(2年3月)。 ・ 市場の活性化及び市場の利便性の向上のため、JSCCの上場デリ				
促しました。これを受けてJSCCにおいて、証拠金をより保守的に するととともに、清算参加者の負担を有限化とする制度要綱案が取り				
指標⑦ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組みの状況				
	・ 全銀協TIBOR改革の定着の観点から、全銀協TIBOR運営機関			
	による指標算出業務が適正に実施されているか、日本円TIBORとユ			
元年度目標	ーロ円TIBORの統合等に向けた取組みが進捗しているかを引き続			
	き確認していくなど、金融指標の信頼性・透明性が維持・向上されるよ			
	う取り組んでいく			
元年度実績	・ 全銀協TIBOR運営機関による指標算出業務の状況(全銀協TIB			
	OR改革以後のレートの状況を含む) や日本円TIBORとユーロ円T			
	IBORの統合等に係る第1回市中協議の状況について、適切にフォロ			
	ーアップを実施しました。			
	元年度目標			

	参考指標					
指	指標① 指名・報酬委員会(任意の委員会を含む)の設置状況					
	一左库安建	· 指名委員会 49.7% (30年 34.3%)				
	元年度実績	・ 報酬委員会 52.4% (30年 37.7%)				
指	標② 独立社外	ト取締役を2名以上選任する企業数(東京証券取引所市場第一部)				
	元年度実績	• 93.4% (30年 91.3%)				
指	標③ 買収防御	育策の状況				
	元年度実績	・ 国内機関投資家の買収防衛策反対率 77.2% (30年 80.5%)				
指	お標④ スチュワードシップ・コードを受け入れる機関数及び、そのうち個別の議決権行 使結果の公表を行う機関数					
	元年度実績	 スチュワードシップ・コードを受け入れる機関 280 機関 (30 年 239 機関) 個別の議決権行使結果の公表を行う機関 124 機関 (29 年 109 機 				
		関)				

評価結果				
目標達成度合い	A(目標達成)			

の測定結果

【判断根拠】

投資家と企業の対話の深化に向け、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(元年度)を元年10月から12月にかけて計3回開催し、同有識者検討会の議論とパブリックコメントの結果等も踏まえ、2年3月に再改訂版スチュワードシップ・コードを公表しました(測定指標①)。

東京証券取引所の市場構造の在り方について、金融審議会市場ワーキング・グループの市場構造専門グループにおいて、上場会社やベンチャー企業の持続的な成長と企業価値の向上を促し、内外の投資家にとって魅力あふれる市場となるよう、市場構造の見直しに関して議論を行い、元年12月に取りまとめた報告書において各市場のコンセプトに応じたガバナンスの在り方について方向性を示しました(測定指標①)。

海外運用会社の取組み等も踏まえ、資産運用業の高度化 に資する取組みについて検証し、国内大手投資運用業者や グループ親会社との間で対話を進めることで取組みの推 進を図りました(測定指標②)。

金融業の拠点開設サポートデスクで受け付けた相談に適切に対応しました(測定指標③)。

当庁の資産運用業の高度化に係る施策を情報発信する ため、海外での東京都等が主催するイベント等への参加等 を行いました(測定指標④)。

市場機能の強化に向けて、株式等の決済期間短縮化について、関係者と連携し、取組みの支援を実施しました(測定指標⑤)。

金融商品取引法上の商品関連市場デリバティブ取引の 対象となる商品を指定する告示を発出したことから、金融 商品取引所に当該商品に係る商品関連市場デリバティブ 取引を上場することが可能となりました(測定指標⑤)。

市場インフラの安定性確保等に向けて、各種法令の改正 作業を行うとともに、店頭デリバティブ取引情報及び増減 要因分析の公表を行いました(測定指標⑥)。

全銀協TIBOR運営機関による指標算出業務の状況 や日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に係 る市中協議の状況について、適切にフォローアップを実施 しました(測定指標⑦)。

以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。

	【必要性】	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場イン
		フラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供さ
		れるためには、資金調達に係る利便性の向上等の環境整備
		を行う必要があります。
	【効率性及び	「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」
	有効性】	(元年度) における議論等を通じ、スチュワードシップ・
		コードを再改訂したことにより、コーポレートガバナンス
		改革の実効性の向上に向け、効率的・効果的に取組みを進
		めることができました(測定指標①)。
		決済期間短縮化について、上場株式・上場投資信託(E
		TF)・不動産投資信託(REIT)等の取引のT+2化(約
施策の分析		定日から2日後決済)が実施されたことにより、決済リストルスがは、1月10日により、決済リストルスを持続が開かれている。
		クの軽減等が図られ、市場機能の強化につながったと考え
		られることから、施策として有効性が認められます(測定
		指標⑤)。
		証券・金融デリバティブ取引と商品デリバティブ取引を
		同一の取引所で取り扱う総合取引所が実現することによ
		り、投資家の利便性が大きく向上し、デリバティブ市場が
		拡大するとともに、取引所の国際競争力の向上が期待され
		ることから、施策としての有効性が認められます(測定指
		標⑤)。
		全銀協TIBOR運営機関による指標算出業務の状況
		や日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に係
		る市中協議の状況についてフォローアップを実施するこ
		とで、全銀協TIBOR運営機関の着実な取組みを効果的
		に促すことができました(測定指標⑦)。
	【今後の課題】	コーポレートガバナンス改革の実効性向上に向けて、市
	1 / 汉 切 赤 医 1	場構造の見直しの議論も踏まえつつ、コーポレートガバナ
		ンス・コードの再改訂に向けた検討を行う必要があります
		(測定指標①)。
		(J. 1) = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1
		資産運用業の高度化に向けた取組みは、中長期的な視点
A 40		で取り組むべき課題であることから、各社の取組状況を注
今後の課題・		視し、対話を継続するほか、運用パフォーマンスの「見え
次期目標等への		る化」に取り組んでいく必要があります(測定指標②)。
反映の方向性		資産運用業の高度化に係る施策を、海外資産運用業者等
		へ向けて積極的に情報発信を行うことが重要であること
		から、海外での東京都等が主催するイベント等への参加を
		継続していく必要があります。その際、新型コロナウイル
		ス感染症による大きな影響が出ていることを踏まえ、日本
		の取組みを改めて整理し、その情報の発信に努めます(測

定指標④)。

証券決済については、国債(リテール)及び一般債の決 済期間の短縮化に向け、引き続き関係者と連携し、取組み を支援していく必要があります。また、総合取引所につい ては、投資家や取引参加者にとって利便性の高い制度設計 やシステム整備を進めていく必要があります(測定指標 (5)

金融商品取引業者等による店頭デリバティブ取引情報 の報告について、報告先を取引情報蓄積機関に一本化する ことを内容とした制度改正に向け、関係法令の改正も含 め、必要な制度整備を行っていきます。(測定指標⑥)

このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、 引き続き市場の動向を注視し、取引の公正確保等の観点か ら追加措置が必要な場合は迅速に対応していく必要があ ります。

【施策】 上記の課題等を踏まえ、市場の機能強化、インフラの構 築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備に向け て、引き続き、測定指標①から⑦までに係る取組みを進め ていきます。

- 【測定指標】 ① 改革には一定の進捗が見られると考えていますが、引 き続き、実効的なコーポレートガバナンスを実現するた めの取組みを行っていく必要があります。
 - ② 資産運用業の高度化に向けて、引き続き、投資運用会 社等との対話を進めていきます。
 - ③ 引き続き、金融業の拠点開設サポートデスクへの相談 について、内容・ニーズに応じて的確に対応していきま す。
 - ④ 当庁の資産運用業の高度化に係る施策を情報発信す るため、引き続き、海外での東京都等が主催するイベン ト等への参加等を行っていきます。
 - ⑤ 決済期間の短縮化に係る市場関係者の取組みや令和 2年度上期の総合取引所の実現等の諸施策について、引 き続き支援を行っていきます。
 - ⑥ 引き続き、清算・振替機関等に対して、財務基盤・シ ステムの安定性が確保されているか等の観点から監督 を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取 組みを促します。
 - ⑦ 今後も、TIBORの信頼性・透明性が維持・向上さ れるよう、全銀協TIBOR運営機関による指標算出業 務の適正性や指標の信頼性・透明性向上に向けた取組み についてヒアリングを実施することなどを通じて、同機 関の取組みを注視していきます。

主な事務事業の取組内容・評価

- ① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組み
 - ・ コーポレートガバナンス改革の実効性を更に高めていくため、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の意見書を踏まえつつ、以下の取組みを行いました。
 - 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(元年度) を元年 10 月から 12 月にかけて計 3 回開催し、投資家と企業の対 話の深化に向け、サステナビリティの考慮、債券等の資産へのコードの適用、運用機関による情報提供の充実、アセットオーナー の規模や能力に応じたスチュワードシップ活動、議決権行使助言 会社の体制整備や透明性の確保、年金運用コンサルタントの利益 相反管理等に関し、コード改訂の具体的な内容について検討を行いました。
 - 同有識者検討会の議論とパブリックコメントの結果等も踏まえ、 2年3月に再改訂版スチュワードシップ・コードを公表しました。
 - この過程においては、会議の議論の内容等を海外に向けて適時かつ効果的に情報発信するとともに、パブリックコメントにおいても海外機関投資家からも多くの意見を受領しました。
 - 現在スチュワードシップ・コードを受け入れている機関投資家等に対しては、再改訂版スチュワードシップ・コード公表の遅くとも6ヶ月後(2年9月末)までに再改訂の内容に対応した公表項目の更新を求めていますが、スチュワードシップ活動をより実効的なものにするために、本年の株主総会に間に合うように準備を進めていくよう情報発信を行います。
 - さらに、金融審議会市場ワーキング・グループの市場構造専門グループにおいて、市場構造の見直しに関して議論を行い、元年12月に取りまとめた報告書において各市場のコンセプトに応じたガバナンスの在り方について方向性を示しました。
 - ・ アセットオーナーの機能発揮に向けては、様々な関係者との連携強化を図りつつ、企業年金や母体企業へのヒアリングも含め、企業年金の運用態勢の充実や、スチュワードシップ・コードの受入れをはじめとするスチュワードシップ活動の促進に向けた取組みを行いました。その結果、元年3月時点でスチュワードシップ・コードを受け入れた企業年金は35基金になりました(31年3月時点は14基金)。
 - ・ 再改訂版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コード等の普及・定着に向けた取組みを含め、今後も引き続きコーポレートガバナンス改革を更に推進し、市場構造の見直しの議論も踏まえ、中長期的な企業価値の向上に向けた取組みを行っていくことが重要であると考えています。

② 資産運用業の高度化

- ・ 海外運用会社の取組み等も踏まえ、運用の高度化に向けた業務運営態 勢の確立を進める観点から、国内大手投資運用業者やグループ親会社と の間で、目指す姿の明確化、それを実現するための計画、経営体制やガ バナンス体制等について対話を進めることで取組みの推進を図りまし た。
- ・ 運用力の観点から顧客が資産運用会社を選別する環境整備を進める ため、国内外の公募ファンドを対象に、資産運用会社別の運用パフォー マンスや信託報酬に関する調査を行いました。
- ・ 新規参入の更なる円滑化を図るため、金融商品取引業にかかる業規制 や登録審査プロセスを解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」 を作成し、財務局・財務事務所との事前相談に用いる概要書(投資運用 業)の様式と併せて、日本語及び英語の双方で公表を行うとともに、同 ガイドブックの活用や金融庁・各財務局の連携強化を通じて、審査プロ セスの更なる効率化を図りました。
- ・ 基準価額算出の一元化については、実務者検討委員会の検討を踏まえた、投資運用業者による具体的な取組みの実例について、これを実施した業者による取組状況の報告が行われました。現在、当該実例に係る追加的な報告書の公表に向けて、同委員会において引き続き検討を行っています。
- ・ 我が国においてはベンチャーキャピタル (VC) やプライベートエクイティ (PE) が発展途上にあるとの指摘を踏まえ、VC・PEの金融・資本市場における更なる機能発揮に向けた調査を開始しました。

③ 東京国際金融センターの推進

・ 「成長戦略フォローアップ」(元年6月21日閣議決定)を踏まえ、金融事業者の更なる集積を進め東京市場の活性化を促していくために、東京都や本年4月に設立された一般社団法人東京国際金融機構 (FinCity. Tokyo)と連携しつつ、海外でのセミナーでの登壇など、海外プロモーション活動等に取り組みました。また、令和2年1月に「投資運用業等登録手続ガイドブック」を日本語及び英語の双方で公表しました。さらに、金融業の拠点開設サポートデスク (Financial Market Entry Consultation Desk)等を効果的に活用しました。

④ 市場の機能強化に向けた環境整備

- ・ 株式等の決済期間の短縮化 (T+2化) については、実施が完了(元年7月)しましたが、引き続き、我が国証券決済の安定性確保の観点から、国債(リテール向け)・一般債の決済期間短縮化 (T+2化) に係る市場関係者の取組みを支援していく必要があると考えています。
- ・ 東京証券取引所の市場構造の在り方について、元年5月より、金融審議会市場ワーキング・グループの市場構造専門グループにおいて、上場

会社やベンチャー企業の持続的な成長と企業価値の向上を促し、内外の 投資家にとって魅力あふれる市場となるよう、市場構造の見直しに関し て6回にわたる議論を行い、同年12月に、市場区分の見直し等の方向 性を示した報告書を取りまとめました。

- ・ 投資家の利便性の向上、デリバティブ取引市場の拡大、取引所の国際 競争力の強化のため、関係者等への働きかけを強化し、令和2年度上期 の総合取引所の実現へ前進しました。
- ・ 社債市場について、事業会社・投資家・金融機関の具体的な課題を抽 出し、多様な社債が発行される市場の形成・発展に向けた調査・検討を 進めていくため、市場関係者から社債市場の動向やその要因等に関する ヒアリングを実施しました。
- ・ 契約締結前書面等について、顧客に対して重要情報を提供するという 制度趣旨を踏まえつつ、一定の場合には、当該書面に代え、ウェブを活 用した情報提供を認める内閣府令の改正を実施しました(2年4月施 行)。
- ・ ダークプールについては、ダークプール取引の透明化等に向けた対応 策として、①ダークプールへの回送条件・運営情報の説明、②価格改善 の実効性の確保に向けた情報の記録・保管について定める、「金融商品 取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」についてパブ リックコメントを募集したところです(2年2月)。規制の事前評価及 びパブリックコメントの結果を踏まえ、今後、所要の手続を経て公布・ 施行する予定です。
- ・ ETF市場の流動性向上を図るためのETFの設定・交換に係る清算の取扱い開始に向けて、JSCCや関係者の準備状況を適切にフォローし、促進しました。引き続き、清算の取扱い開始に向けて、関係者の取組みを促していく必要があると考えています。
- ・ 関係省庁・業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施し、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組みました。
- ・ 最終受益者である家計に企業価値の向上と収益の果実がもたらされるよう、受託者の責任の在り方を含め、インベストメントチェーンの参加者が果たすべき役割について、引き続き検討を行っていくことが重要であると考えています。

⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等

・ 金融商品取引業者等による店頭デリバティブ取引情報の報告について、報告先を取引情報蓄積機関に一本化することを内容とした「金融商品取引法」の改正を含む「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する

法律案」を国会に提出しました(2年3月)。これにより、国際標準に 沿った報告制度・態勢へ移行することが可能となります。

- ・ 外国清算機関免許制度の例外的取扱いを認める、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等の指定に関し、その適正かつ安定的な運用を確保するため、政令及び告示の改正に係るパブリックコメントの募集を行う(2年3月)など一定の進捗があったと考えています。
- ・ 外国口座管理機関の指定申請及び変更届出手続を見直し、手続の迅速 化・簡素化を図り、市場の利便性向上を図るため、「口座管理機関に関 する命令」の改正を実施しました(2年2月)。
- ・ 店頭デリバティブ取引に関して、国際慣行である担保権の設定による 証拠金授受について円滑な清算を可能とする規定の整備を内容とした 「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金 決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(令和元年5月成立、同年6月公布)を受けて、「「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に 関する法律」の改正に係る施行規則の一部を改正する命令等(案)」に 関するパブリックコメントの募集を行いました(令和元年10月)。これ により国際慣行である担保権の授受による証拠金授受について円滑な 清算が可能になります。
- ・ 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」の報告を踏まえ、店頭FX業者に対して、決済リスク管理の強化に向けた体制の整備や、その体制に基づく適切な業務運営の確保等を求めるため、金融商品取引業等に関する内閣府令等の所要の改正を行いました(元年6月公布)。これにより、店頭FX業者に、取引データの保存及び報告が義務付けられます(3年4月から適用)。
- ・ 金融商品取引法上の外国金融商品取引清算機関として、OTC Clearing Hong Kong Limited (元年12月)及びEurex Clearing AG (2年3月)に対して、新たに免許を付与しました。これにより、日本で外国金融商品取引清算機関として活動する企業は4社となり、市場の利便性は向上していくと考えています。
- ・ 店頭デリバティブ取引に係る平時のモニタリングを強化し、危機時に おける迅速・適切な対応を可能にするとともに、当局が情報を公表する ことで市場の透明性を高め、市場参加者に適切な行動を促していくた め、店頭デリバティブ取引情報の公表を行いました。
- ・ 市場の活性化及び市場の利便性の向上のため、JSCCの上場デリバティブ部門における損失補償制度見直しについて関係者間の議論を促しました。これを受けてJSCCにおいて、証拠金をより保守的にするとともに、清算参加者の負担を有限化とする制度要綱案が取りまとめられました(2年2月)。

- ・ 高速取引行為者の注文執行管理等に係る態勢整備の状況について、取 引所と連携しつつ、確認を行ったほか、取引動向の定量的な実態把握、 高速取引の市場に与える影響に係る市場構造の分析を更に進めつつ、審 査手法の効率化・高度化を行いました。
- ・ このほか、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、適正な市場機能と取引の公正の確保についての大臣談話の公表し、空売り規制等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底するなど、市場監視の強化を行いました。

⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上

- ・ TIBORについては、全銀協TIBOR運営機関が29年7月に全銀協TIBOR改革を実施したところ、同改革が定着し、同機関による指標算出業務が適正に実施されているか、同機関がTIBORの信頼性・透明性の維持・向上に継続して取り組んでいるかなどについて、ヒアリング等を通じて確認しました。
- ・ 円LIBORについては、代替金利指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行及び市場関係者と緊密に連携しながら、日本円ターム物リスク・フリー・レート金利の構築及び将来の算出・公表に向けた準備等、市場全体としての取組みを促しました。

	区	分	29 年度	30 年度	元年度	2年度
	予算の状	当初予算	104	193	104	107
施策の	況	補正予算	▲ 3	▲ 7	▲ 3	
予算額 ■ 執行額等	(百万	繰越等				
	円)	合 計	101	186		
	執行額(百万円)	69	124		

学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議(令和2年6月23日)

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報

【測定指標①】

- ・金融審議会市場ワーキング・グループ 「市場構造専門グループ」 報告書(金融庁 元年 12 月 27 日公表)
- ・「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」(東京証券取引所 元年8月1日公表)
- ・「6月総会の動向(速報)」(株式会社 ICJ 提供資料 元年7月)
- ・「スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト」(金融庁 2年3月13日時点)

【測定指標⑤】

・「金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁 長官が指定する商品を定める件(案)」に対するパブリックコメ

- ントの結果等について(金融庁 元年6月28日公表)
- ・「株式会社東京商品取引所株式に対する公開買付けの結果及び子会社等の異動に関するお知らせ」(日本取引所グループ 元年9月25日公表)
- ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (案) | の公表について(金融庁 2年1月10日公表)
- ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (案)」等の公表について(金融庁 2年2月20日公表)

【測定指標⑥】

- ・「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融 商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」
- (https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html)
- ・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表 について(金融庁 2年3月24日公表)
- ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (案)」等に対するパブリックコメントの結果等について(金融 庁 元年6月18日公表)
- ・「口座管理機関に関する命令の改正案」に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 2年2月5日公表)
- ・「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改 正に係る施行規則の一部を改正する命令等(案)の公表について (金融庁 元年10月29日)
- ・「金融商品債務引受業の免許について」(金融庁 元年 12 月 16 日公表)
- ・「金融商品債務引受業の免許について」(金融庁 2年3月12日 公表)
- ・店頭デリバティブ取引情報の公表について(31年3月末)(金融 庁 2年3月13日公表)
- ・「上場デリバティブ清算業務における損失補償制度及びリスク管理制度の見直しに係る制度要綱」(日本証券クリアリング機構2年1月30日公表)

【測定指標⑦】

- ・全銀協TIBOR改革の実施について(全銀協TIBOR運営機関 29年7月24日公表)
- ・【第1回市中協議】「日本円TIBORとユーロ円TIBORの 統合等に係る方向性について」の意見募集結果等について(全銀 協TIBOR運営機関 元年5月30日公表)
- ・全銀協TIBORの運営態勢の定期的な見直し結果について(全 銀協TIBOR運営機関 2年3月19日公表)
- ・ターム物リスク・フリー・レートの参考値の算出・公表主体の決 定等について(日本円金利指標に関する検討委員会 2年2月26 日公表)

企画市場局

<mark>市場課</mark>、企業開示課

総合政策局

総合政策課

監督局

銀行第一課、証券課

証券取引等監視委員会事務局

政策評価実施時期

担当部局名

令和2年6月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(横断的施策一1)

		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
施策名		IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
		I T技術の進展等に伴うデジタライゼーションの加速化が将来の金
		融業に与える影響やその対応について、引き続き国内外の有識者や関係
	施策の概要 	 者の知見を取り入れつつ検討を進めるとともに、具体的な取組みを進め
		る。
		デジタライゼーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安
	達成すべき目標	プラックイで一クョンの産展中の環境変化の中で、亜幅フステムの安 定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整
		備しつつ、利用者利便の向上を図ること。
		海外をみれば、米国・中国を中心に、デジタライゼーションが飛躍的
		に進展しており、AIの駆使によりビッグデータを利活用していくこと
		が国の競争力を左右するようになってきている。こうした中、データの
		囲い込み・流通に関するデータ政策を巡っては、特に米国・中国の間で
		新たな国際競争も生じている。
		このような動向を踏まえ、我が国としても、データの利活用により利
		用者利便や生産性の向上につながる金融サービスを創出していくこと、
		そして、その土台として、イノベーションを促進する環境整備を図って
		いくことが重要である。
		また、デジタライゼーションを巡っては、金融・非金融を問わず、ま
		た、既存・新規にかかわらず、多様な事業者や、それを資金・非資金面
		から支援する者からなるエコシステムが形成されつつある。健全なイノ
		ベーションを促進するため、エコシステムの一員たる金融当局として
	 目標設定の	 は、新たな金融サービスの創出を目指す多様なプレイヤーのチャレンジ
	考え方・根拠	に前向きに対応していく必要がある。
		以上の視点を踏まえ、「データ戦略の推進」「イノベーションに向けた
		 チャレンジの促進」「機能別・横断的法制の整備」「金融行政・金融イン
		フラの整備」「グローバルな課題への対応」の5つの分野について、金
		融デジタライゼーション戦略の取組みを加速させていく。
		(*)
		・金融・情報リテラシーについては施策Ⅱ-1④参照
		・金融行政のデジタル化については施策 I - 1②、横断的施策-3⑤
		参照
		・金融技術の発展を受けた対応については組織変革-1④参照
		・金融技術の発展を受けた対応については組織変革一工色参照
		・「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)
		・金融審議会「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整
		備についての報告≪基本的な考え方≫」(元年7月26日)

・「利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまでの実践と今後の方針〜(令和元事務年度)」(元年8月28日)等

	測定指標					
塢	[主要]	「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備につ	【達成】			
111	いての検討					
	令和元年度 目標 具体的な検討の推進					
		・1つの登録を受けることにより銀行・証券・保険すべて	の分野のサービ			
		スの仲介を行うことができる「金融サービス仲介業」の創	設や、100 万円			
	令和元年度	超の高額送金を取扱可能な資金移動業の新しい類型の創	設などを盛り込			
	実績	んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図	るための金融商			
		品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を	国会に提出しま			
		した。				
指相	票② [主要]平	- 区成 29 年改正銀行法に係る取組み	【達成】			
	令和元年度	銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結義務に係る猶	予期間の円滑な			
	目標	終了に向けた取組み				
		・銀行と電子決済等代行業者との相互理解の促進のための				
		ました。その結果、令和2年1月末時点では、ほぼ全て				
	令和元年度	までに複数の電子決済等代行業者と契約を締結する意				
	実績	た。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、				
		を示していたにもかかわらず締結が間に合わない場合に	ついては、猶予			
	[} m]p	期限を9月末まで延長しました。 inTech サポートデスク・FinTech 実証実験ハブで受け付けた				
指相	豊(3)	intecn リホートアスク・Fintecn 実証実験パクで受け付けた)対応状況	【達成】			
1 [令和元年度	FinTech サポートデスクで受け付けた相談及びFinTech 実証	実験ハブでの支			
	目標	接を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対				
		・FinTech サポートデスクにおいて、フィンテック企業等か				
		的に対応し、令和元年度においては 251 件の相談を受け	付け、平均回答			
		日数5営業日以内を維持するなど、引き続き、新規事業	実施の支援に精			
		力的に取り組みました。				
		・FinTech 実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融	機関等が前例の			
		ない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を	を払拭するため、			
	令和元年度	庁内に組成した担当チームによる継続的な支援を実施。	令和元年度にお			
	実績	いては、実証実験中の第5号案件について継続的な支援				
		第6号案件(令和2年4月に支援決定)を含め、複数の	新たな実証実験			
		に関する相談に対応しました。	I=-11- A			
		・また、FinTech サポートデスク・FinTech 実証実験ハブ等				
		地方・東京のフィンテック企業等の集積地に足を運び、				
		用いた事業の実施等に係る相談対応を行う出張相談を た。	4 凹夫肔しよし			
上上	票④ FinTech	。 Innovation Hub による情報収集の実施状況	【達成】			
1111	1 I I I I COII	TIMO (CO SID TK/人木ツ/大心(小))	(土)从			

	令和元年度 目標	最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集			
	令和元年度 実績 ・「FinTech Innovation Hub」の「10 の主要な発見」を踏まえ、「AI・デタ活用」「ブロックチェーン」「API」「ビジネス革新」の4分野を重点にヒアリングする等、情報収集・支援機能の強化を行いました。				
指	標⑤ XML 電文	に対応した全銀システム(「全銀 EDI システム」)	【達成】		
	令和元年度 目標	初期における円滑な稼働の確保			
	令和元年度 実績	・全銀 EDI システムは平成 30 年 12 月に稼動しました。全 は現在まで特段のトラブルなく運営されており、初期の 認されました。			
指	標⑥ 金融業界	・ 横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数	【達成】		
	令和元年度 目標	100 社			
	令和元年度 実績	・令和元年 10 月に、金融業界全体のサイバーセキュリティることを目的として、4回目の金融業界横断的なサイバ 演習(DeltaWallIV)を実施し、金融機関 121 社が参加し	ーセキュリティ		
指	標⑦ 金融機関	男の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施	【達成】		
	令和元年度 目標	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の	の実施		
	令和元年度 実績	・内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)と連携し、 る情報セキュリティ対策向上のため、インシデント情報 の情報提供を行いました。また、NISC から発信されたも 融庁独自で発信すべき情報について積極的に発信しました。	や脆弱性情報等 のに限らず、金		
指	標⑧ データの)利活用に向けた取組	【達成】		
	令和元年度 目標	データの利活用に向けた各種施取組みの実施			
	令和元年度 実績	・金融機関による適正なデータ利活用を促進する観点から 断的に改正し、個人データの第三者提供に係る監督上の しました。			

	参考指標				
指	指標① FinTech サポートデスクの受付状況				
	令和元年度 実績	・令和元年度においては 251 件の相談を受け付け、平均回答日数 5 営業日以内を維持するなど、引き続き、新規事業実施の支援に精力的に取り組みました。			
指標② FinTech 実証実験ハブの支援実施状況					

令和元年度 実績

・令和元年度においては、実証実験中の第5号案件について継続的な支援 を行ったほか、第6号案件(令和2年4月に支援決定)を含め、複数の 新たな実証実験に関する相談に対応しました。

指標③

マネーローンダリング・テロ資金供与に係るリスク管理システム等の共有化等に向けた全銀協・AML/CFT 態勢高度化研究会における議論の状況

令和元年度 実績

- ・全銀協の AML/CFT 態勢高度化研究会にて、AML/CFT 全般に関する金融機関間での共通化・共有化の実現に向けた課題及び顧客管理における公的機関の提供する情報の活用についての検討を進め、令和元年12月に中間報告を取りまとめました(金融庁はオブザーバーとして研究会に参加)。
- ・今後は、未来投資会議で決定された NEDO 実証事業「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発(調査)」の動向も注視しつつ、引き続き、マネロン・テロ資金供与対策全般に関する金融機関間での共通化・共有化について検討を進めることとしています。

評価結果

A (目標達成)

【判断根拠】

決済法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての検討を行いました(測定指標①)。

銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結義務に係る 猶予期間の円滑な終了に向けた取組みを行いました(測定 指標②)。

目標達成度合い の測定結果

イノベーションを促進するため、FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブで受け付けた相談への精力的な対応(測定指標③)、FinTech Innovation Hub の「10 の主要な発見」を踏まえ最新トレンド・状況の把握及び支援強化(測定指標④)を行いました。

XML電文に対応した全銀システム (「全銀 EDI システム」) の初期における円滑な稼働が確認されました (測定指標⑤)。

金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施な ど、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための 取組を行いました(測定指標⑥、⑦)。

また適正なデータ利活用の促進に向け、監督指針の改正 を行いました(測定指標®)。

以上のとおり、令和元年度に設定した全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。

【必要性】

施策の分析

デジタライゼーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定及び利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進する環境整備を図り、利用者利便や生産性の向上に繋がる金融サービスを創出するためには、所要の対応について取組を進める必要があります。

	【効率性】	金融を取り巻く環境の変化に伴う所要の対応について、 施策横断的に現状・課題の分析を行うことにより、効率的 に取組を進めることができたと考えています。
	【有効性】	デジタライゼーションの進展等が加速する中で、利用者 保護を確保しつつ、所要の対応について検討・実施してい くことは、利用者が多様なニーズに合致した利便性の高い 金融サービスを享受できる事業環境の整備に有効であると 考えています。
	【今後の課題】	イノベーションと利用者保護のバランスを確保しつつ、
		デジタライゼーションの進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適用に対応しているが悪がたり、そのための影響
		の変化に適切に対応していく必要があり、そのための所要 の対応について取組を進めていく必要があります。
	【施策】	上記の課題等を踏まえ、デジタライゼーションの進展等
		の環境変化に適切に対応していく観点から、引き続き取組
		みを進めていきます。
	【測定指標】	① 「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るた
		めの金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等した同会に提出したため、測定性標本拠別しま
		る法律案」を国会に提出したため、測定指標を削除します。
		② 銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結義務に係
		る猶予期間(令和2年5月末)が終了したため、測定指
		標を削除します(なお、新型コロナウイルス感染症の影
		響により、契約締結の意向を示していたにもかかわらず
今後の課題・		締結が間に合わない場合については、猶予期限を9月末
次期目標等への		まで延長しました)。 ③ FinTech サポートデスクで受け付けた相談及び FinTech
反映の方向性		実証実験ハブでの支援を決定した案件について、引き続
		き内容・ニーズに応じて的確に対応していきます。
		④ FinTech Innovation Hub のこれまでの取組みも踏まえ、
		イノベーションの促進を更に後押しする観点から、金融
		機関やフィンテック企業等の様々なステークホルダー
		との間で、技術的な課題の解決等に向けた検討を進めていきます。
		⑤ XML 電文に対応した全銀システム(「全銀 EDI システム」)
		の初期における円滑な稼働が確認されたため、測定指標
		を削除します。
		⑥ 今後も金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を
		実施し、金融業界全体のサイバーセキュリティの向上を
		図っていきます。 ⑦ NISCと連携して情報セキュリティに関する情報提
		供を適切に行います。また、金融庁独自で発信すべき情
		報があれば、積極的に情報提供を行っていきます。

⑧ 監督指針を横断的に改正し、個人データの第三者提供に 係る監督上の着眼点を明確化したため、測定指標を削除 します。

主な事務事業の取組内容・評価

デジタライゼーションの加速的な進展への対応

- ・1つの登録を受けることにより銀行・証券・保険すべての分野のサービスの仲介を行うことができる「金融サービス仲介業」の創設や、100万円超の高額送金を取扱可能な資金移動業の新しい類型の創設などを盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。<再掲>
- ・銀行と電子決済等代行業者との相互理解の促進のための取組みを実施しました。その結果、令和2年1月末時点では、ほぼ全ての邦銀が5月末までに複数の電子決済等代行業者と契約を締結する意向を表明しました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、契約締結の意向を示していたにもかかわらず締結が間に合わない場合については、猶予期限を9月末まで延長しました。<再掲>
- ・FinTech サポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応するのに加え、FinTech 実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、実証実験ごとに、庁内に担当チームを組成して継続的な支援を行いました。また、イノベーションに向けたチャレンジを一段と加速させる観点から、FinTech サポートデスクや実証実験ハブについて、金融庁職員がフィンテック企業等の集積地に足を運ぶ出張相談を実施しました。
- ・昨年に引き続き「フィンテック・サミット」を開催し、我が国におけるフィンテック・デジタライゼーションの状況を国内外に発信するとともに、海外当局とのフィンテック推進に向けた協力枠組みを強化しました。また、「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」や「G20 技術革新に係るハイレベルセミナー」での議論や国際共同研究も踏まえ、ブロックチェーン技術等を活用した分散型金融システムのガバナンスのあり方について、当局、技術者、学識経験者等の幅広いステークホルダーがマルチステークホルダー型アプローチで議論する「Blockchain Global Governance Conference [BG2C]」は、令和2年3月に開催予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で開催延期しました(一部重要セッションのみ当初開催日程の3月にオンラインで開催・公開しました)。
- ・昨事務年度の取組みにより広がったフィンテック関係者とのネットワークを最大限活用し、政策課題の抽出や具体的施策の策定を行うため、最

新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集を行いました。その過程で寄せられたフィンテック企業や金融機関等による新しいビジネスへの前向きな挑戦については、金融庁および財務局の関係部局が適切に連携してサポートしました。

- ・情報銀行の活用や手数料収入につながる情報ビジネスも含め、様々なデータの利活用に関する環境整備の一環として、情報の第三者提供にかかる監督指針の改正を行いました。
- ・デジタルバンク設立にかかる相談・申請に際しては、イノベーションと 利用者保護のバランスを取りつつ、銀行として持続可能なビジネスモデ ルの構築、デジタルバンクに必要とされるシステム構築、AML/CFT 態勢の 構築状況、個人情報の適切な取扱い等といった観点を踏まえ、適切に対 応しました。
- ・全銀 EDI システムは平成 30 年 12 月に稼動しました。全銀 EDI システム は現在まで特段のトラブルなく運営されており、初期の円滑な稼働が確認されました。<再掲>
- ・金融機関のサイバーセキュリティ対策の実効性向上に向け、地域金融機関に対して脆弱性診断の実施等を要請するとともに、金融庁主催のサイバー演習(Delta Wall IV)を実施しました。また、大手金融機関に対しては、「脅威ベースのペネトレーションテスト」の活用を促した結果、多くの金融機関で同テストの活用が進められました。更に、業界横断的に東京オリパラ大会に向けたサイバーセキュリティに関する対応状況を確認し、サイバーセキュリティ対策の強化を促しました。
- ・ 金融機関の IT ガバナンスの機能発揮に向け、令和元年6月に公表した「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」に基づき、IT の戦略的利活用の取組状況について、実態把握を行いました。また、イノベーションの進展に伴う新たなリスクの対応状況を含め、金融機関のシステムリスクに応じた効率的なオン・オフのモニタリングを実施しました。
- ・オンラインで完結する新たな本人確認方法の導入を計画する民間事業者 からの相談に応じ、その実装を支援しました。
- ・全銀協の AML/CFT 態勢高度化研究会にて、AML/CFT 全般に関する金融機関間での共通化・共有化の実現に向けた課題及び顧客管理における公的機関の提供する情報の活用についての検討を進め、2019 年 12 月に中間報告を取りまとめました(金融庁はオブザーバーとして研究会に参加)。(詳細は指標③に係る「令和元年度実績」欄を参照)

	区	分	29 年度	30 年度	元年度	2年度
		当初予算	65	134	154	180
施策の	予算の状況	補正予算	_	ı	I	
予算額 • 執行額等	(百万円)	繰越等	▲2	0		
		合 計	63	134		
	執行額(百万円)	39	112		

学識経験を有する者 の知見の活用

政策評価に関する有識者会議(令和2年6月23日)

【測定指標①】

・金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品 の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案

(https://www.fsa.go.jp/common/diet/201/01/houritsuanriyuu.pdf)
【測定指標②】

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた銀行と電子決済等代行 業者との間の契約締結に関する対応について

(https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press_20200
414. html)

【測定指標⑧】

・「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について

(https://www.fsa.go.jp/news/r1/20200304/daisansya.html)

担当部局名

総合政策局

<mark>総合政策課</mark>、フィンテック室、リスク分析総括課

企画市場局

総務課信用制度参事官室、調査室

政策評価実施時期

令和2年6月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(横断的施策一2)

	施策名 	業務継続体制の確立と災害への対応
		大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確
		立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的
		な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融
		機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性
	施策の概要	の向上を促していく。
		また、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨及び令和元
		年東日本台風(台風第 19 号)等からの復旧・復興に向けて、金融機関
		に対して、被災者の生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促
		していく。
		大規模災害等発生時の金融システム全体(金融庁及び金融機関等)に
		おける業務継続体制の確立を図ること
	達成すべき目標	東日本大震災、28 年熊本地震、30 年7月豪雨及び令和元年東日本台
		風等による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・
		復興に資すること
		「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核
		を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保
		を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性
		の確保に係る取組みを進める。また、大規模災害発生時において、金融
		サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生
		じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。
		東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に
		入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっ
		ている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況
		等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの
	目標設定の	最適な解決策の提案・実行支援を促す。また、28 年熊本地震、30 年 7
	考え方 ■ 根拠	月豪雨及び令和元年東日本台風等への対応についても、被災地の速やか
		 な復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整
		 理に関するガイドライン (以下 「自然災害被災者債務整理ガイドライン」
		 という)」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取
		引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。
		【根拠】
		・首都直下地震緊急対策推進基本計画(26 年 3 月 28 日閣議
		決定)
		・政府業務継続計画(首都直下地震対策)(26 年 3 月 28 日閣議決定)
		・新型インフルエンザ等対策政府行動計画(25 年 6 月 7 日閣議決定)
		利宝年イノアーイリ寺科界欧州11期計画(2)中10月(日格議/大庄)

	・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン(26 年
	3月31日)
	・国土強靱化年次計画 2019 (元年 6 月 11 日国土強靱化推進本部決定)
	・国土強靱化基本計画(30年 12月 14日閣議決定)
	・主要行等向けの総合的な監督指針
	・利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまでの
	実践と今後の方針(令和元事務年度)~(元年8月28日)
	・東日本大震災からの復興の基本方針(23年7月29日)
	・30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ(30 年 8 月 2 日)
	・被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ(元年 11 月 7
	目)

	Visit when the last						
	測定指標						
指	標① [主要]災	と害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み	【達成】				
		「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」などを踏まえ金	融庁業務継続計				
	元年度目標	画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施					
	元年度実績・金融庁業務継続計画等について、その実効性を検証しました。						
指	標② [主要]災	(害等発生時に備えた訓練	【達成】				
	元年度目標	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的	りな訓練を実施				
	元年度実績	・政府防災訓練への参加のほか、金融庁の業務継続計画等のするため、職員の安否確認訓練、徒歩参集訓練及び金融庁等設置・運営訓練を関係機関と連携して実施しました。 ・新型インフルエンザ等の海外発生期から国内感染期までいて、情報伝達訓練等の机上訓練を実施しました。	災害対策本部の				
指	標③ 「主要〕業	といれています。 	【達成】				
	元年度目標	訓練の実施					
	元年度実績	・ 30 年度に引き続き、令和元 30 年 9 月 2 日及び 11 月 9 協会、銀行等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施し令和元年度の訓練では、災害発生時におけるシステムセ況の確認について、過去の訓練では、机上での対応に止スも見られたが、本年度はシステムセンターの被害状況練における必須の実施項目にするなど、訓練内容の高度化	ました。なお、 ンターの被害状 まっていたケー の確認を実働訓				
	個人債務者の私的整理に関するガイドラインの運用支援。東日本大						
指	標(4)	会者再生支援機構の活用促進 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	【達成】				
	二左旋口標	個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東	日本大震災事業				
	元年度目標	者再生支援機構の活用促進					

1 1		
		・ 金融機関に対し、個人版私的整理ガイドラインや東日本大震災事業者
		再生支援機構の活用を促しました。
	元年度実績	・ 個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、マスメディアによる
		周知広報のほか、自治体の協力を得た仮設住宅等の入居者へのチラシの
		配布、金融機関におけるチラシの備置き及び配布、関係者と連携した同
		ガイドライン説明会の開催などの周知広報を実施しました。
坮	金融機能 標⑤	と強化法(震災特例)に基づき資本参加を実施した金融機関 【達成】
1日/	^{原の} に対する	5.適切なフォローアップの実施 「 ^{屋成} 」
	元年度目標	金融機能強化法(震災特例)について、適切なフォローアップを実施し、
	几千度日倧	計画の履行状況を半期ごとに公表
		金融機能強化法(震災特例)に基づく資本参加金融機関における経営
	元年度実績	強化計画の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎
	几十及天碩	短七計画の履行状况について、適切にフォローアックを実施し、十朔母 にその内容を公表しました。
		にての内谷を公衣しました。
指	標⑥ 自然災害	F被災者債務整理ガイドラインの運用支援 【達成】 【達成】
	元年度目標	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報
		・ 金融機関に対し、自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用を促し
		ました。
		・ 自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用促進に関し、令和元年8
	元年度実績	月の前線に伴う大雨や令和元年東日本台風など自然災害の被災者により
		活用されるよう、マスメディアによる周知広報のほか、自治体の窓口へ
		のチラシの備置き及び配布、金融機関におけるチラシの備置き及び配布、
		関係者と連携した各種相談会の開催などの周知広報を実施しました。
	一 被災者が	Pらの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時
指	標⑦ における	る被災者からの相談等の受付 【達成】
		各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤ
	元年度目標	ルを設置
		令和元年度は、被災者等からの金融機関との取引に関する相談等を受け
		付けるため、以下の専用相談ダイヤルを設置しました。
	- F- H/-	・令和元年台風第 15 号金融庁相談ダイヤル(元年 9 月設置)
	元年度実績	・令和元年台風第 15 号及び第 19 号金融庁相談ダイヤル(元年 10 月設置)
		(※「令和元年台風第 15 号金融庁相談ダイヤル」を更新)
		・新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル(2年2月設置)
		1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

				評価結果
目標達成度合い	Α (目標達成)	

の測定結果	【判断根拠】	金融庁の業務継続計画等について、その実効性を検証(測定指標①)したほか、政府防災訓練に参加するとともに、同計画等の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練や関係機関との合同訓練等を実施しました(測定指標②、③)。また、東日本大震災、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年東日本台風等への対応として、個人版私的整理ガイドライン及び自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報を実施したほか、東日本大震災事業者再生支援機構の活用を促しました(測定指標④、⑥)。さらに、被災者等からの金融機関との取引に関する相談等を受け付けるため、「令和元年台風第15号金融庁相談ダイヤル」及びそれを更新した「令和元年台風第15号及び第19号金融庁相談ダイヤル」、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を設置(測定指標⑦)するなど、全ての測定指標で目標を達成することができました。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、金融庁における業務継続体制の整備・運用や、金融機関による事業者等支援の促進を積極的に実施したことから、「A」としました。
	【必要性】	金融庁の業務継体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促すためには、業務継続計画等の継続的な検証や関係機関と連携した訓練の実施等が必要であると考えています。
施策の分析	【 効 率 性 】 	業務継続計画等の実効性の検証や関係機関と連携した訓練の実施等により、金融庁の業務継続体制の充実・強化や、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上等を効率的に進めることができたと考えています。
	【有効性】	業務継続計画等の検証や訓練の実施等は、金融庁の業務 継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等におけ る業務継続体制の実効性の向上を促す一定の効果があった と考えています。
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	【今後の課題】	東日本台風や新型コロナウイルス感染症への対応等を踏ま えつつ、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るため、業 務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、関 係機関と連携した訓練等の実施により、更なる実効性の向 上に取り組む必要があるほか、金融機関等における業務継 続体制の実効性の向上を引き続き促していく必要がありま す。

【施策】

業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、 政府防災訓練等への参加、庁内訓練や関係機関と連携した 訓練等についても引き続き実施するほか、金融機関等にお ける業務継続体制の実効性の向上を引き続き促していきま す。また、東日本大震災、令和元年東日本台風及び新型コ ロナウイルス感染症をはじめとする自然災害への対応とし て、被災者の生活・事業の再建を引き続き支援していきま す。。

【測定指標】

- ① 「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」などを踏ま え金融庁業務継続計画等の実行性を検証し、必要に応じ て見直しを実施していきます。
- ② 金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して 実践的な訓練を実施していきます。
- ③ 今後も業界横断的な訓練が効果的に実施されるよう、 全国銀行協会と協力して訓練の高度化を検討していきます
- ④ 個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震 災事業者再生支援機構の活用促進により、引き続き被災 者支援を促進していきます。
- ⑤ 金融機能強化法(震災特例)に基づき資本参加を実施 した金融機関に対する適切なフォローアップを実施して いきます。
- ⑥ 自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援により、引き続き被災者支援を促進していきます。
- ⑦ 被災者等からの相談を受ける相談ダイヤルを活用した 各種災害時等における被災者等からの相談等の受付を行っていきます。

主な事務事業の取組内容・評価

① 災害等発生時における金融行政の継続性確保

金融庁の業務継続計画等について、その実行性を検証しました。こう した取組によって、金融庁の業務継続体制の実効性が確保されているも のと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、金融庁業務継続計画に基づき、「金融庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置・開催し、以下のとおり、職員の感染予防策を含む業務継続体制の整備・運用を実施しました。

- 庁舎内に消毒液を増設するとともに、手洗い・手指消毒の徹底や咳エ チケット・マスク着用を励行しました。
- 時差出勤の活用促進やテレワーク等による出勤の抑制、別室も活用した分割勤務を実施し、人員計画や職員勤務シフト等について検討を行いました。

- 不要不急の対面会議等を取り止め、ウェブ会議の活用を実施しました。
- 3つの「密」の回避、懇親会等の自粛、毎日の検温や風邪症状がある場合の出勤の自粛等を職員に周知するとともに、感染の疑いがある場合の報告体制を整備しました。

② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上

全預金取扱金融機関の業務継続体制の整備状況等について確認を行い、取組が遅れている金融機関に対して、体制整備を促しました。こうしたモニタリングによって、預金取扱金融機関の業務継続体制の実効性の向上に寄与したものと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、金融機関、東京証券取引所等及び日本公認会計士協会に対して、「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた BCP 対応に係る留意事項」の発出を行いました。

③ 災害への対応

[東日本大震災]

- ・ 金融機能強化法(震災特例)に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画等の履行状況について、それぞれの営業地域において金融仲介機能が適切に発揮されているかフォローアップを行い、その内容を公表しました。
- ・ 金融機関に対し、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用を促すとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援状況を確認しました。

[平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風]

・ 自然災害被災者債務整理ガイドラインが被災者により活用されるよう、マスメディアによる広報を含めた制度周知や運用支援を行うとともに、REVICと地域金融機関等が連携して設立した「熊本地震事業再生支援ファンド」、「九州広域復興支援ファンド」、「西日本広域豪雨復興支援ファンド」及び「令和元年台風等被害広域復興支援ファンド」の活用を促しました。

[新型コロナウイルス感染症への対応]

- ・ 金融機関に対する事業者の資金繰り支援などの要請及び金融機関の取組みに係るヒアリング、金融機関等との取引に関する相談ダイヤルの開設、事業者支援策の広報等を実施しました。(以下再掲。詳細は、施策 I-2、I-3、II-2、III-2、III-3、横断的施策-2、横断的施策-3、金融庁の行政運営・組織の改革-1を参照)
- 金融機関に対し、事業者への積極的な支援(事業者を訪問するなどの 丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変 更等)について、要請文を発出するとともに、大臣談話を公表しまし た。これを受け、事業者への資金繰り支援の取組みの促進を当面の検 査・監督の最重点事項とし、特別ヒアリングによる金融機関のモニタ リングの実施するほか、金融機関に対して貸出の条件変更等の取組み 状況の報告・公表を求め、金融機関の取組み状況を適時適切に確認し

ていくこととしました。

- 金融機関に対し、日本政策金融公庫等と民間金融機関との連携強化等 に係る要請文を発出し、本要請を踏まえた民間金融機関における取組 みの具体例を公表しました。
- 事業者・個人向けリーフレット (新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ)を配布しました。
- 金融機関等より当庁への報告や届出の提出期限に係る柔軟な対応に関する公表を行いました。
- 国際的に活動する金融機関における規制上の資本及び流動性のバッファーについて、必要に応じて金融機関による資金繰り支援等に活用可能である旨を改めて周知しました。
- 金融機関との取引(資金繰り等)に係る相談を受け付ける「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を開設しました。

[上記以外の自然災害への対応]

- ・ 令和元年房総半島台風など自然災害への対応について、関係金融機関 等に対し「金融上の措置」に関する要請を行うなど、的確な措置を迅速 に講じました。
- ・ 「令和元年台風第15号金融庁相談ダイヤル」と、それを更新した「令和元年台風第15号及び第19号金融庁相談ダイヤル」を開設しました。
- ・ 豚熱の患畜が確認された府県内の関係金融機関等に対して、養豚農家 をはじめとする取引先の経営相談に丁寧かつ親身に応じることや、貸付 条件の変更等の適切な融資対応に努めることなどについて要請文を発出 しました。
- ・ こうした取組によって、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年7月豪雨、令和元年東日本台風等による被災者の生活・事業の再建及 び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援等に 寄与したものと考えています。

	区	分	29 年度	30 年度	元年度	2年度
		当初予算	104	52	46	30
施策の	予算の状況	補正予算		2		_
予算額•執行額等	(百万円)	繰越等	2			
		合 計	106	53		
	執行額(i	百万円)	78	61		

学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議(令和2年6月23日)

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報

- ・金融庁業務継続計画(平成30年9月5日)
- ・全国銀行協会(ニュース&トピックス)

総合政策局

<mark>総務課</mark>、秘書課、秘書課管理室、総合政策課金融サービス利用者相 談室

担当部局名

企画市場局

市場課、企業開示課

監督局

総務課監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織 金融室、銀行第二課地域金融企画室、証券課

政策評価実施時期

令和2年6月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(横断的施策一3)

施策名	その他の横断的施策
施策の概要	金融行政について、横断的に関係する施策を実施することにより、円 滑な行政運営に資する体制整備を図る。 基本政策(政策 I ~Ⅲ)に横断的に関係する施策の実施。
達成すべき目標	世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること。 基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること。
目標設定の 考え方・根拠	日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要がある。また、当庁においても金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するために策定した I T戦略を推進するなど、横断的に関係する取組みを実施することにより、金融行政の適切な運営を図る必要がある。 【根拠】 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) ・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準(FATF勧告)(24年2月策定) ・世界最先端 I T国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(30年6月15日閣議決定) ・サイバーセキュリティ戦略(30年7月25日閣議決定)

	測定指標						
指標① [主要	[世界共通の課題の解決への貢献 【達成】 【達成】 【達成】 【 では、 「では、 」 「 では、 」 「では、 」 「では						
令和元年 目標	国際的な議論への貢献、残された国際的な金融規制改革項目への対応、持続可能な開発目標(SDGs)の推進、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応における国際的な議論・連携、本邦金融機関のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢強化						
令和元年	● ○国際的な議論への貢献 ・G20議長国として、金融市場の分断、金融技術革新、高齢化と金融包摂を金融セクター関連の主要課題(プライオリティ)として設定し、具体的な提案や各国との調整を行い、関連国際会議の議長を務めるなどした上で、令和元年6月の財務大臣・中央銀行総裁会議(於:福岡)及び首脳会議(於:大阪)に成果を提出しました。 ・当庁の金融国際審議官が金融安定理事会の常設委員会の一つである、規制監督上の協調に係る常設委員会の議長に就任しました。 ○残された国際的な金融規制改革項目への対応						

- ・国際的な自己資本比率規制の見直し(バーゼルⅢの最終化)を踏まえ、 国内実施に向けた関係者との対話を行い、規制案公表のための作業を進 めました。
- ・保険監督者国際機構における、国際的に活動する保険グループを対象としたモニタリング期間のための国際資本基準(reference ICS Version 2.0 for the monitoring period) の開発及び合意(令和元年11月)に貢献しました。
- ○持続可能な開発目標(SDGs)の推進
- ・令和元年12月、日本取引所グループと共催でTCFDに関するシンポジウムを開催しました。
- ・TCFDコンソーシアムによる、令和元年10月の「TCFDサミット」の開催や「グリーン投資ガイダンス」の公表等をサポートしました。
- ・各国当局・金融機関等へのヒアリング及び気候変動リスクに係る官民勉 強会の開催等を通じ、気候変動リスクに係る知見の蓄積を進めました。
- ・Network for Greening the Financial System (気候変動リスク等に係る 金融当局ネットワーク) における議論にも積極的に参画しました。
- ・機関投資家と企業の建設的な対話を通じた企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、令和2年3月、スチュワードシップ・コードについて、論点の1つとして「サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮」を盛り込むことを内容とする改訂を実施(施策III-3参照)。また、地域金融機関によるESG要素を考慮した事業性評価に基づく融資・本業支援について、環境省の「ESG地域金融実践ガイド」の策定に貢献した。
- ○マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応
- ・仮想資産に関するFATF基準の採択(令和元年6月)を受けて設立された、 FATF政策企画部会傘下のコンタクト・グループの共同議長に当庁が就任 し、業界との対話及び基準遵守に向けた業界の取組みのモニタリングに おいて、主導的な役割を果たしました。
- ・令和元年8~9月、新聞、テレビ等による政府広報を実施しました。
- ・実態調査結果等に応じてモニタリングを実施し、金融機関等の管理態勢の底上げを促進しました。令和元年10月、モニタリング等を通じて把握した金融機関等の対応状況等を取りまとめた「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題(2019年9月)」を公表しました。
- ・令和元年10月~11月にかけ、日本に対するFATF審査団からのオンサイト 審査が実施されました。今後も引き続き本邦金融機関のマネロン・テロ 資金供与対策のさらなる高度化に取り組む必要があります。
- ・金融機関との意見交換会や、マネロン対応高度化官民連絡会等を通じて、 関係機関等との情報連携を行った他、金融機関等向けにマネロン・テロ

	資金供与対策について講演を63回実施しました。
指標② [主要]	国際的な当局間のネットワーク・協力の強化 【達成】
令和元年度 目標	各国との具体的な取組みを更に推進する等、相手国当局との規制・監督等 の協力枠組みを強化
令和元年度 実績	 ○米欧 ・英国の EU 離脱について、英欧当局と想定される問題等について意見交換を行い、必要な対応を進めました。 ・EU とは令和元年 10 月に日 EU 合同金融規制フォーラム、スイスとは令和元年 12 月に日 スイス財務金融協議を開催し、経済・金融に関する幅広いテーマについて意見交換を行いました。 ・欧州・単一破たん処理委員会との間で、銀行の破たん処理の分野での協力に係る書簡交換を行いました。 ・ドイツ連邦金融監督庁との間で、金融機関の監督分野での協力に係る書簡交換を行いました。 ・ドイツ連邦金融監督庁との間で、金融機関の監督分野での協力に係る書簡交換を行いました。 ・ドイツ連邦金融監督庁との間で、金融機関の監督分野での協力に係る書簡交換を行いました。 ・ドイツ連邦金融監督によるに、中国金融の有識者や金融機関等から構成される「中国金融研究会」を開催し、官民で中国金融の最新動向及び日中金融協力の進展等について議論しました(第3回は6和元年6月、第4回は12月に開催)。 ・令和元年11 月、日本・中国・韓国の金融監督上の諸課題について意見交換を行いました。 ・ミャンマー(緬)に対しては、令和元年11 月、「保険セクター支援計画」(平成30年6月策定)の「進捗報告書」を作成して緬計画財務工業大臣に手交し、これらに基づく技術協力等を実施しました。また、日系保険会社6社に対する進出支援の結果、令和元年11 月、同6社は編保険市場における営業発許を正式に取得しました。さらに、資本市場活性化支援の成果として、令和2年3月、外国人投資家によるヤンゴン証券取引所の上場株取引の解禁が実現しました。 ・ベトナム、マレーシア、及びインドネシア等の金融当局との協力強化のため、副大臣などハイレベルで協議を実施しました。 ・ベトナム、マレーシア、及びインドネシア等の金融当局との協力強化のため、副大臣などハイレベルで協議を実施しました。 ・ブラジル中央銀行との間で、金融機関の監督分野での協力に係る書簡交換を行いました。 ・ブローバル金融連携センター(GLOPAC)」においては、新興国の金融当局から受入れる職連携センター(GLOPAC)」においては、新興国の金融当局から受入れる職連携センター(GLOPAC)」においては、新興国の金融当局から受入れる職連携でンター(GLOPAC)」においては、新興国の金融当局から受入れる職連携でンター(GLOPAC)」においては、新興国の金融当局が発行である職連携でファップを対しました。 ・ブローバル金融連携でンター(GLOPAC)」においては、新興国の金融当局が発行である場が表別を表別である場が表別であるというのであるのは、またが表別である場が表別であるのであるというに表別であるのであるというのであるというのであるというのであるといからなどのであるというは、またが表別であるというのであるというを表別であるというのであるというのであるというのであるというは、またが表別であるというのであるというのであるというのであるというのであるというのではよりまするというのであるというないるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるというのであるといるのであるというのであるというのであるというのであるというのできるというのできるというのでは、まりを表別をいるというのであるという

		インドネシア、カザフスタン、南アフリカ、及び東京にAlumniフォローアップ・フォーラムを開催し、卒業生の後の取り組みについて聞き取りを行うとともに、金融当るなどし、各国との協力関係を強化しました。さらに、し、より深度ある講義や双方向型のセッションを現役生供しました。	プログラム修了 局を表敬訪問す 大学等とも連携
指	標③ 「規制改	文革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業	【達成】
	令和元年度 目標	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な	な措置を実施
	令和元年度 実績	・ 「規制改革実施計画」(元年6月21日)等に盛り込ま 改革事項について検討を進め、規制・制度改革を積極的に これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズ つつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が、着実に 考えます。	と推進しました。 に的確に対応し
指	標④ 間	ションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期	【達成】
	令和元年度 目標	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応 の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その知	
	令和元年度 実績	・ 31 年度における、ノーアクションレター制度に基づくて、処理期間内での回答を実現しました。 これにより、金融行政の透明性・予測可能性を高め、提供者が積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を確保に寄与したものと考えています。	金融サービスの
指	標⑤ 金融行政	なにおけるITの活用	【達成】
	令和元年度 目標	金融庁デジタルガバメント中長期計画の着実な推進及び情 対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施	報セキュリティ
	令和元年度 実績	・ 「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」等に基づを行いました。 一 情報システムの調達内容を審議する調達会議や調達当者間で調達内容を精査する事前審査会の運営方法を庁における IT ガバナンスの強化に向けて取り組みましー 効率的かつ効果的な業務実施に向けて、庁内全てのの無線 LAN の導入や LAN におけるビデオ通話・チャット職員間で円滑に業務を行える ICT 環境を整備するとと業務の拡大に取り組みました。 一 検査・監督等の実施に際して利用している現行の金タリングシステムについて、より効率的かつ効果的な積等を図る観点から、金融機関等に対して、改善要望を行いました。 一 情報セキュリティ対策推進計画を踏まえ、情報セキの向上を図る観点から、全職員を対象とした訓練・研	会議前に実務担見直すなど、当見直すなど、当見直すなど、当また。 課室・会議室へ、機能の導入等、もに、RPAの対象 をはて、RPAの対象 をはないである。 を関等のモニ 情報のヒアリング コリティの一層

		シデント対応にあたる職員による実践的訓練への参加 を踏まえた当庁セキュリティポリシーや実施手順等の 攻撃に係る動向把握と庁内への共有等を通じた早期警 的対策の強化を行いました。	改定、サイバー
指	標⑥ 窓口対応	ぶの改善に向けた取組状況	【達成】
	令和元年度 目標	アンケート結果を踏まえ、金融庁・各財務局等において、 等の実施	窓口対応の改善
	令和元年度 実績	・ 昨事務年度実施した金融機関へのアンケート結果による資料に重複感がある等の声も見受けられたところ、提 に取り組んだほか、本事務年度においてもアンケートを 業種を広げた。	出書類の簡素化
指	標⑦ 保険募集	長人等の営業活動における旧姓使用に向けた取組状況	【達成】
	令和元年度 目標	必要な制度改正を進めるとともに、金融庁及び金融業界に 改修等へ対応(元年度~2年度)	おけるシステム
	令和元年度 実績	・ 規制改革推進会議での議論を踏まえ、保険募集人等がて、希望に応じて旧姓を名乗ることもできることを監督め、監督指針の改正を行った。また、金融庁及び金融業テム改修を進めるとともに、必要となる内閣府令等の改を進めた。	上明確化するた 界におけるシス

		評価結果
	A(目標達成)	
目標達成度合い	A(目標達成) 【判断根拠】	金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けた経験や知見の共有に取り組みました(測定指標①)。また、英国のEU離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局と想定される問題等について意見交換を行いながら必要な対応を進めるとともに、アジア新興国等に対する技術支援の強化等を行いました(測定指標②)。
の測定結果		また、測定指標③④⑥⑦についても目標を達成するなど、 取組みを進めることができたほか、金融行政におけるIT の活用についても、30年6月に策定した「金融庁デジタル・ ガバメント中長期計画」に基づき、重点項目として掲げた ITガバナンスの強化や庁内のICT環境の整備等の取組 を着実に推進(測定指標⑤)したことから「A」としました。

	【必要性】	日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要があります。
		また、金融行政の効率的・効果的な行政運営を実現する ため、「金融庁デジタルガバメント中長期計画」を着実に推 進する必要があります。
	【効率性】	横断的施策のうち、国際的な課題について、各国と協調
施策の分析		して対応を進めました。 また、金融行政の効率的・効果的な行政運営を実現する ため、「金融庁デジタルガバメント中長期計画」を着実に推
		進していきます
	【有効性】	世界の金融システムの安定と発展に貢献する取組みは、 我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に有効 であると考えています。
		また、金融行政の効率的・効果的な行政運営を実現する ため、「金融庁デジタルガバメント中長期計画」を着実に推
		進することが有効であると考えています。
	 【今後の課題】	日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、
		引き続き、国際的な金融規制改革の議論に貢献し、新たな
		金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けて
		取り組む必要があります。また、国際的な当局間のネット
		ワーク・協力の強化に関しては、これまでの取組みを踏ま
		え、さらに取組みを継続し、充実させていく必要がありま
		す。加えて、引き続き本邦金融機関のマネロン・テロ資金
		供与対策のさらなる高度化に取組む必要があります。
		その他、「金融庁デジタルガバメント中長期計画」や「実
- 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一		践と方針」に掲げる事項について着実に推進することによ
		り、効果的・効率的な行政運営の更なる推進等を図ってま
反映の方向性	【梅笙】	いります。
		上記の課題を踏まえ、引き続き、国際的な議論への取組
		みや国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を図ります。
		・ また、「金融庁デジタルガバメント中長期計画」等 に掲
	「ANI 亡 七 無 】	げる取組について、更なる推進等を図ってまいります。
	【測疋指標】	① 国内外の課題を踏まえ、国際的な議論への貢献を引き 続き進めてまいります。
		② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を引き続き進めてまいります。
今後の課題 • 次期目標等への 反映の方向性	【施策】	践と方針」に掲げる事項について着実に推進することにより、効果的・効率的な行政運営の更なる推進等を図ってまいります。 上記の課題を踏まえ、引き続き、国際的な議論への取組みや国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を図ります。 また、「金融庁デジタルガバメント中長期計画」等に掲げる取組について、更なる推進等を図ってまいります。 ① 国内外の課題を踏まえ、国際的な議論への貢献を引き続き進めてまいります。 ② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を引き続

- ③ 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を整備するため、引き続き、規制・制度のあり方について検討を行います。
- ④ 引き続き、ノーアクションレター制度等に基づく法令 照会について迅速に対応していきます。
- ⑤ 「金融庁デジタルガバメント中長期計画」等 に掲げる 取組について、更なる推進等を図ってまいります。
- ⑥ 金融庁・各財務局等において、引き続き窓口対応の改善等に向けた取組を実施してまいります。
- ⑦ 保険募集人等の営業活動における旧姓使用について、 引き続き必要な制度改正を進めるとともに、金融庁及び 金融業界におけるシステム改修等へ対応していきます。

主な事務事業の取組内容・評価

- ① 世界共通の課題の解決への貢献
 - ・各種国際会議の議長等を務め、世界共通の課題の解決に向けて議論を主導してきました。特に、G20 議長国として、金融市場の分断、金融技術革新、高齢化と金融包摂を金融セクター関連の主要課題(プライオリティ)として設定し、令和元年6月の財務大臣・中央銀行総裁会議及び首脳会議に成果を提出しました。
 - ・国際的な自己資本比率規制の見直し(バーゼルⅢの最終化)を踏まえ、 規制案公表のための作業を進めたほか、保険監督者国際機構における、国 際的に活動する保険グループを対象としたモニタリング期間のための国 際資本基準(reference ICS Version 2.0 for the monitoring period) の開発及び合意に貢献しました。
 - ・持続可能な開発目標 (SDGs)の推進について、国際的な議論への積極的な 参画や日本の取組の国際的な発信に取り組むとともに、TCFD 提言に沿った 開示に取組む企業等に対して取組状況や悩んでいる点等についてヒアリ ングを実施しました。
 - ・新聞・テレビ等による政府広報等のほか、マネロン等にかかる報告徴求による実態調査の結果を踏まえて実施した金融機関へのモニタリングの結果等を取りまとめ「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題(2019年9月)」を公表しました。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、金融安定理事会やバーゼル銀行監督委員会等の基準設定主体等を通じて各国当局の規制・監督対応について情報共有や、基準設定主体等としての対応を検討しました。
- ② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化
 - ・英国の EU 離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけを行いました。また、アジア諸国を含めた二国間協議

等を通じて、当局間ネットワークを強化しました。(詳細は測定指標②に 係る「令和元年度実績」欄参照)

- ・アジア新興国等に対する技術協力について、相手国のニーズを寄り添い ながら取り組みました。(詳細は測定指標②に係る「令和元年度実績」欄 参照)
- ・「グローバル金融連携センター (GLOPAC)」において、プログラムの内容 の充実や、研究員(卒業生)のネットワークの維持・強化に取り組みま した。(詳細は測定指標②に係る「令和元年度実績」欄参照)

③ 規制・制度改革等の推進

・「規制改革実施計画」(令和元年6月21日閣議決定)に盛り込まれている 「地方創生のための銀行の出資規制見直し」に関して、内閣府令を改正 し、事業再生、地域活性化事業及び事業承継に係る銀行等の議決権保有 制限(いわゆる5%ルール)の例外措置の拡充及び新設を行いました。

上記対応をはじめとして、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を推進することにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えます。

④ 事前確認制度の適切な運用

・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために、引き 続き金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適 切な運用を図りました。

⑤ 金融行政における I Tの活用

- ・「金融庁デジタルガバメント中長期計画」に基づき、効率的・効果的な行政運営の推進や IT ガバナンスの強化等を行いました。(詳細は測定指標 ⑤に係る「令和元年度実績」欄参照。)。
- ・情報セキュリティ対策の推進 「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、金融庁情報セキュリティ ポリシー及び実施手順等の改定、技術的な情報セキュリティ機能の強化、 情報セキュリティに関する教育・訓練等を実施しました。
- ・このほか、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、感染リスクの低減等の観点から、金融機関等、外部との間でビデオ会議を行う機能の強化や行政手続きの電子化の推進等に取り組みました。

⑥ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等

- ・許認可等の審査プロセスについては、金融庁・各財務局等が連携し、積極的に情報共有を行うことにより、審査の迅速化等に取り組みました。
- ・その他、測定指標の実績欄に記載の取組を実施しました。

	区	分	29 年度	30 年度	元年度	2年度
施策の	ス質の単河	当初予算	292	267	371	312
予算額 • 執行額等	予算の状況	補正予算	1		▲ 2	
	(百万円)	繰越等	l	_		

	合	計	292	267
- サカクテダ白 / r	百万円])	255	228

学識経験を有する者 の知見の活用

政策評価に関する有識者会議(令和2年6月23日)

【測定指標①】

• G20

https://www.g20.org

· G20 財務大臣·中央銀行総裁会議

https://www.g20fukuoka2019.mof.go.jp/ja/

· 金融安定理事会 (FSB)

https://www.financialstabilityboard.org

・バーゼル銀行監督委員会(BCBS)

http://www.bis.org/bcbs

・証券監督者国際機構(IOSCO)

http://www.iosco.org

·保険監督者国際機構(IAIS)

http://www.iaisweb.org

· 金融活動作業部会(FATF)

http://www.fatf-gafi.org/

·経済協力開発機構(OECD)

http://www.oecd.org/

·国際通貨基金(IMF)

http://www.imf.org/external/index.htm

・金融サービス利用者保護国際組織(FinCoNet)

http://www.finconet.org/

・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題(2019年9月)」(令和元年10月21日公表)

https://www.fsa.go.jp/news/r1/20191021amlcft/20191021amlcft.html

・「スチュワードシップ・コード(再改訂版)の確定について」(令和2年3月24日公表)

https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20200324.html

【測定指標③】

• 「規制改革実施計画」(令和元年6月21日閣議決定)

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/p_i
ndex.html

・銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等の公表について(金融庁 令和元年8月7日)

https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20190807-1/20190807-1.h tml

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報

総合政策局
 総合政策課、総務課国際室、秘書課情報化統括室、リスク分析総括課
 企画市場局 総務課 監督局 総務課
 総務課

政策評価実施時期 令和:

令和2年6月